

て、八潮市の八条で中川堤防が幅約300mにわたって決壊した。濁流は西進して青柳地区を経て葛西用水筋を南北に分流したのち、綾瀬川及び古綾瀬川へ流入したが、その間、古綾瀬川東側に大規模な浸水が生じた。21日、市は既に土俵を使い果たしていたため、川口、安行、浦和などから協力を得て綾瀬川西岸への土俵積みを実施するとともに、中川の決壊箇所の修堤が敢行され、同日夕刻、止水に成功した。

なお、本市域の被害は県北・東部と比較して軽微であったため、被害の進行中から他市町村への応援体制がとられており、18日、全域が水没した吉川市から罹災者500人を受け入れるなど、救護所を設置して22日まで対応した。

(以上、「草加市史」から抜粋。ただし、地名等は近現在に置き換えた。)

本水害から読みとられる諸データはおおむね次のとおり。

ア 利根川破堤後の到達時間

草加近傍まで、約2日

草加浸水まで、約3.7日

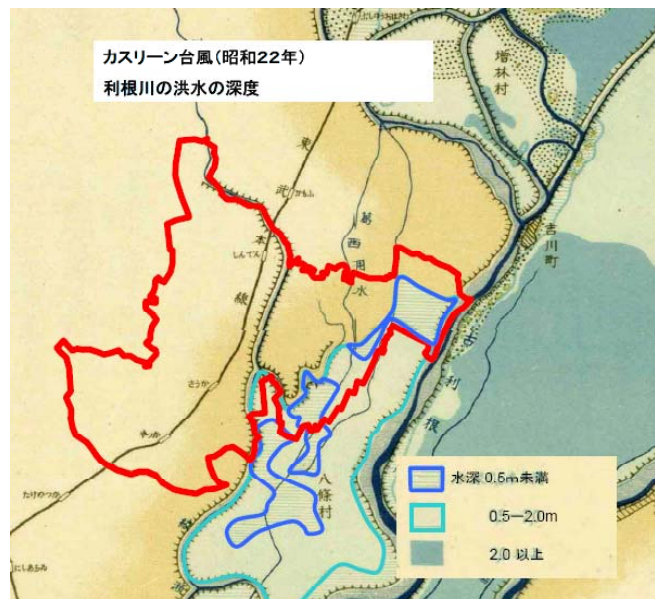
イ 中川破堤後の到達時間

草加境界まで約1時間

草加深奥まで約7時間

ウ 浸水範囲

浸水は綾瀬川と古綾瀬川で防がれ、浸水面積はおおむね3.6平方km、現在の市域の14%弱



エ 浸水深

0.5mから2m (右図参照)

オ 浸水継続期間

おおむね1日から3日程度

カ 被害状況

人的損害、氾濫水による家屋の損傷などの被害記録は無い。

(3) 先行事例その2：近年の豪雨災害における避難の実態

平成10年郡山市豪雨、平成12年東海豪雨災害、平成16年新潟豪雨災害における被災地住民に対する群馬大学工学部の調査などから、次の状況である。

ア 避難行動等及び避難所避難率

下表から、避難勧告等発令地区の避難所避難率を求めると、40%程度である。

避難勧告等発令地区住民へのアンケート結果		H10 郡山第1回	H10 郡山第2回	H12 東海豪雨	H16 新潟豪雨
避難行動	避難した	49.1%	75.0%	45.0%	40.1%
	救助された			11.0%	11.7%
	避難できなかった	20.3%	15.8%	9.0%	10.7%
	避難する必要がなかった	30.6%	9.2%	35.0%	37.6%
避難先	避難所	37.0%		57.1%	52.7%
	親族・知人宅・ホテルなど	57.6%		—	—

避難所避難率 ⁽¹⁾	25.7%	33.6%	37.1%	32.9%
-----------------------	-------	-------	-------	-------

注(1)：避難所避難率は次の式で計算した。

$$\text{避難所避難率} = (1 - \text{「避難する必要がなかった」}) \times (\text{「避難先：避難所」})$$

イ 世帯内での避難行動

世帯内において、男性は家財を2階に上げる等の浸水に備えた被害軽減行動を取り、一方で子供や老人等は女性が付き添って、先に避難させるように役割分担を行う傾向がある。

ウ 住居形態と避難率

戸建住宅の平屋及び集合住宅1階部の住民の避難率は高く、集合住宅の2階以上の住民の避難率は低い。東海豪雨において、全体の避難率が45%のとき、平屋及び集合住宅の1階部は7割、集合住宅の2階以上は3割であった。

エ 要介護高齢者の避難

要介護老人等の避難率は、一般世帯に比べて低目であるが、情報に対する危機意識は一般世帯に比べて高い。

オ 徒歩避難

桐生市におけるアンケートで、徒歩による避難は距離で1km以内、時間で15分程度という結果がある。足下が悪く、強い雨の中で傘を差し、非常持ち出し品を抱えての徒歩による長い距離の避難は住民にとって負担が大きい。

カ 車両

郡山市における避難は8割強が車を用いた。車による移動は家財としての車の保全行動としての側面を持つ。1回目の避難では道路の冠水箇所を把握できていなかったため、激しい渋滞を巻き起こしたが、2回目の避難では、市民が前回の冠水箇所を避けて通行しており、混乱は無かった。

高台の路上等に移動し駐車させて、緊急車両の走行障害、交通渋滞の要因と

することがある。

(4) 本市にかかわる外水氾濫対象河川

洪水予報河川を対象に、国土交通省（河川事務所）及び県が浸水想定区域図を作成している。更に氾濫シミュレーションが公開されている河川もある。

それらによれば、本市にかかわる河川氾濫の概要は次のとおりである。

ア 河川氾濫の概要（浸水想定区域図、その他による）

河川 管理 区分	氾濫河川	概略発 生頻度 (回/年)	市への 到達時 間 ⁽²⁾ (h)	市内の浸水面積比 ⁽⁴⁾ (%)					
				浸水 合計	床下浸水		床上浸水		
					0.5m未 満	～ 1.0m	～ 2.0m	～ 5.0m	5.0m ～
国	利根川	1/200	16～43	92	30	36	25	1	0
	荒川	1/200	12～72	96	52	30	14	0	0
	荒川上流 ⁽¹⁾	1/200	48～72	21	4	13	5	0	0
	荒川下流 ⁽¹⁾	1/200	12～40	45	20	16	9	0	0
	江戸川	1/200	9～27	15	9	4	2	0	0
	中川・綾瀬川	1/100	直後～	70	28	26	15	1	0
県	中川・綾瀬川 ・元荒川	1/100	直後～	80	34	31	15	0	0
	芝川・新芝川	1/100	2～7 ⁽³⁾	24	11	11	2	0	0

注：(1) 荒川浸水想定区域図は、上流域（熊谷・鴻巣方面）での氾濫と、下流域（上尾・埼玉・川口・足立方面）での氾濫をまとめて記載してある。上流部での氾濫は大宮台地北側を迂回し、本市の北西側に到達する一方、下流部の氾濫は荒川左岸沿いに北上して本市の南端から浸水する。このように、両者は発生の形態を異にしていることから、それぞれ個別の検討も追加した。したがって、ここの区分は河川事務所の管轄とは一致しない。

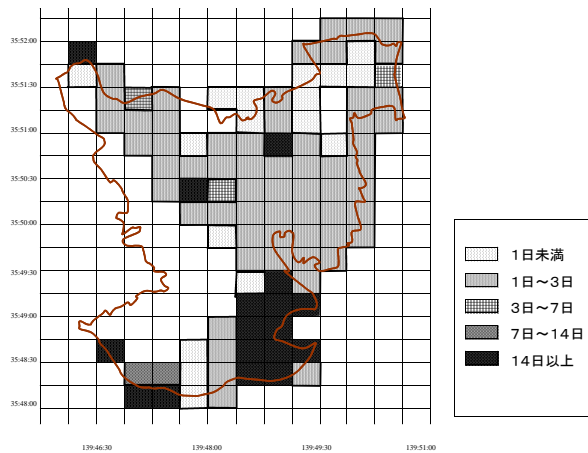
(2) 利根川、荒川上流、江戸川、中川・綾瀬川は河川事務所提供の浸水ビューワーソフト（FRICS）により、荒川下流、荒川は河川事務所提供資料を総合して推定した。

(3) 仮に洪水拡散速度 1km/h とした場合の時間

(4) 数値は丸めているため、合計数等に一部違いが出る場合がある。

イ 外水氾濫の浸水継続時間

中央防災会議大規模水害対策専門部会は平成20年3月25日に「利根川の洪水氾濫時の被害想定」について公表した。同資料によれば、利根川の氾濫において、本市における氾濫水の浸水継続時間（床上浸水地域のみ対象）はおおむね3日以内である。ただし、谷塚東部など、一部に14日以上継続する地域がある。



(中央防災会議 H20.3.25 資料に基づき、「動く浸水想定区域ビューワー利根川上流」(PC ソフト：利根川上流河川事務所提供)により破堤後 5 日までについては再計算した。)

注：ただし、本資料は、浸水深 50 cm 未満の地域は対象としていない。したがって、厳密には、「床上浸水状態の継続時間」である。

ウ 避難対応

- ・ 避難所避難者数及び避難所収容能力の対比

基礎資料として、氾濫河川ごとに、市の指定避難所への避難対象者数と指定避難所の収容能力をそれぞれケースに分けて概算した。

結果は下表のとおりであり、市民と市行政が良く連携を保つならば、想定されるすべての外水氾濫において、大別して次の 2 種の避難対応が可能である。

- 市の大半が浸水する洪水（利根川、荒川、中川・綾瀬川（・元荒川））では、床上浸水域（ケース 2）の避難所避難者を全避難所（ケース C）で収容できる。（荒川の組合せはケース B であるが、行動区分の単純化及び避難の容易さを考慮し、ここに含めた。）
- 市の一部地域が浸水する洪水（荒川上流、荒川下流、江戸川、芝川・新芝川）では、全浸水域（ケース 1）の避難所避難者を乾地の避難所（ケース A）だけで収容できる。

(太字全角で示したケース同士が選定した組合せを示す)

氾濫河川	避難所避難者数 (人)			指定避難所収容者数 (人)				
	総人口比 (%)			屋 内			屋外を追加	
	全浸水 域 (ケース1)	床上浸 水域 (ケース2)	床上浸 水域の 1,2階 (ケース 3)	乾地 (ケースA)	床下ま で (ケースB)	全浸水 域 (ケース C)	屋上・ 運動場 (ケース D)	東京外 環道 (ケース E)
利根川	110,500	74,000	22,000	2,800	50,000	113,000	141,000	231,000
	46%	31%	9%	1%	21%	48%	59%	97%
荒川	113,000	45,500	14,000	2700	93,000	131,000	158,000	249,000
	47%	19%	6%	1%	39%	55%	66%	104%
荒川上流	16,500	13,500	4,000	114,000	118,000	141,000	274,000	365,000
	7%	6%	2%	48%	50%	59%	115%	153%
荒川下流	57,000	29,500	9,000	105,000	129,000	145,000	282,000	373,000
	24%	12%	4%	44%	54%	61%	119%	156%
江戸川	10,000	4,500	2,000	143,000	148,000	152,000	325,000	415,000
	4%	2%	1%	60%	62%	64%	136%	174%
中川・綾瀬川	92,000	57,500	18,000	32,000	56,000	116,000	176,000	266,000
	39%	24%	8%	14%	23%	49%	74%	112%
中川・綾瀬川 ・元荒川	99,500	58,500	17,000	26,000	71,000	122,000	175,000	266,000
	42%	25%	7%	11%	30%	51%	74%	112%
芝川・新芝川	34,000	17,000	5,000	117,000	134,000	147,000	295,000	386,000
	14%	7%	2%	49%	56%	62%	124%	162%

注1 各数値は丸めているため、合計数等に一部違いが出る場合がある。

注2 ケース3の避難対象者は、浸水深2m未満域の1階建て住宅及び集合住宅の1階、並びに浸水深5mまでの1、2階建て住宅及び集合住宅の1、2階である。

注3 避難所避難者数のケース1及びケース2の避難所避難率は0.5、ケース3の避難所避難率は1.0として計算した。

注4 指定避難所収容能力の浸水による低減を加味して計算した。

注5 中川・綾瀬川(国管理)と中川・綾瀬川・元荒川(県管理)は同一水系であり、破堤箇所が異なることから若干の差異が生じるものの、対応上は一つでまとめて考えることができる。

注6 組合せ条件

条件1：市域の避難所避難者は基本的に市内で収容

条件2：概算に伴う誤差を吸収するため、避難者ケースに対応する収容ケースは、 $(収容数(\%) - 避難者数(\%)) > 10\%$ に従う。

条件3：条件2を満足するケースが複数生じる場合、収容能力のケース順位の低いものを優先

第3 目標フレーム

防災関係機関が具体的な応急対策を講じる上での目安として、利根川洪水の災害を想定し、災害対応目標フレームを設定する。

目標フレーム

1 救助医療														
被害状況	<table border="1"> <tr> <td>床下浸水</td> <td>20,000 棟</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>39,000 棟</td> </tr> </table>	床下浸水	20,000 棟	床上浸水	39,000 棟									
床下浸水	20,000 棟													
床上浸水	39,000 棟													
2 避難生活														
被害状況	<table border="1"> <tr> <td>避難対象者</td> <td>147,000 人</td> </tr> <tr> <td>避難所避難者</td> <td>74,000 人</td> </tr> <tr> <td>30,000 世帯</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内 乳幼児(～1.5才)</td> <td>1,700 人</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者(75才～)</td> <td>3,600 人</td> </tr> <tr> <td>女性(10～49才)</td> <td>18,000 人</td> </tr> </table>	避難対象者	147,000 人	避難所避難者	74,000 人	30,000 世帯		内 乳幼児(～1.5才)	1,700 人	後期高齢者(75才～)	3,600 人	女性(10～49才)	18,000 人	床上浸水域内住民
避難対象者	147,000 人													
避難所避難者	74,000 人													
30,000 世帯														
内 乳幼児(～1.5才)	1,700 人													
後期高齢者(75才～)	3,600 人													
女性(10～49才)	18,000 人													
飲料水	飲料水(3日間) 440 キロリットル/日	避難対象者分												
食料(3日分)	<table border="1"> <tr> <td>主食(避難所避難者分)</td> <td>689,000 食</td> </tr> <tr> <td>調製粉乳</td> <td>1,200 kg</td> </tr> </table>	主食(避難所避難者分)	689,000 食	調製粉乳	1,200 kg	(対応従事者分を含む)								
主食(避難所避難者分)	689,000 食													
調製粉乳	1,200 kg													
生活用品	<table border="1"> <tr> <td>毛布</td> <td>74,000 セット</td> </tr> <tr> <td>子供用おむつ(乳幼児)</td> <td>5,200 セット</td> </tr> <tr> <td>大人用おむつ(後期高齢者)</td> <td>10,900 セット</td> </tr> <tr> <td>生理用品(女性)</td> <td>22,000 セット</td> </tr> </table>	毛布	74,000 セット	子供用おむつ(乳幼児)	5,200 セット	大人用おむつ(後期高齢者)	10,900 セット	生理用品(女性)	22,000 セット	継続供給 継続供給 6日分				
毛布	74,000 セット													
子供用おむつ(乳幼児)	5,200 セット													
大人用おむつ(後期高齢者)	10,900 セット													
生理用品(女性)	22,000 セット													
3 応急復旧														
ゴミ	生活ゴミ(7日分) 1,100 トン													
尿尿	避難所からの発生量 170 キロリットル/日													
災害廃棄物	家具類等からの発生量 18 万トン													
公衆衛生	防疫活動対象 93,000 世帯	浸水世帯数												
4 災害時要援護者														
避難人口	<table border="1"> <tr> <td>高齢(65才以上)</td> <td>12,000 人</td> </tr> <tr> <td>乳幼児</td> <td>1,700 人</td> </tr> <tr> <td>身体障がい者</td> <td>1,700 人</td> </tr> <tr> <td>知的・精神障がい者</td> <td>300 人</td> </tr> <tr> <td>外国人</td> <td>1,400 人</td> </tr> </table>	高齢(65才以上)	12,000 人	乳幼児	1,700 人	身体障がい者	1,700 人	知的・精神障がい者	300 人	外国人	1,400 人			
高齢(65才以上)	12,000 人													
乳幼児	1,700 人													
身体障がい者	1,700 人													
知的・精神障がい者	300 人													
外国人	1,400 人													

第4 応急対策活動区分

関係機関の有機的な連携を推進し、事態の推移によって変わり行くニーズに適切に対応するため、水害が予想された時点からの事態の時系列的な進展に応じた、本市の応急対策を次のように区分整理する。

水害応急対策活動の区分

	対策活動区分	気象・河川の現	基本的目標	対策項目の概要
1	事前措置期	台風、集中豪雨等、大雨が予想される	災害対応体制の構築	情報収集・伝達 水防本部の設置 避難所の設置準備
2	水防活動期	雨が強まり、河川水位が上昇	河川の越水防止 滞留水の予防・排除	監視警戒 河川水位の上昇・越水を防ぐ活動 雨水の滞留を防ぐ活動 浸水による二次被害を防止・局限する活動
3	内水氾濫対応期	河川水位がはん濫注意水位突破 内水氾濫による被害発生	浸水地域の避難活動 浸水拡大防止 二次災害防止	災对本部設置 住民避難 交通規制 広報広聴
4	外水氾濫対応期	主要河川で堤防決壊	人命の救出救護	広域避難 救助 医療救護 自衛隊・広域応援
5	氾濫水滞留期	氾濫水の滞留	被災者の生命維持	水食料、生活必需品の供給 災害救助法手続 動物愛護 防犯対策
6	水引後対応期	洪水の終息	被災者の生活支援	障害物の除去、清掃、防疫、廃棄物処理 被災地、避難所の衛生管理 ボランティア 住宅対策 文教対策

第4節 防災関係機関の業務の大綱

防災関係機関の処理すべき業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

機関の名称	事務又は業務の大綱
1 草加市	
草加市	<p>市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 草加市防災会議に関する事務に関すること。 2 防災に関する組織の整備に関すること。 3 防災に関する調査研究に関すること。 4 防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施に関すること。 5 都市防災化事業の推進に関すること。 6 防災に関する施設及び設備の整備、点検に関すること。 7 防災に関する物資及び資機材の備蓄、整備及び点検に関すること。 8 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 9 消防、水防その他の応急措置に関すること。 10 避難の勧告、指示又は誘導に関すること。 11 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 12 緊急道路及び緊急輸送の確保に関すること。 13 公共的施設及び設備の応急復旧に関すること。 14 災害時の保健衛生、文教、給水等の応急措置に関すること。 15 犯罪の予防、交通の規制、その他、災害時における社会秩序の維持に関すること。 16 その他、災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。 17 市内にある公共的団体、企業及び住民自主防災組織の育成、指導に関すること。
2 埼玉県	
埼玉県	<p>県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する</p>

	<p>防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。</p> <p>1 災害予防</p> <p>(1) 防災に関する組織の整備</p> <p>(2) 防災に関する訓練の実施</p> <p>(3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検</p> <p>(4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検</p> <p>(5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示</p> <p>(2) 消防、水防、その他の応急措置</p> <p>(3) 被災者の救難、救助、その他の保護</p> <p>(4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育</p> <p>(5) 施設及び設備の応急の復旧</p> <p>(6) 清掃、防疫、その他の保健衛生措置</p> <p>(7) 犯罪の予防、交通の規制、その他、災害地における社会秩序の維持</p> <p>(8) 緊急輸送の確保</p> <p>(9) 応急仮設住宅の設置及び被災者住宅の応急修理に関すること。</p> <p>(10) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置</p>
越谷保健所	<p>1 保健衛生関係の被害状況の収集に関すること。</p> <p>2 医療品、衛生材料及び各種資材の調達あっせんに関すること。</p> <p>3 各種消毒に関すること。</p> <p>4 細菌及び飲料水の水質検査に関すること。</p> <p>5 そ族昆虫駆除に関すること。</p> <p>6 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関すること。</p> <p>7 災害救助食品の衛生に関すること。</p> <p>8 病院、診療所及び助産所に関すること。</p> <p>9 り災者の医療助産、その他の保健衛生に関すること。</p>
埼玉県警察本部 草加警察署	<p>1 情報の収集、伝達及び広報に関すること。</p> <p>2 避難の警告及び誘導に関すること。</p> <p>3 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。</p> <p>4 交通秩序の維持に関すること。</p> <p>5 犯罪の予防及び検挙に関すること。</p> <p>6 行方不明者の捜索に関すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 7 死体の検死（見分）に関する事。 8 漂流物等の処理に関する事。 9 その他、治安の維持に必要な措置に関する事。
越谷県土整備事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1 降水量及び水位等の観測通報に関する事。 2 洪水予報及び水防警報の受理並びに通報に関する事。 3 水防管理団体との連絡指導に関する事。 4 道路、河川及び橋梁等の災害状況の調査並びに応急修理に関する事。 5 管理道路、河川の維持管理及び災害復旧に関する事。
東部地域振興センター	<ul style="list-style-type: none"> 1 市の被害情報の収集に関する事。 2 防災基地の開設に関する事。（越谷県税事務所） <ul style="list-style-type: none"> ・ 物資の仕分、搬出に関する事。 ・ 活動要員、活動資材の確保に関する事。
3 自衛隊	
第1師団 第32普通科連隊	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害派遣の準備 <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関する事。 (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事。 (3) 埼玉県地域防災計画にふん合した防災訓練の実施に関する事。 2 災害派遣の実施 <ul style="list-style-type: none"> (1) 人命又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救護又は応急復旧の実施に関する事。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事。
4 指定地方行政機関	
関東財務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害査定立会いに関する事。 2 金融機関等に対する金融上の措置に関する事。 3 地方公共団体に対する融資に関する事。 4 国有財産の管理処分に関する事。
関東農政局	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急対策 <ul style="list-style-type: none"> (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事。 (2) 災害地における種もみ、その他、営農資機の確保に関する事。 (3) 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事。 (4) 災害時における農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病害虫

	<p>の防除に関すること。</p> <p>(5) 土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員に関すること。</p> <p>(6) 災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀、乾パン及び乾燥米飯を確保供給すること。</p> <p>2 復旧対策</p> <p>(1) 災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地・農業用施設等について必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。</p> <p>(2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。</p>
<p>関東運輸局 埼玉陸運支局</p>	<p>1 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること。</p> <p>2 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。</p> <p>3 災害による不通区間におけるう回輸送の指導に関すること。</p>
<p>東京管区気象台 (熊谷地方気象台)</p>	<p>1 気象及び地震の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。</p> <p>2 気象・地象(地震及び火山現象を除く)及び水象の予報及び警報に関すること。</p> <p>3 気象・地象及び水象に関する情報の収集及び発表に関すること。</p> <p>4 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関すること。</p>
<p>関東地方整備局</p> <p>※大宮国道事務所 ※北首都国道事務所 ※三郷国道出張所</p>	<p>管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>1 災害予防</p> <p>(1) 震災対策の推進</p> <p>(2) 危機管理体制の整備</p> <p>(3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進</p> <p>(4) 防災教育等の実施</p> <p>(5) 防災訓練</p> <p>(6) 再発防止対策の実施</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保</p> <p>(2) 活動体制の確保</p> <p>(3) 災害発生直後の施設の緊急点検</p> <p>(4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (5) 災害時における応急工事等の実施 (6) 災害発生時における交通等の確保 (7) 緊急輸送 (8) 二次災害の防止対策 (9) ライフライン施設の応急復旧 (10) 地方公共団体等への支援 (11) 被災者・被災事業者に対する措置 <p>3 災害復旧・復興</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害復旧の実施 (2) 都市の復興 (3) 被災事業者等への支援措置
5 指定公共機関及び指定地方公共機関	
郵便事業(株) 草加支店 (草加郵便局)	<ul style="list-style-type: none"> 1 郵便、為替貯金、簡易保険、郵便年金各事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事。 2 救助用物資を内容とする小包郵便物の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関する事。 3 為替貯金及び簡易保険、郵便年金の非常扱い、被災者の救援を目的とする寄附金を郵便振替により送金する場合における通常払込み及び通常振替の料金免除の取扱並びに地方公共団体に対する簡易保険、郵便年金積立金の財政調整資金等の運用管理に関する事。 4 民間災害救援団体に対する災害ボランティア口座寄附金の公募・配分に関する事。
東日本電信電話(株) 埼玉支店	<ul style="list-style-type: none"> 1 電気通信設備の整備に関する事。 2 災害時の非常通信の確保及び情報の伝達に関する事。 3 被災電気通信設備の応急対策及び復旧に関する事。
日本赤十字社 埼玉県支部	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害応急救護のうち、医療、助産及び遺体の処置(遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理及び検案に限る。)に関する事。 2 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整に関する事。 3 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義捐金品の募集、配分等の協力に関する事。

NHK さいたま放送 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民に対する防災知識の普及啓蒙に関する事。 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事。 3 社会事業団等による義捐金品の募集、配分に関する事。
日本通運(株) 川口支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関する事。
東京電力(株) 川口支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における電力供給に関する事。 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事。
東京ガス(株) 東部支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全に関する事。 2 ガスの供給の確保に関する事。 3 被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事。
東武鉄道(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設等の安全保安に関する事。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
東日本高速道路(株)関東支社 三郷管理事務所	<p>[高速自動車国道にかかわる]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害防止にかかわること。 2 被災点検、応急復旧工事に関する事。 3 災害時における利用者等への、う回路等の情報提供に関する事。 4 災害復旧工事の施工に関する事。
埼玉県トラック協会 草加支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
(株)テレビ埼玉	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民に対する防災知識の普及啓蒙に関する事。 2 市民に対する応急対策等の周知徹底に関する事。 3 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する事。
(株)エフエムナックファイブ	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民に対する防災知識の普及啓蒙に関する事。 2 市民に対する応急対策等の周知徹底に関する事。 3 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する事。
(社)埼玉県医師会 (社)草加八潮医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療及び助産活動の協力に関する事。 2 防疫、その他、保健衛生活動の協力に関する事。 3 災害時における医療救護活動の実施に関する事。

6 公共的団体、その他、防災上重要な施設の管理者	
草加市社会福祉協議会	1 援助を必要とする人への訪問、手話・点訳、ボランティアの調整等、業務に応じた防災上必要な活動
草加市農業協同組合 (JA草加)	1 草加市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 3 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 5 農作物の需給調整に関すること。
商工会議所 商工業関係団体	1 草加市が行う商工業関係被害調査、融資又はそのあっせん等の協力に関すること。 2 災害時における物価安定についての協力に関すること。 3 救助物資、復旧資材の確保、あっせんについての協力に関すること。
病院等経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 2 被災時の病人等の収容、保護に関すること。 3 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。
金融機関	1 被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
学校等の施設の管理者	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 2 被災時における教育対策に関すること。 3 被災施設の災害復旧に関すること。
青年団、婦人会等 社会教育関係団体	1 草加市が実施する応急対策についての協力に関すること。

第5節 市民及び事業所等の役割

防災活動の基本は、市民一人一人が防災についての知識と行動力を身に付け、「自分の身は自分で守り、自分たちの地域は自分たちで守る」ことである。市民はこの原点に立って、日ごろから非常食料などを備蓄し、自主的に災害に備えるとともに、災害発生時にはまず個人として、その後速やかにグループとなって、本市及び防災関係機関が行う水防・消火・救援活動などの防災活動に協力するよう努めなければならない。

また、事業所等は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施など、災害に即応できる防災体制の充実に努め、事業所内の安全を確保するとともに、地域住民の防災活動に積極的に協力するよう努めなければならない。

第1 市民の果たす役割

市民が、災害による被害を軽減し、拡大を防止するため、平常時及び災害発生時に果たす役割は次のとおりである。

1 平常時の役割

- ア 防災に関する学習
- イ 地域固有の災害特性の理解と認識
- ウ 火気使用器具等の安全点検と火災予防措置
- エ 防災用品、非常持出品の準備
- オ 3日分の飲料水及び食料、並びに生活必需品の備蓄
- カ 家具の転倒防止やガラスの飛散防止等の地震対策及び家財等の浸水予防策
- キ ブロック塀や自動販売機等、住居周りの安全点検・改修
- ク 災害発生時の家族同士の連絡方法の確認
- ケ 近隣の小中学校などの避難所と避難路の確認
- コ 県や市等の実施する防災訓練への参加
- サ 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（町内会・自治会）への参加
- シ 家屋等の耐震化、浸水予防策の推進

2 災害時の役割

- ア 自身及び家族の安全の確保
- イ 初期消火
- ウ 浸水が予想される場合、早期に家財を2階に上げるなどの被害軽減行動
- エ 避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める。
- オ 自主防災活動への参加、協力
- カ 必要時に適切な避難の実施
- キ 避難所での譲合い
- ク 県、市、防災関係機関が行う防災活動への協力
- ケ 風評に乗らず、風評を広めない。

第2 自主防災組織の果たす役割

自主防災組織とは、防災に関する市民の責務を全うするために地域住民が自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織である。

大規模な災害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災機関による応急活動に先立ち、住民自らが出火防止、浸水防止や初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要である。自主防災組織が平常時及び災害発生時に果たす役割は次のとおりである。

1 平常時から実施する事項

- ア 災害時要援護者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
(例 診療所・医療機関等、地元商店街等、災害時要援護者)
- イ 日ごろの備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発
(例 防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布)
- ウ 各種防災訓練の実施
(例 情報収集・伝達訓練、水防訓練、消火訓練、避難誘導訓練、救出救護訓練など)
- エ 防災用資機材の購入・管理等
資機材の例： 初期消火資機材（軽可搬ポンプ、消火器）
救助用資機材（ジャッキ、バール、のこぎり）
救護用資機材（救急医療セット、リヤカー）
- オ 地域の把握
(例 避難場所、避難路、危険箇所の把握、災害時要援護者)

2 災害発生時に必要となる事項

- ア 浸水の防止措置、初期消火の実施
- イ 被害状況、災害情報の収集・(災対本部及び関係機関等への)伝達の実施
- ウ 被災者等の安否確認、救助隊との協力、救出・救護の実施
- エ 必要に応じ集団避難の実施
- オ 災害時要援護者の保護、安全確保
- カ 避難所の開設への協力、運営活動の実施
(例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認、)
- キ 救援物資の受入れ、配分の協力
- ク 食料、飲料水の調達、配分の協力
- ケ 防災資機材の活用

第3 事業所の果たす役割

大小を問わず、事業所は活動的な機能を持つ組織体であり、災害時にはその能力を自らの事業継続のみならず、地域貢献に利用することができる有用な資源である。

大規模な災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

事業所が、平常時及び災害発生時に果たす役割は次のとおりである。

1 平常時から実施する事項

- ア 防災責任者の育成
- イ 建築物の耐震化、浸水や強風対策の推進
- ウ 施設、設備の安全管理
- エ 防災訓練の実施
- オ 従業員に対する防災知識の普及・啓発
- カ 自衛消防隊の結成と事業継続計画、防災計画の作成、維持、推進
- キ 地域コミュニティの防災活動への参加、協力
- ク 防災資機材の備蓄と管理
- ケ 従業員用の飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- コ 広告、外装材等の落下防止

2 災害発生時に必要となる事項

- ア 正確な情報の把握及び伝達
- イ 防水措置、出火防止措置、初期消火の実施
- ウ 必要時に従業員、利用者等の避難誘導
- エ 応急救助・救護
- オ ボランティア活動への支援

第6節 事業継続計画の推進

未曾有の災害・危機を乗り越えて、被害を局限できたとしても、複雑に相互依存の進んだ現代において社会的役割を果たすためには、組織体が平時に行っている本来の事業を早急に再開する必要がある。

事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）は、事業の再開・継続により強く焦点を当てたリスク管理の手法であって、組織体が事故・災害時においても組織を存続させ、社会的責任を全うするために、重要な事業を継続し、又は必要な時間内に再開するために必要な対策や行動計画を定め記述するものである。

また、事業継続管理（BCM：Business Continuity Management）は、事業継続計画で定められた対策や教育・訓練を確実に実行して評価し、同計画を継続的に改善し維持管理するための管理過程である。

第1 草加市の事業継続計画の整備

市は、市民の安全及び生活に必要な諸業務について、災害発生後も早急に再開できるよう、重要な業務再開の時間的目標と、それを可能とする被害の量的な許容限度を設定して、具体的な対策及び行動計画を定めて行く。又、市内の事業所がそれぞれの被害想定を立案するに必要な素材の提供に努める。

計画策定に当たっては、先行する県や他自治体の計画に倣いつつ、市に合うものに仕立てる。

第2 事業所の事業継続計画の推進

事業所は、大規模な事故や災害の発生時にも、重要な事業を必要な時間内に再開・継続するために必要な対策や行動計画を定め、当該対策や教育・訓練を確実に実行及び評価し、継続的に改善、維持管理するための経営管理を行う。

第 2 編 風水害対策

第1章 風水害予防計画

災害を予防するためには、災害予防計画の下、市民、事業所、行政が一体となって総合的な防災体制を構築しておくことが重要である。被害軽減のための施策としては、総合的な治水対策や施設の整備等の物的整備による都市の防災構造化を進め、災害に強い都市環境を整備するとともに、災害時の活動体制や非常用物資等の整備を行い、被害を局限化する体制づくりを推進していくことが必要である。

また、市民の防災意識を高めるとともに、自主防災組織など地域住民の連携による活動体制の育成と強化が重要である。

第1節 災害に強い都市環境の整備

第2節 災害に強い防災体制の整備

第3節 市民の協力による防災対策

第4節 調査研究

第1節 災害に強い都市環境の整備

災害による被害を軽減し、拡大を予防するためには、総合的な治水対策、交通ネットワークの整備等により、災害に強い都市づくりを行うことが必要である。

ライフラインの途絶、交通網の遮断は、応急対策の実施や市民生活に多大な影響を与えることとなるため、これらの都市施設の安全化を図ることが重要である。

また、災害時に円滑な救援、救護活動を行うためには、防災拠点の整備を進めることが必要である。

第1 水害予防対策

第2 都市施設の安全化

第3 防災拠点の整備

第1 水害予防対策【建設部・関係部局】

本市は、中川・綾瀬川流域整備計画にのっとり、国、県及び流域市町村と協同しながら、市域の治水対策を推進する。

1 総合治水対策の推進

中川・綾瀬川流域の急速な都市化による保水・遊水機能の減少、洪水流量の増大、洪水被害程度の重症化に対処するため、昭和55年に国土交通省、埼玉県、東京都、茨城県と本市を含む流域39区市町村により構成する総合治水対策協議会が設置され、昭和58年に中川・綾瀬川流域整備計画が策定され、実施されている。

その柱は、①河川対策：堤防、放水路、排水機場などの治水施設の整備、②流域対策：盛土の制限、雨水の浸透、雨水の貯留などの保水・遊水機能の維持回復、増大、③ソフト対策：洪水時の被害軽減の方策からなる。

本市はこの計画に基づき、国、県等と協力して以下の治水対策を推進している。

2 河川施設の整備

本市には河川の高水位より低い地域が市内に広く分布している。これらの地域では洪水による河川の増水時に自然排水が困難となり、内水たん水の軽減を目的にポンプ施設を設置する。また、宅地開発により、遊水・保水機能を持つ水田が減少し、河川への流出量が増大しているため、公共施設に雨水貯留施設を併設し、水害の緩和を図る。

□ 本市に係る河川施設

施設の種類	管理者	施設の名称	所在地	流路延長 (km)	
				現 状	計 画
放水路	国	綾瀬川放水路	八幡町から八潮市八條	4.0	
	県	一の橋放水路	新栄町から長栄町	0.7	
施設の種類	管理者	施設の名称	所在地	排水量 (m ³ /s)	
				現 状	計 画
排水機場及びポンプ場	国	八潮排水機場	八潮市八條	100.0	150.0
	国	伝右川排水機場	足立区花畑	15.0	15.0
	県	神明排水機場	神明二丁目	10.0	20.0
	県	古綾瀬川排水機場	松江三丁目	10.0	10.0
	県	辰井川排水機場	谷塚上町	10.0	25.0
	八潮市	南後谷排水機場	八潮市南後谷	7.0	13.9
	草加市	中央ポンプ場	手代町	8.0	8.0
	草加市	横手堀ポンプ場	谷塚上町	2.0	2.0
	草加市	旭排水機場	旭町一丁目	3.0	3.0
	草加市	松江第1排水機場	松江五丁目	2.0	2.0
	草加市	松江第2排水機場	稲荷五丁目	H21着手予定	2.8
	草加市	松原排水機場	松原三丁目	1.0	2.0
	草加市	中井堀排水機場	谷塚町	1.5	1.5
	草加市	新里排水機場	新里町	1.0	1.0
	草加市	長栄排水機場	長栄町	0.5	1.0
施設の種類	管理者	施設の名称	所在地	貯留量 (m ³)	
雨水貯留施設	草加市	松原地区貯留施設	松原三丁目	6,600	
	草加市	中井堀貯留施設	谷塚町	3,000	
	草加市	横手堀貯留施設	谷塚上町	1,300	
	草加市	新里貯留施設	新里町	800	
	草加市	松江公園貯留施設	松江五丁目	1,300	
	草加市	松原5丁目貯留施設	松原5丁目	2,400	
	草加市	旭貯留施設	旭町二丁目	8,740	
	草加市	手代町貯留施設	手代町	4,500	
施設の種類	管理者	施設の名称	所在地	貯留量 (計画) (m ³)	
調節地	県	柳島治水緑地	柳島町	93,000	
	県	谷塚治水緑地	谷塚上町	35,000	

3 雨水流出抑制対策

宅地開発が行われると、降雨時に地表の舗装等から雨水が排水路に集中し、河川の氾濫の原因となるおそれがある。

本市は「草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」に基づき、民間の

開発事業に対して、雨水浸透升や雨水貯留施設の設置及び舗装部を透水性舗装での施工検討を指導する。

4 地盤沈下対策

本市は、地盤沈下による水害被害の増大を防ぐため、県が継続的に実施している地盤変動量等の調査を活用して市域内の地盤沈下の状況を把握し、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律（ビル用水法）」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき地下水採取を規制する。

5 水防用資機材の整備

水防用資機材は災害発生時に行う救助、救援活動で必要となるため、本市は、水防倉庫において水防用資機材の備蓄を行う。また、適時その資機材のメンテナンス及び更新を行い、不測の事態に備える。

水防用資機材の保管場所及び品目、数量等は過去の水害状況を勘案し定める。

□ 平成19年度末における主な水防用資機材の備蓄状況

土のう袋 (袋)	バリケート (基)	ロープ (巻)	剣スロップ (本)	のこぎり (本)	可搬式ポンプ (台)	懐中電灯 (個)
84,400	327	32	260	29	31	40

6 河川水位状況の監視

庁舎内に設置してある、県河川監視テレメータシステム及び遠隔監視システムを活用し、各河川の水位状況及びポンプ施設の稼働状況を把握する。

第2 都市施設の安全化【都市整備部・関係部局】

防災上重要となる公共建築物、道路交通施設、河川施設及びライフライン等の都市施設は、日常の市民生活及び社会経済活動、さらには災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、市及び関係機関は、発災後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置として、各施設ごとに浸水や強風対策の強化や被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるための対策を講じるものとする。

1 建築物の安全化

風水害時には、建築物への浸水及び暴風による被害が想定されるため、建築物の所有者又は使用者に対し、屋外設置物の固定や補強等の必要性について普及・啓発に努め安全対策の推進を図る。

また、災害時に防災拠点や避難所となる公共施設等の建築物について、浸水や強風対策に努める。

2 道路施設の安全化

道路施設は、災害時における救助活動や救援物資の輸送等の重要な役割を担っていることから、道路施設の安全確保は極めて重要である。国道、県道及び市道の各管理者は災害時の避難及び緊急物資等の輸送に支障が無いよう、道路の維持管理を実施する。

3 鉄道施設の安全化

市は、東武鉄道に対し、既存の鉄道施設の点検・診断及び風水害に対して補強が必要なものについては各種補強工事又は取替工事を行うなど、万全の予防措置を講じるよう要請するとともに予防対策について積極的に協力し、本市域内における鉄道施設の安全性の向上を推進する。

4 ライフライン施設の安全化

(1) 上水道施設

上水道施設の常時監視と点検を強化して保安に努めるとともに、災害時の被害を最小限にとどめるため、必要な整備等の施策を実施する。

ア 浄配水場施設

□ 主要貯水施設は次のとおりである。（平成20年4月1現在）

配水池	水位 (m)	貯水能力 (m ³)
吉町浄水場No.1 PCタンク	14.2	10,000
中根浄水場No.1 PCタンク	16.3	8,000
中根浄水場No.2 PCタンク	16.2	10,000
新栄配水場No.1 PCタンク	12.5	10,000
新栄配水場No.2 PCタンク	12.5	10,000

イ 管路施設

□ 配水管の管種別割合は次のとおりである。（平成20年4月1日現在）

管 種	延 長 (m)	割 合 (%)
ダクタイル鋳鉄管	530,059	97.0
普通鋳鉄管	12,755	2.3
鋼 管	1,687	0.3
ステンレス管	1,600	0.3
石綿セメント管	480	0.1
合 計	546,581	100.0

(2) 排水路施設

排水路施設の維持管理の充実に努め、災害時の被害を最小限にとどめるための計画的な整備を推進する。

(3) 下水道施設

下水道施設の維持管理の充実に努め、災害時の被害を最小限にとどめるための計画的な整備を推進する。

特に水害時は下水道管渠及びマンホール内への雨水の流入が予測されるため、計画的な止水対策を実施する。

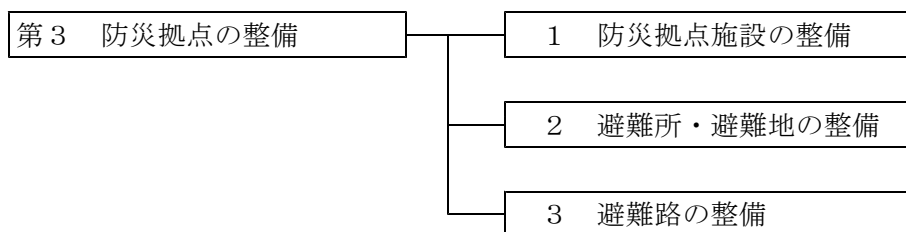
5 危険物施設等の安全対策 【 消防本部 】

本計画 第3編 第2節 第1 「危険物等災害予防」による。

第3 防災拠点の整備【建設部・各施設所管部局】

災害発生後の応急・復旧対策を円滑に進めていくためには、応急・復旧対策に必要な機能が防災拠点に集約されていることが必要である。

また、災害時には家屋の倒壊、焼失、浸水、交通の遮断、ライフラインの途絶、延焼火災の拡大等により、市民の避難を要する場合が生じるものと予想され、これらの市民の迅速かつ安全な避難を実施するため、平常時から避難に必要な体制の整備を図るものとする。ここでは、防災拠点の整備の推進のために必要な施策を定める。

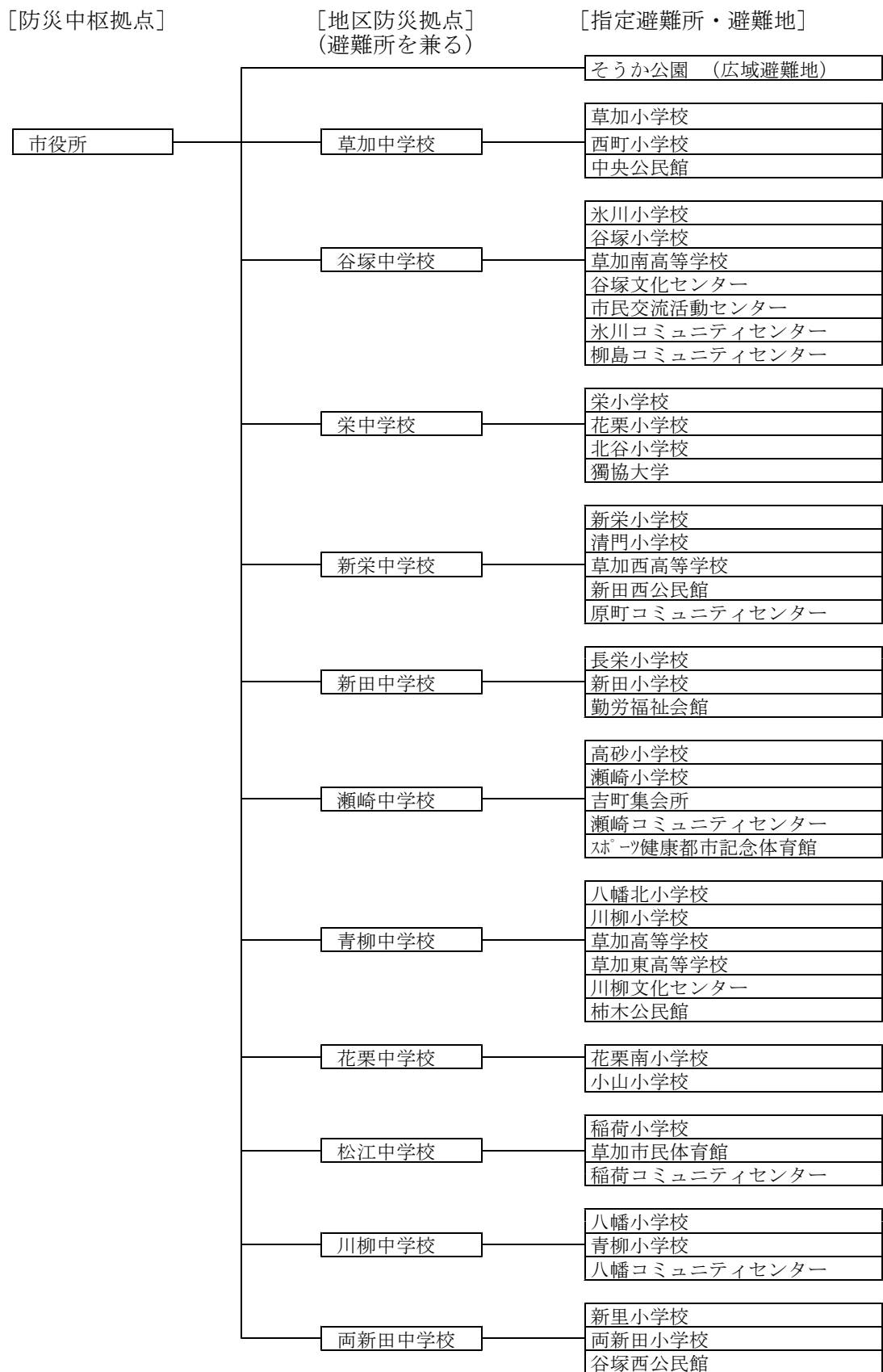


1 防災拠点施設の整備【危機管理担当】

災対本部が設置される防災中枢拠点と連携を図るため、多数の避難市民を受け入れられる避難所、地区の物資集積や応急対策の拠点となる防災拠点、自衛隊の活動拠点となる自衛隊拠点を市内に配置する。ただし、実際の運用においては、被害の発生状況により、柔軟に対応するものとする。

名 称	活動拠点の役割	施 設 名
防災中枢拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災対本部として各地区拠点への指示 ・ 関係各機関、県、自衛隊等との連絡調整 	市役所本庁舎、西棟
地区防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災対本部との連携 ・ 各地区の応急対策の拠点 ・ 地区参集職員の活動拠点 ・ 地区内避難所への物資の供給拠点 	市立中学校 11校
自衛隊拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛隊の活動拠点 ・ 自衛隊の宿营地 	工業団地公園野球場 そうか公園
避難所 避難地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期、一時避難者の収容・生活スペース ・ 飲料水、食料、生活物資等の配給拠点 	指定避難所 55ヶ所 広域避難地（そうか公園）
その他の重要 活動拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、救助活動拠点 ・ 医療救護活動拠点 ・ 給水活動拠点 ・ 道路、ライフライン維持活動拠点 	消防本部、各分署 市立病院、保健センター 水道部 市役所第2庁舎
集 積 場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送物資等の集積拠点 ・ 避難所等への物資配給拠点 	市民体育館 綾瀬川左岸広場 そうか公園

防災拠点の概念図



2 避難所・避難地の整備【危機管理担当、関係部局】

風水害において、避難所は、氾濫水による生命身体への危険を避けるため、また、浸水被害によって生活の場を失った地域の市民が、安全な避難生活を行うために欠かせることのできないものである。また、被災者の救援、及び情報伝達等の場所としての整備も図る必要がある。

本市の避難所は、学校や公共施設を利用した55か所を指定しており、利根川洪水の場合に最大113,000人の避難者を収容可能である。また、水引後において最大77,000人の避難生活に対応できる。

なお、乳幼児を伴う家族や高齢者等の災害時要援護者に対する配慮については、避難所の管理運営等に関するマニュアルに所要の事項を盛り込むものとする。

また、火災の延焼等で避難所が危険な場合等の一時的避難空間とする広域避難地として、そうか公園を指定している。

□ 広域避難地

名 称	そうか公園
位 置	柿木町272-1
面 積	17.8ha
有効面積	14.24ha
収容人員	14.24万人
【備考】 有効面積：広域避難地の形状を踏まえ、そうか公園は全体の8割を使用可能とした。 収容人員：広域避難地での避難者1人当たり必要面積を1㎡とする。	

□ 草加市指定避難所一覧 その1 (避難時収容人数) (平成20年 4月現在)
 (氾濫河川別・避難所屋内施設のみ利用時)

	利根川	荒川	荒川上流	荒川下流	江戸川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川・元荒川	芝川・新芝川
谷塚西公民館	180	180	180	180	180	180	180	180
両新田小学校	1,600	1,600	2,700	1,600	2,700	1,600	1,600	1,600
両新田中学校	1,900	1,900	3,000	1,900	3,000	1,900	1,900	1,900
新里小学校	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
草加南高等学校	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
谷塚中学校	2,300	2,300	3,700	2,300	3,700	2,300	2,300	2,300
谷塚小学校	2,900	4,200	4,200	4,200	4,200	2,900	2,900	4,200
谷塚文化センター	660	1,100	1,100	1,100	1,100	660	660	1,100
氷川小学校	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	2,200	2,200	3,500
瀬崎小学校	1,500	1,500	2,700	1,500	2,700	1,500	1,500	1,500
瀬崎中学校	2,000	2,000	3,100	2,000	3,100	2,000	2,000	2,000
吉町集会所	60	60	120	60	120	60	60	120
高砂小学校	1,800	3,300	3,300	3,300	3,300	1,800	1,800	3,300
西町小学校	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	2,000	3,400	3,400
中央公民館	1,200	1,200	1,800	1,200	1,800	1,200	1,800	1,800
草加小学校	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
草加中学校	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
花栗南小学校	1,600	2,900	2,900	2,900	2,900	1,600	2,900	2,900
花栗中学校	2,200	3,300	3,300	3,300	3,300	2,200	3,300	3,300
小山小学校	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
北谷小学校	1,100	2,600	2,600	2,600	2,600	1,100	1,100	2,600
栄小学校	1,400	2,900	2,900	2,900	2,900	1,400	1,400	2,900
栄中学校	1,500	2,700	2,700	2,700	2,700	1,500	1,500	2,700
花栗小学校	1,500	2,700	2,700	2,700	2,700	1,500	1,500	2,700
原町コミュニティセンター	230	230	230	230	230	230	230	230
清門小学校	2,700	1,600	1,600	2,700	2,700	1,600	2,700	2,700
新栄中学校	3,000	1,900	1,900	3,000	3,000	3,000	1,900	3,000
新田西公民館	200	100	100	200	200	200	200	200
新栄小学校	3,100	1,900	1,900	3,100	3,100	1,900	1,900	3,100
長栄小学校	2,200	2,200	2,200	2,900	2,900	2,200	2,200	2,900
新田中学校	2,700	2,700	2,700	3,200	3,200	2,700	2,700	3,200
新田小学校	1,700	1,700	1,700	3,000	3,000	1,700	1,700	3,000
勤労福祉会館	280	280	280	640	640	280	640	640
市民体育館	980	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
稲荷小学校	1,900	3,000	3,000	3,000	1,900	3,000	3,000	3,000
青柳小学校	1,200	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
八幡小学校	3,100	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
草加高等学校	4,100	2,200	2,200	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100
川柳文化センター	580	380	380	580	580	580	580	580
川柳中学校	1,500	1,500	1,500	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
川柳小学校	1,700	1,700	1,700	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
八幡北小学校	2,000	2,000	2,000	3,200	3,200	2,000	3,200	3,200
青柳中学校	3,300	2,300	2,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
草加東高等学校	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900
柿木公民館	410	210	210	410	410	410	410	410
松江中学校	2,300	2,300	3,600	2,300	2,300	2,300	2,300	3,600
スポーツ健康都市記念体育館	3,100	3,100	4,800	3,100	4,800	3,100	3,100	3,100
瀬崎コミュニティセンター	0	0	260	0	260	0	0	0
稲荷コミュニティセンター	0	0	260	0	0	260	260	260
氷川コミュニティセンター	300	300	300	300	300	300	300	300
柳島コミュニティセンター	270	270	270	270	270	270	270	270
八幡コミュニティセンター	0	270	270	270	270	270	270	270
草加西高等学校	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
学校法人獨協学園	13,000	21,000	21,000	21,000	21,000	13,000	13,000	21,000
市民交流活動センター	380	570	570	570	570	380	380	570
避難所	113,000	130,000	141,000	144,000	151,000	116,000	122,000	146,000
外環道 (90,000)								

一般施設:避難者収容人数=(屋内床面積合計×0.7+屋内運動場等の付属棟床面積×0.75)÷(1.65m²)
 体育館:避難者収容人数=屋内床面積合計×0.75

ただし、施設の浸水深により 0~50cm未満:1階以上の屋内床面積+1階以上の付属棟床面積
 50cm以上:2階以上の屋内床面積+2階以上の付属棟床面積

□ 草加市指定避難所一覧 その2 (避難生活対応収容人数) (平成20年 4月現在)

名 称	収容人員	所 在 地	名 称	収容人員	所 在 地
谷塚西公民館	100	新里町1015	新栄小学校	1500 (200)	新栄町959
両新田小学校	1300 (210)	両新田西町55	長栄小学校	1500 (190)	長栄町762
両新田中学校	1500 (210)	両新田西町368-1	新田中学校	1600 (210)	長栄町767
新里小学校	1600 (200)	新里町759	新田小学校	1500 (200)	旭町6-12-11
草加南高等学校	2000 (380)	柳島町66	勤労福祉会館	500	旭町6-13-20
谷塚中学校	1800 (200)	谷塚上町62	草加市民体育館	900	松江1-1-8
谷塚小学校	2100 (220)	谷塚仲町440	稲荷小学校	1500 (210)	稲荷5-11-1
谷塚文化センター	500	谷塚仲町440	青柳小学校	1300 (260)	青柳3-17-1
氷川小学校	1700 (220)	氷川町448	八幡小学校	2300 (200)	八幡町65
瀬崎小学校	1300 (210)	瀬崎町241	草加高等学校	2100 (280)	青柳5-3-1
瀬崎中学校	1500 (210)	瀬崎町925-2	川柳文化センター	300	青柳6-45-17
吉町集会所	60	吉町3-9-24	川柳中学校	1300 (190)	青柳7-35-1
高砂小学校	1600 (200)	中央1-2-5	川柳小学校	1500 (200)	青柳7-27-10
西町小学校	1700 (210)	西町270	八幡北小学校	1600 (210)	八幡町1148
中央公民館	900	住吉2-9-1	青柳中学校	1700 (210)	青柳8-58-10
草加小学校	1600 (200)	住吉1-11-64	草加東高等学校	2500 (350)	柿木町1110
草加中学校	1400 (260)	氷川町2179-4	柿木公民館	200	柿木町1263
花栗南小学校	1500 (200)	花栗4-3-1	松江中学校	1800 (190)	松江3-14-33
花栗中学校	1700 (200)	花栗4-15-12	スポーツ健康都市記念体育館	2400	瀬崎町1398
小山小学校	1300 (210)	小山2-8-1	瀬崎コミュニティセンター	130	瀬崎町1352-3
北谷小学校	1300 (210)	松原4-2-1	稲荷コミュニティセンター	130	稲荷4-9-13
栄小学校	1400 (210)	松原1-3-2	氷川コミュニティセンター	150	氷川町568-1
栄中学校	1400 (200)	松原3-3-1	柳島コミュニティセンター	130	柳島町743-1
花栗小学校	1400 (210)	松原4-6-1	八幡コミュニティセンター	130	八幡町259
原町コミュニティセンター	110	原町1-6-1	草加西高等学校	2000 (320)	原町2-7-1
清門小学校	1300 (210)	清門町552	獨協大学	10600 (1990)	学園町1-1
新栄中学校	1500 (210)	新栄町206	市民交流活動センター	300	谷塚町752
新田西公民館	100	新栄町243	合計 55箇所	77200【16900】	
<p>【備考】</p> <p>①収容人員＝指定避難所の建物延べ床面積×有効面積率÷避難者1人当たり必要面積</p> <p>②有効面積率：体育館は全延べ床面積の75%、その他の施設については70%とする。</p> <p>③避難者1人当たりの必要面積は3.3㎡とする。</p> <p>④収容人員欄の()内は、学校の教室を使用せず、体育館のみを使用した場合の収容人員</p> <p>⑤合計欄の【 】内は、学校の体育館及びその他の避難所の収容人員合計</p>					

3 避難路の整備

本市は、震災発生に伴い火災が生じた場合に市民を安全に広域避難地に避難させるための幹線避難路を指定しているが、風水害における避難は、一義的に各避難所への避難であることから、幹線避難路ではなく、本章 第2節 第6に示す緊急輸送道路をもって、風水害における避難路にあてる。

第2節 災害に強い防災体制の整備

本市に災害が発生又は発生するおそれがある場合に、迅速、適切、かつ柔軟に対応するため、平常時からの備えを充実するとともに、災害発生直後の対応力の強化を図り、人的資源と物的資源及び情報を総合的に管理し、効率的で一体的に機能する災害に強い防災体制を構築する。

《災害に強い防災体制の整備に係る事項》

第1 災害活動体制の整備

第2 災害情報収集伝達体制の整備

第3 非常用物資の備蓄

第4 消防・救急体制の整備

第5 災害時医療体制の整備

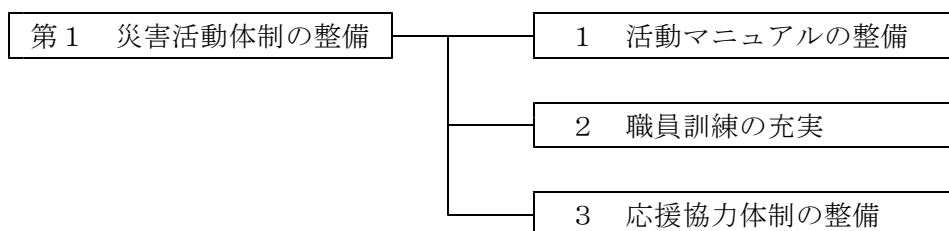
第6 緊急輸送体制の整備

第7 応急仮設住宅対策

第1 災害活動体制の整備【危機管理担当・関係部局】

災害時には、迅速かつ適切な応急活動が重要である。このため、初動体制を始めとする緊急対応体制及び応援協力体制等の災害活動体制を整備する。

ここでは、災害活動体制の整備に関し必要な施策を定める。



1 活動マニュアルの整備【危機管理担当・各部】

個々の職員が、災害発生直後の初動期からその後の時系列的な状況の変化に応じて的確な対応ができるよう、実践的な活動マニュアルを作成し、周知徹底を図る。

なお、活動マニュアルは組織の改編や人事異動等の状況の変化に対応し、毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正するものとする。

活動マニュアルの内容は、次の事項とする。

- ① 災害時における各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）
- ② 災害時における体制（動員体制等）
- ③ 災害時における参集方法及び参集基準
- ④ 夜間、休日における緊急連絡網

2 職員訓練の充実【危機管理担当・各部】

平常時から職員に対し、本計画に関する十分な知識の習得を図るとともに、その知識に基づく適切な判断力及び行動力の養成を図るため、次の教育訓練を計画的に実施する。

(1) 防災図上訓練

災害時に発生する各種事象を想定したシナリオに基づく災対本部及び各対策部の対応を演習し、各職員の担当業務を確認するとともに対応内容を検証し、防災に関する各種計画及びマニュアル等に反映させる。

(2) 水防訓練

台風や集中豪雨などの大雨における職員の土のう作り及び土のう積み訓練を実施し、水防技術及び水防意識の習熟を図る。

(3) 活動マニュアルの周知徹底

図上訓練や水防訓練等の反復実施により、職員に活動マニュアルの周知徹底と対応能力の向上を図る。

3 応援協力体制の整備 【 危機管理担当・各部 】

(1) 他市町村との相互応援

市は、市の区域に係る災害について適切な応急対策を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第67条の規定等による応援要請に関し、県内外の市町村と相互応援に関する協力協定を締結している。

今後、災害時の応援要請手続を円滑に行うためのマニュアルを整備するとともに、平常時から協定を締結した市町村と訓練及び情報交換等を実施していく。

また、協定を締結している市町村より応援要請を受けた場合において、直ちに応援の措置が講じられるよう、応援体制を整備する。

□ 協定締結市町村

協 定 名	構 成 団 体
災害時における相互応援及び平素における防災基盤整備に関する協定	足立区、川口市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市
特例市災害時相互応援に関する協定	各特例市
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	県内全市町村
災害に対する相互応援及び協力に関する協定	越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町

(2) 市と防災関係機関の応援協力

災害時において、防災関係機関への応援要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する事前協議を行い、その内容をマニュアル化し、職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練及び情報交換等を実施する。

(3) 公共的団体との協力体制の確立

公共的団体と平素から相互の連絡を密にし、協力体制を整えておく、これらの団体の主な協力業務は次のとおりとし、協定等の締結に努める。

- ア 異常現象、危険な場所等を発見した場合は、関係機関に連絡すること。
- イ 震災時における広報等に協力すること。
- ウ 出火の防止及び初期消火に協力すること。
- エ 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること。
- オ 被災者の救助、救援業務に協力すること。
- カ 炊き出し及び救助物資の配分に協力すること。
- キ 被害状況の調査に協力すること。

(4) 事業者との協力体制の確立

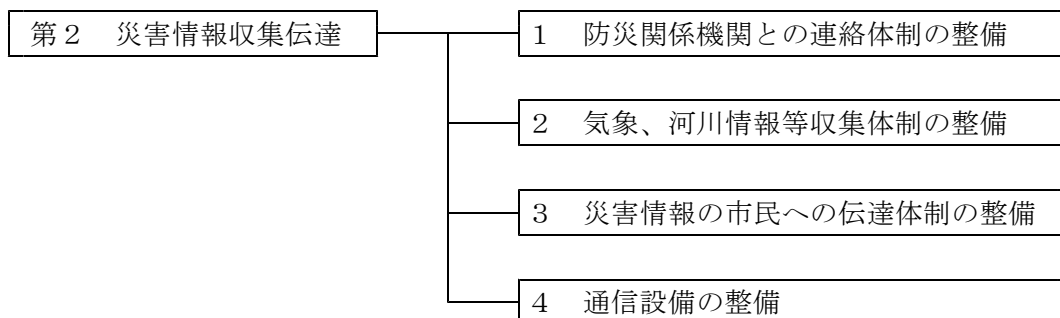
大規模災害時に市が行う応急対策業務に関し、市内等で営業する事業者から被災者に必要な飲料水、食料及び衣料品等を積極的かつ優先的に供給を得られるよう十分に協議し、業者との協定締結に努める。

【資料】

- 震 5-2 「災害時における相互応援及び平素における防災基盤整備に関する協定」
(県南5市・足立区)
- 震 5-5 「特例市災害時相互応援に関する協定」
- 震 5-6 「災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」
- 震 5-1 「災害に対する相互応援及び協力に関する協定」
(東部5市1町)
- 震 12-2 「避難所の相互利用に関する協定」
(県南5市)
- 震 8-6 「災害時における燃料等の供給に関する協定書」
(埼玉県石油商業組合草加支部)
- 震 8-5 「災害時における米穀等の供給に関する協定書」
(草加米商組合いなほ会)
- 震 8-1 「災害時における食料供給の協力要請に関する協定書」
(草加蕎麦商組合)
- 震 8-2 「災害時における食料品、衣料品、日用品等供給の協力要請に関する協定書」
(㈱西友ストアー 草加店)
- 震 8-3 「災害時における食料品、衣料品、日用品等供給の協力要請に関する協定書」
(㈱イトーヨーカ堂 新田店)
- 震 8-4 「災害時における食料品、衣料品、日用品等供給の協力要請に関する協定書」
(㈱稲毛屋 草加谷塚店)
- 震 12-4 「災害時における応急活動の協力に関する協定書」
(獨協大学)
- 震 12-3 「災害時における応急活動及び平素における防災まちづくりの協力に関する協定書」(ダイキン工業㈱東京支社・周辺町会自治会)
- 震 8-7 「災害時における救援物資提供に関する協定」
(三国コカ・コーラボトリング㈱)
- 震 9-1～4 「非常災害時の炊き出し等に関する協定書」
(㈱アイビス・フジ産業㈱・ニッコトラスト㈱ ほか)

第2 災害情報収集伝達体制の整備【建設部・危機管理担当】

災害が発生した場合には、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。市及び防災関係機関が防災対策を効果的に実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理できるソフト、ハード両面の体制を整備する。



1 防災関係機関との災害情報連絡体制の整備【危機管理担当】

(1) 通信連絡体制の確立

市及び各防災関係機関は、通信連絡体制を確立する。

(2) 通信連絡方法

通信連絡は、原則として防災情報システム、電話、FAX、携帯電話、防災行政用無線を使用して行う。

2 気象、河川情報、被害情報等収集体制の整備【建設部、危機管理担当】

情報項目	情報の内容	収集源	伝達手段・経路等
予警報	予想される降雨及び災害の程度	熊谷地方気象台	防災情報システム
気象情報 河川情報	降雨量 ・ 先行雨量 ・ 他地域の降雨状況 ・ 時間雨量の変化 ・ 今後の雨量の予想	気象庁アメダス 気象情報会社 河川事務所 市の巡視活動	防災情報システム 気象情報会社システム インターネット 加入電話 防災行政用無線移動系
	河川水位 ・ 水位・流量等の時間変化 ・ ゲートの開閉	河川事務所 県河川砂防課 県土整備事務所 市職員	江戸川河川情報表示機 県河川監視テレメータシステム 遠隔監視システム

被害情報等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の溢水 ・ 道路冠水、交通障害 ・ 床上、床下浸水 	消防 監視警戒要員 自主防、市民 警察	防災無線移動局 加入電話 市LAN
住民の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難状況 ・ 災害時要援護者の状況 	施設管理者 避難所勤務要員 消防・警察 自主防、市民	

3 災害情報の市民への伝達体制の整備

(1) 市民全般への広報

災害情報をいち早く市民に伝える広報媒体としては、市の防災行政用無線、広報車による巡回広報、町会、自治会等への連絡のほか、テレビ、ラジオ等の報道による。このため、市は、あらかじめ報道機関と協定を締結するなどにより連携に努める。

(2) 災害時要援護者等への伝達

ア 災害時要援護者が利用する施設への伝達

社会福祉施設、幼稚園、医療施設等の高年者、障がい者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を要する者が主として利用する施設に対しては、災害情報を一斉に通報できるよう、市の担当部局ごと、体制を確立する。

夜間、休日等の時間外においては、担当部局から得た、時間外に利用される施設のリストに基づき、消防が応急的に伝達し、担当部局は参集後、改めて確定的な通報を実施する。

イ 在宅の災害時要援護者等への伝達

在宅の災害時要援護者等への伝達は、市民一般に対する広報によるほか、本章第3節 第4-1によるものとする。

(3) 地下街等を有する施設への伝達

地下街等を有する施設で、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設に対しては、災害情報を一斉に通報できるよう、市の担当部局が、体制を確立する。

4 通信設備の整備 【 危機管理担当 】

市及び防災関係機関は、防災拠点、出先機関、公共機関、地域住民及び事業所等からの被害情報等の収集と、災害情報等を伝達するための体制を整備する。

(1) 防災行政用無線の維持管理

災害時の情報収集伝達等の通信連絡を確実に実施するため、地区防災拠点、出先機関及び指定公共機関等に配置した移動系防災行政用無線設備の保守管理を徹底するとともに、通信訓練を定期的実施し、操作、運用の習熟化を図る。

(2) 災害時優先電話の整備

災害時における通信連絡手段の確保を図るため、災害時優先の携帯電話の整備を進める。

(3) 通信施設の電源確保

情報通信機器等が災害時に十分に機能し、有効に活用できるよう、設備、機器の点検整備を実施し、通信設備用の非常用電源の確保に努める。

(4) 防災情報を災害時要援護者等へ一斉伝達できるシステムを検討する。

【資料】

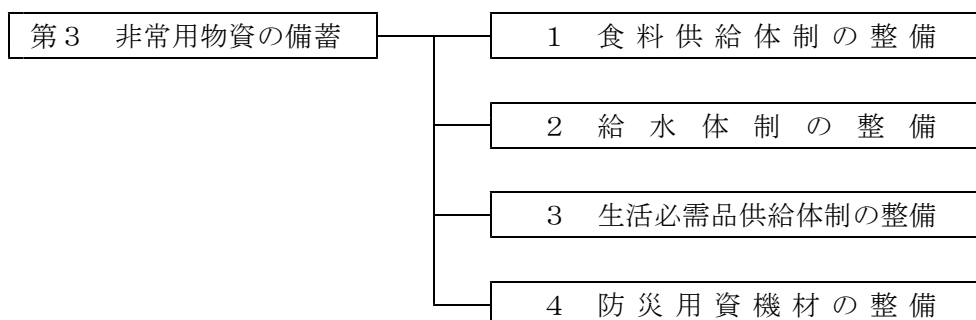
震 4-1～3 「災害時における放送要請に関する協定」

震 4-4 「災害時における放送要請に関する協定実施要領」
(NHKさいたま放送局・テレビ埼玉・エフエムナックファイブ)

風 ??? 「地下街又は災害時要援護者が利用する施設一覧」

第3 非常用物資の備蓄【消防本部・水道部・危機管理担当】

災害が発生した直後の市民生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備を推進する。



1 食料供給体制の整備【消防本部、危機管理担当】

(1) 給食用資機材の整備

小中学校等の指定避難所には、給食用資機材を備蓄する。

(2) 食料の供給

ア 食料の備蓄は、県1日、市1日、市民1日の計3日分を基本としている。

小中学校等の指定避難所及び防災備蓄倉庫には1日分の食料を備蓄し、2日目以降については、事前に協定を締結した指定業者等から調達するとともに、必要に応じ県知事に応援を要請するものとする。

イ 乳幼児用粉ミルクについては、指定業者等からの調達と市の備蓄による。

ウ アレルギー対応食品は、指定業者等からの調達による。

□ 食料備蓄の現況

(平成20年4月1日現在)

備蓄場所	備蓄食糧	アルファ化米 (1箱50食入)	クラッカー (1缶70食入)	サバイバルフーズ (雑炊)
全中学校(11校)		35,500食	1,540食	
全小学校(22校)		67,900食	2,800食	
コミュニティセンター(6)		4,700食		
その他の公共施設		10,500食		
草加高架下備蓄倉庫			140食	1,860食
谷塚高架下備蓄倉庫			140食	1,620食
合計		118,600食	4,620食	3,480食

(3) 備蓄目標

想定避難所避難者数の1日分に相当する222,000食の備蓄に努める。これと併せて、県、市民の食料備蓄及び指定業者からの調達によるものを含め、3日分の非常用食料の備蓄を目標とする。

また、市役所、消防機関等においては災害対策要員用として、3日分の食料及び飲料水の備蓄に努める。

2 給水体制の整備 【 水道部 】

(1) 応急給水量の基準

応急給水活動の対象は、災害により上水道施設が被害を受け、水道水の供給が停止した断水世帯及び緊急を要する医療機関等とする。

飲料水の供給量は次の表を目途とするが、施設の復旧状況により段階的に調整する。

□ 時系列による給水目標

段 階	給水目標	給 水 目 的
第1段階	3割/人・日	生活維持に最少限度必要な水量
第2段階	20割/人・日	炊事、洗濯、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
第3段階	40割/人・日	通常の生活では不便であるが、生活維持が可能な水量
第4段階	応急復旧状況に応じ、順次給水を増量する。	

(2) 飲料水の確保

□ 浄配水場の確保水量

(平成20年4月1日現在)

施 設 名	配水池容量 (m3)	最少確保水量 (m3)	割 合 (%)
氷 川 浄 水 場	1, 2 0 0	1, 0 0 0	8 3
谷 塚 浄 水 場	3, 0 0 0	1, 3 0 0	4 3
旭 浄 水 場	1, 8 0 0	1, 5 0 0	8 3
吉 町 浄 水 場	1 4, 0 0 0	6, 3 0 0	4 5
中 根 浄 水 場	1 8, 0 0 0	9, 0 0 0	5 0
新 栄 配 水 場	2 0, 0 0 0	7, 0 0 0	3 5
合 計	5 8, 0 0 0	2 6, 1 0 0	4 5

(3) 応急給水資機材の備蓄

災害時の飲料水の確保及び給水活動の円滑な対応を図るため、緊急時用浄水装置、給水車及び応急給水袋等の応急給水用資機材の整備に努める。

□ 応急給水用資機材の備蓄現況

(平成20年4月1日現在)

資 機 材 名	容 量	保有数量	保 管 場 所
緊急時用浄水装置	4 m ³ /h	3 5 台	吉町浄水場、各小中学校
給水車	2 m ³	2 台	吉町浄水場

給水タンク	1 m ³	2 基	草加三丁目防災倉庫 谷塚浄水場
風船式水槽	5 0 0 個	5 9 基	各浄配水場、各小中学校、 各公共施設
応急給水用ポリ容器	2 0 個	1, 2 0 0 個	各浄配水場
応急給水袋	4 ~ 1 0 個	4 4, 0 0 0 枚	各浄配水場、各小中学校、 各公共施設
応急給水用じゃ口台	—	9 台	各浄配水場
仮設給水栓用じゃ口 及びスタンドパイプ	—	1 2 台	各浄配水場

(4) 個人備蓄

各家庭においては、平常時から災害等に備えて3日分の飲料水を備蓄するとともに、生活用水として浴槽等に貯水するよう広報し、啓発を図る。

3 生活必需品供給体制の整備 【 消防本部、危機管理担当 】

(1) 生活必需品の備蓄

生活必需品の確保については、防災備蓄品の整備に努めるとともに、協定業者等からの調達及び県等への応援要請により対応する。

また、必要により救援物資として広く援助を求める。

□生活必需品備蓄の現況

(平成20年4月1日現在)

<ul style="list-style-type: none"> ・毛布 ・仮設トイレ ・組立式トイレハウス ・トイレットペーパー ・保存水 ・紙食器セット ・紙おむつ ・生理用品 ・懐中電灯

(2) 備蓄目標

ア 毛布

利根川の浸水想定に基づいて、市内の避難所避難者数を約74,000人と
して、74,000 × 1人1枚 = 74,000枚を目標とする。

イ 燃料・生活用品等

避難所生活等に必要な照明用発電機の燃料及びその他の生活用品についても、備蓄品の整備に努める。

(3) 民間協力体制の整備

被害想定に基づいた備蓄品の整備を進めるとともに、生産者及び販売業者等と協議を行い、協力を得られるよう業者等との物資調達に関する協定の締結及び協定の更新に努める。

(4) 供給品目の検討

市民の基本的な生活を確保する上で必要な物資のほか、避難所における被災者のプライバシーや生活環境にも配慮し、簡易間仕切りや衛生用品等の備蓄に努める。

4 応急活動用資機材の整備【消防本部】

(1) 応急活動用資機材の備蓄

災害時における迅速かつ適切な救出、救護活動を実施するために必要な資機材等について備蓄品の整備を進める。

(2) 自主防災組織等の活用

発災直後の救助、救出活動は、各地域の住民及び自主防災組織等による、自発的かつ迅速な実施によって成果が期待されることから、市が備蓄している応急活動用資機材を各自主防災組織等が活用できるよう配慮するとともに、自主防災組織等が保有する応急活動用資機材の配備状況等も勘案して、備蓄品の整備を行う。

□応急活動用資機材備蓄の現況

(平成20年4月1日現在)

- ・発電機 (2.2Kw) ・投光器一式 ・ガソリン缶詰 (混合ガソリンを含む。)
- ・救助用具セット (バール、大ハンマー、油圧ジャッキ、のこぎり等)
- ・エンジンカッター ・チェーンソー ・可搬式ウインチ ・車両移動器具
- ・担架 ・大型救急箱 ・防水シート ・電子メガホン ・かまどセット
- ・緊急時用浄水装置 ・風船式水槽 ・移送、移動用具 (折り畳み式リヤカー、自転車)

第4 救急・救助体制の整備【消防本部】

災害発生時には、救急・救助を必要とする被災者及び傷病者の発生が予想されることから、災害時における救急・救助体制を確立し、関係機関との密接な連携の下、迅速かつ適切な活動体制を整備する。

1 救急・救助体制の充実

災害発生時には、広域的に同時多数の救急救助活動が必要になると予想される。このため、災害時における初動体制を確立し、関係機関との連携（活動資機材等の調達を含む。）を密にして、救急救助活動の万全を期する。

また、より高度な知識、技能を有する救助隊員の育成に努めるとともに、必要な資機材を整備し、迅速かつ円滑な人命救助活動の実施体制の充実強化に努める。

(1) 救急活動の強化

救急需要の増加と高度化に的確に対応するため、高規格救急車の整備を始め、救急救命士の養成、専門研修や再教育等の救急隊員教育の充実に努め、病院前救護（救急救命処置）の質の向上を図るとともに、市民に対する普通救命講習等を積極的に実施し、応急手当の普及啓発活動による救命率の向上を図る。

ア 資機材の整備

災害時の救急活動及び交通事故、火災爆発等による多発傷病者発生時に必要な救急資機材の整備を図る。

(2) 救助活動の強化

災害時における救助体制の強化を図るため、特別救助隊の充実強化に努めるとともに、建物及びブロック塀等が倒壊した場合に必要なと予想される救出用資機材の消防署、消防団詰所及び自主防災組織の活動拠点等への配備に努める。

また、救助活動に当たっては、浸水により車両の通行が困難になることも予想されることから、必要に応じ、船舶・ボートによる救助活動を図る。

ア 救助機動力の整備

災害時の人命救助活動をより効果的に行うため、消防機関の救助資機材の充実に努める。

イ 救助資機材の活用

多発する救助事象に迅速かつ効果的に対処するため、市職員、市民及び自主防災組織による救出活動には、防災備蓄倉庫及び自主防災組織等の資機材の有効活用を図る。

(3) 救急医療機関との連携強化

市立病院、医師会、歯科医師会、救急告示医療機関及び救急協力機関等との連携を強化し、円滑な救急活動の実施に万全の体制を図る。

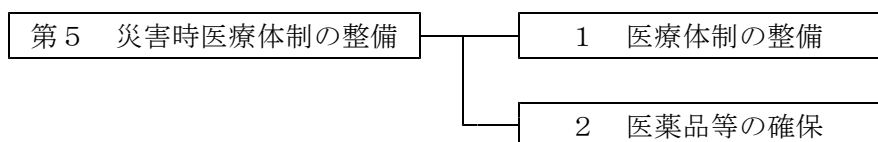
ア 平常時の協力に必要な確認事項

- (ア) 救急患者の受入れ体制
- (イ) 診療時間外及び休診日等の対応
- (ウ) 診療科目及び宿直医の担当科目

- (エ) 通常時の連絡手段
 - (オ) その他、救急活動に必要な事項
- イ 非常時の協力に必要な確認事項
- (ア) 医療機関別傷病者収容能力
 - (イ) 医療救護班の編成と出動体制
 - (ウ) 病院車両の出動体制
 - (エ) 救急救護所開設への協力体制

第5 災害時医療体制の整備【健康福祉部】

ここでは、大規模な風水害等が発生した場合の応急医療体制を確保するため、災害時の医療体制の整備に必要な施策（初動期医療体制及び後方医療体制、医薬品等の確保）について定める。



1 医療体制の整備 【健康福祉部、関係部】

災害時において、被災状況に即応した医療救護活動が実施できるよう、関係医療団体等と協議し、医療体制の整備に努める。

(1) 初動医療体制の整備

市及び関係機関は医療関係の各団体等と連携、協力して、発災初動期の医療救護活動が円滑に実施できるよう体制の整備に努める。

ア 医療救護活動の実施手順

被災地内における医療救護班の編制及び出動に関しては、各医療従事者の所属する病院又は診療所の被災状況によって異なることから、被災地内の診療可能な病院又は診療所の把握を優先して行い、次の活動方針に基づき実施する。

□ 医療救護班の活動方針

医療機関の被災程度	基本的活動方針
被災の程度が大きく 診療不能な医療機関の 医療従事者	市等が設置した医療救護所又は診療行為が可能な病院等において、医療救護班としての活動に従事する。
被災の程度が小さく 診療可能な医療機関の 医療従事者	原則として、発災後3日間程度は昼夜を問わず負傷者の受入れ等を行い、病院又は診療所内での診療を継続し、医療救護班としての活動は行わない。

イ 医療救護所の整備

市は、災害初動期における医療救護活動の在り方等について、(社)草加八潮医師会、草加歯科医師会、草加市薬剤師会等と締結した防災基本協定及び今後策定される実施細則に基づき、地区防災拠点となる市内各中学校等への医療救護所の設置について調整を図り、その整備等の推進に努める。

ウ 医療救護班の編制

市は、発災直後から迅速かつ円滑に医療活動が行えるよう、医療救護班の編

成について（社）草加八潮医師会と締結した防災基本協定及び今後策定される実施細則に基づき、関係団体等との連携と協力の下に体制づくりの推進に努める。

エ 自主防災組織等による自主救護体制

市は、町会、自治会及び自主防災組織等が、避難所及び医療救護所等において、軽症の負傷者等に対して応急処置や救護活動の協力を行う等の、自主救護体制の整備に努める。

(2) 後方医療体制の確立

市内の医療機関では対応できない重症者や、高度な医療及び救命処置が必要な傷病者に対応する広域後方医療支援体制について、県と協議を行い、その体制の確立に努める。

県内の救命救急センター及び災害拠点病院は次のとおりである。

□ 救命救急センター

施設名	所在地
川口市立医療センター	川口市西新井宿 1 8 0
埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田 1 9 8 1
深谷赤十字病院	深谷市上柴町西 5 - 8 - 1
さいたま赤十字病院	さいたま市中央区上落合 8 - 3 - 3 3
獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷 2 - 1 - 5 0
防衛医科大学校病院	所沢市並木 3 - 2

□ 災害拠点病院

施設名	所在地
川口市立医療センター	川口市西新井宿 1 8 0
自治医科大学附属大宮医療センター	さいたま市大宮区天沼町 1 - 8 4 7
埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田 1 9 8 1
北里研究所メディカルセンター病院	北本市荒井 6 - 1 0 0
(社福) 恩賜財団 埼玉県済生会栗橋病院	栗橋町小右衛門 7 1 4 - 6
深谷赤十字病院	深谷市上柴町西 5 - 8 - 1
さいたま赤十字病院	さいたま市中央区上落合 8-3-33
さいたま市立病院	さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0
獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷 2 - 1 - 5 0
防衛医科大学校病院	所沢市並木 3 - 2
(社福) 恩賜財団 埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口 5 - 1 1 - 5

(3) 搬送体制の確保

病院又は診療所等から、後方医療機関等への重篤な傷病者の搬送、又は市域外への広域搬送（二次搬送）が必要となる場合に対応できるよう、救急車及びヘリコプターを利用した搬送方法について、次の事項等に留意して、あらかじめ関係機関と協議し、十分な連携の下に、搬送体制の確保に努める。

ア 臨時ヘリポートの活用

陸上交通の途絶又は渋滞等の状況下においても、ヘリコプターを利用した救急搬送体制を確保するため、あらかじめ指定した臨時ヘリポートを活用する。

《参照》 「第1章 第2節 第6 3 臨時ヘリポートの確保」

(4) 広域医療協力体制の整備

大規模災害の発生時には、多数の負傷者が発生するものと予想される。

また、被災状況によっては、医療救護活動に当たる医師、看護師等の不足や医薬品及び医療資機材の不足等も生じる可能性が高いため、県内外の各地域からの応援による広域医療協力の体制について、県と協議し整備に努める。

2 医薬品等の確保 【健康福祉部、関係部】

(1) 医薬品等の備蓄

大規模災害の発生後は、多数の市民が避難所等に集中するものと予想されることから、軽症者や一時的な体調不良者に対する応急手当等に使用する災害用救急箱を、各避難所に備蓄するよう努める。

また、各避難所に開設する医療救護所に係る医薬品等の備蓄に関しては、専門的見地から関係医療団体等と協議し、内容等を調整して整備に努める。

(2) 医薬品の調達

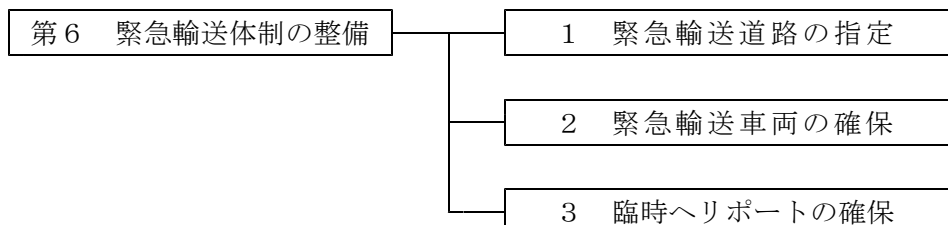
市は、医療救護活動用の医薬品が不足した場合における調達等に関して、市薬剤師会及び医薬品業者等と協定を締結するなどにより、調達体制の整備に努める。

(3) トリアージタグの備蓄

負傷程度に応じて優先度を色別表示したトリアージタグ（負傷者選別標識）について、市薬剤師会及び医薬品業者等との協定において備蓄体制の整備を図るとともに、医師会及び医療関係団体等と、時間帯及び曜日による体制の違いも考慮した効果的な使用方法等について検討する。また、検討の成果を踏まえた訓練を実施する。

第6 緊急輸送体制の整備【建設部・関係部局】

災害時の緊急輸送力を確保するため、緊急輸送道路、車両、臨時ヘリポートを整備及び確保する。



1 緊急輸送道路の指定

市は、災害時の緊急輸送を効率的に行うため、県の指定する緊急道路網を踏まえ、避難所など市の主要な防災施設へアクセスする緊急輸送道路として次の路線を指定する。

□ 草加市内緊急輸送道路 (平成20年4月1日現在)

指定者	路線名(愛称名)	管理者
草加市	1 市道1011、1022号線(そうか公園通り)	草加市
	2 市道1020号線(松原文化通り)	
	3 市道20415、20421号線	
	4 市道2040号線(山王通り)	
	5 市道1029、1030、30162号線(氷川神社通り)	
	6 市道1026、30096号線(男女土橋通り)	
	7 市道10395号線(三町稲荷通り)	
	8 市道2004、2007号線(さざん花通り)	
	9 市道1002号線(川戸通り)	
	10 市道10011号線(メタセコイア通り)	
	11 市道40119号線(あずま通り)	
	12 市道1007号線(金明通り)	
	13 市道1013号線(青柳東通り)	
	14 市道1025号線(獨協大学通り)	
	15 市道2086号線(花栗通り)	
	16 市道1040号線(記念体育館通り)	
埼玉県	17 県道平方・東京線	埼玉県
	18 県道金明町・鳩ヶ谷線	
	19 県道川口・草加線	
	20 県道草加・八潮・三郷線	
	21 県道越谷・八潮線(産業道路)	

	22 県道吉場・安行・東京線		
	23 県道越谷・鳩ヶ谷線		
埼玉県	24 国道4号	第一次特定	国土交通省
	25 国道4号(東埼玉道路)	第一次	
	26 国道298号	第一次特定	
埼玉県	27 県道草加・流山線	第一次	埼玉県
	28 県道さいたま・草加線	第一次、第二次	
	29 県道足立・越谷線	第一次	
	30 県道川口・草加線	第一次	
	31 県道吉場・安行・東京線	第一次	
	32 県道松戸・草加線	第二次	
	33 県道台東・鳩ヶ谷線	第一次	

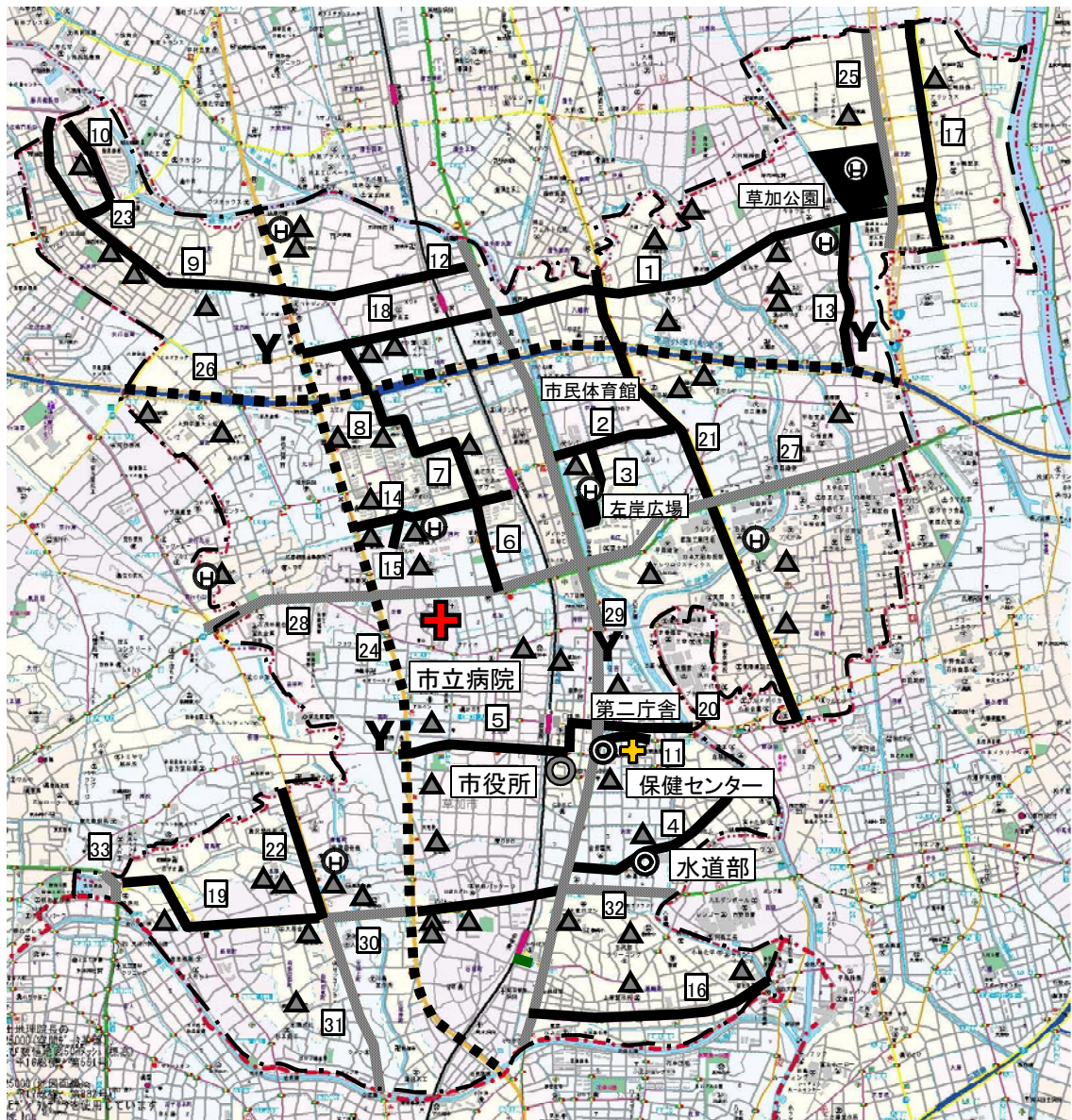
※ 県緊急輸送道路の指定区分







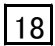

第一次特定：高速道路や国道など4車線道路とこれらを補完する広域幹線道路

第一次：地域間の支援活動としてネットワークされる主要路線

第二次：地域内の防災拠点（県庁舎、市町村役場、公立病院、警察署など）を連絡する路線

□ 草加市内緊急輸送道路図



凡		例	
	市指定緊急輸送路		市集積場
	県第1次特定緊急輸送路		臨時ヘリポート
	県第1次/2次緊急輸送路		指定避難所
	路線の一環番号		消防署・分署

2 緊急輸送車両の確保【総務部】

災害応急対策活動において、人員及び物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは、極めて重要である。効率的に緊急輸送を実施するため、輸送用車両を確保し、関係機関及び企業等からの調達体制の整備に努める。

(1) 輸送用車両の確保

災害時における人員及び物資等の緊急輸送用の車両は、市が保有するすべての車両を充てる。

必要な車両が不足する場合には、草加市建設業振興会及び県トラック協会草加支部等に協力を依頼するとともに、埼玉県及び関係機関に対し、調達のあっせん、人員及び物資の輸送を要請する。

(2) 協力体制の整備

緊急輸送力を確保するため、緊急輸送時に使用が想定される車両については、災害後に迅速に調達ができるよう、関係機関、関連企業と協定等の締結による協力体制を構築し、災害時の緊急輸送用車両等の確保に努める。

(3) 燃料の確保

市は、災害時における応急対策用車両等の燃料を確保するため、あらかじめ県石油商業共同組合草加支部と協定を締結し、調達体制の明確化を図っている。

【資料】

震8-6 災害時における燃料等の供給に関する協定書（埼玉県石油商業組合草加支部）

3 臨時ヘリポートの確保 【健康福祉部、消防本部】

陸上交通の途絶若しくは道路渋滞等の状況下における、輸送力の確保及び重篤な救急患者の広域搬送においては、ヘリコプターの活用を図るため、臨時ヘリポートとして使用可能な場所を関係機関と協議して選定し、あらかじめ指定して搬送体制の整備に努める。

風水害においては、これらのうち、浸水に冒されていない施設、あるいは水引後の使用可能となった施設を適宜用いる。

□ 草加市内の場外離着陸場 (平成19年4月1日現在)

設置場所施設名	所在地
綾瀬川左岸広場	松江1-54-30
草加市総合運動公園	青柳7-70-10

□ 草加市内の緊急離着陸場 (平成20年〇月〇日現在)

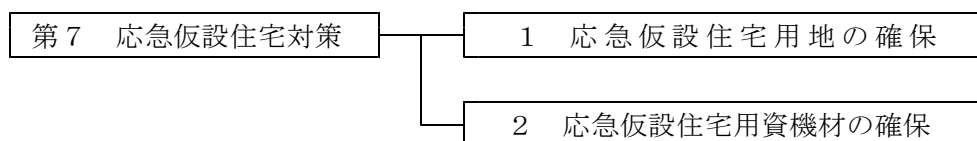
設置場所施設名	所在地
工業団地公園野球場	稲荷5-14-24
獨協大学グラウンド	学園町1-1
埼玉県立草加南高等学校	柳島町66
市立新田中学校	長栄町767
そうか公園	柿木町272-1
ダイキン工業(株)グラウンド	松江2-15-1
市立小山小学校	小山2-8-1

※市立小山小学校について、県防災航空隊の現地確認後、緊急離着陸場の現在日付を記す。

第7 応急仮設住宅対策【都市整備部・関係部局】

災害による家屋への浸水、暴風等の被害により家屋を失い、自らの資力で住宅を確保することができない被災者に対して、一時的な住居の安定を図るため速やかに仮設住宅を建設し貸与する必要がある。

このため、建設用地の確保等の応急仮設住宅供給体制の整備に努める。



1 応急仮設住宅用地の確保 【都市整備部】

(1) 応急仮設住宅適地の基準

応急仮設住宅の用地を確保する際は、そこに居住する被災者の生活環境をできる限り考慮する必要がある。このため、早期に応急仮設住宅の需要を調査し、必要な住戸数を決定した上で、応急仮設住宅適地の基準を次のように設定して、適切な用地選定を行うものとする。

- ① 飲料水が得やすい場所
- ② 保健衛生上適当な場所
- ③ 交通の便を考慮した場所
- ④ 住居地域と隔離していない場所

(2) 応急仮設住宅用地の選定

応急仮設住宅適地の基準に従い、かつ、被害状況に応じて市有地等から建設可能な応急仮設住宅建設予定地を選定する。

2 応急仮設住宅用資機材の確保 【総合政策部、都市整備部】

市は、速やかに応急仮設住宅を建設できるよう、(社)プレハブ建築協会、(社)県建設業協会及び関係団体等との協定について検討し、建設資機材の確保に努める。

第3節 市民の協力による防災対策

市民や事業所等の日ごろの災害への備えと災害時の的確な対応が、被害を軽減する上で最も大きな力となることは、これまでの多くの事例が示しているところである。

このため、自主防災組織の育成強化、市民の防災思想・防災知識の普及・啓発、ボランティア活動の環境整備等を図り、市民・事業所等との連携による防災体制の構築を推進する。

また、災害時に身体・生命を守る自衛能力が不足している高年者や障がい者及び言葉や文化が異なり災害時に迅速で的確な行動が取りにくい外国籍市民等の、いわゆる災害時要援護者に配慮した防災体制の整備を推進する

第1 防災意識の高揚

第2 防災訓練の充実

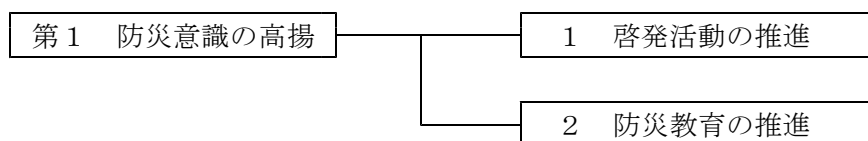
第3 自主防災組織等の育成・強化

第4 災害時要援護者の安全確保

第5 ボランティアとの連携

第1 防災意識の高揚【消防本部・教育総務部】

災害による被害を防止し又は軽減するためには、市及び防災関係機関等による各種の災害対策の推進とともに、市民の果たす役割は極めて大きい。そのため、市が市民に対し生涯を通じて体系的な教育を行うことにより、市民の災害対応力を高めるとともに、市民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災学習に取り組むための環境の整備を行う。



1 啓発運動の推進【消防本部、建設部】

市民を対象とする防災知識の普及を図るため、PR資料の作成及び防災教育用設備や資機材の貸出し、講演会や研修会を開催する。

また、市ホームページも活用した防災広報の充実を図り、災害に対する知識の普及や防災意識の高揚に努める。

(1) 広報紙等による防災知識の普及

市発行の広報紙への防災関連記事の掲載や、市のホームページ等で防災知識等の普及・啓発を図る。

(2) PR資料の作成配布

防災知識の普及・啓発を図るため、防災に関するポスター、リーフレット、小冊子等のPR資料を作成し配布する。

2 防災教育の推進【教育総務部】

学校における防災教育は、安全教育の一環として学校行事や特別活動を中心に教育活動の全体を通じて行う。特に避難、災害発生時の危険回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒の発達段階に即した指導を行う。

(1) 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練や保護者による引渡し訓練、防災の専門家、災害体験者等による講演会等を実施する。

(2) 教科等による防災教育

小学校及び中学校における各授業を通して、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策及び災害時の正しい行動及び災害時の危険箇所等について、効果的な教材等を活用しながら教育を行う。また、児童生徒が防災を自分たちの問題として

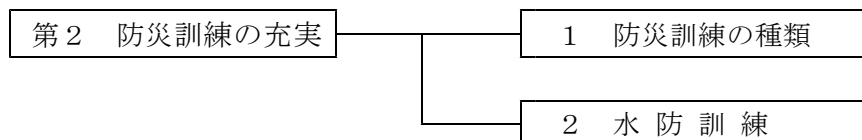
認識させるために、再度身の回りの環境を見直したり、消防署の見学・地域の防災点検や防災マップの作成等の体験活動を通して、適切な判断・行動ができるよう指導する。

(3) 教職員に対する防災教育

災害時の教職員の取るべき行動とその意義、児童生徒に対する防災教育要領、負傷者の応急手当要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等について研修を行い、その内容の周知徹底を図り、災害に対する教職員の対応力の向上を図る。また、校内における定期的な安全点検を実施し、児童生徒の安全環境を整えるとともに、防災意識の高揚を図る。

第2 防災訓練の充実【消防本部】

災害時の応急対策活動を円滑に実施するには、防災業務に従事する職員等のみならず、市民自らが防災に係る実践的能力を習得し、防災関係機関と市民の連携による災害対応能力を高める必要があり、このための各種防災訓練を継続的に実施する。



1 防災訓練の種類【消防本部、危機管理担当】

(1) まちなか防災訓練

まちなか防災訓練は、大規模な地震及び災害の発生を想定し、防災に係る実践的能力を習得するため、市民が主体となり、消防、その他、防災関係機関が支援、協力して、毎年、一地区が実施する。

(2) 事業者、自主防災組織及び市民の訓練

災害時の行動に習熟するため、住民相互の協力の下、日ごろから訓練を行い、自らの生命及び財産の安全を確保する。

ア 事業所の訓練

学校、病院、工場、事業者等及びその他の消防法で定められた防火対象物の管理者は、その定める消防計画に基づき消火・通報及び避難訓練を実施する。

また、地域の一員として地域の防災組織の実施する防災訓練にも積極的に参加する。

イ 自主防災組織の訓練

各自主防災組織は、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るために、消防機関の指導の下、地域の事業者とも協調して組織的な訓練を実施する。

ウ 市民の訓練

防災関係機関は、災害時における市民一人一人の行動の重要性にかんがみ、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民の防災知識の普及・啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

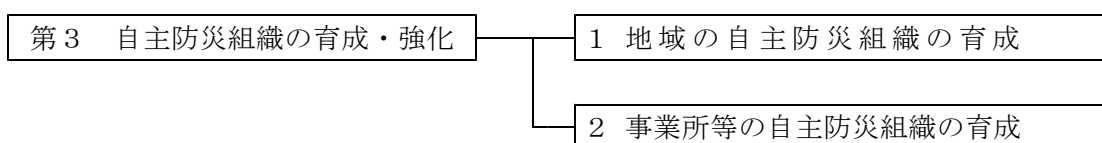
また、市民は防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・自主的な参加、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施する。

2 水防訓練【建設部】

台風や雷雲などによる集中豪雨などの大雨に対する水防訓練として、市職員の水防技術及び水防意識の向上のため、土のう作り及び土のう積み訓練を実施し、実際に災害が起こった時に最小限に防ぐことを目的として実施する。

第3 自主防災組織等の育成・強化【消防本部】

大規模な災害時には、市・消防・警察等の防災関係機関は、組織の全機能を挙げて防災活動を行うこととなるが、道路及び橋梁等の損壊や通信施設の途絶等により災害対策活動が阻害されることが予想される。そこで、市民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識の下、災害から身体及び財産を守るため自主的な防災活動を行う組織が必要となる。このため自主的な防災活動が効果的に行われるよう、各地域ごとの自主防災組織の育成を図るとともに、日ごろから防災意識の高揚と防災知識の普及に努め、防災体制の強化を推進するものとする。



1 地域の自主防災組織の育成【消防本部】

災害による被害の発生を防止し、又は軽減するためには、行政のみならず市民の自主的な防災活動が重要である。このため、地域の実情に応じて自治会等を中心とした自主防災組織の育成を図る。

(1) 自主防災組織の結成促進

市は、自主防災組織の結成を促進するため、あらゆる機会をとらえて地域における自主防災組織の重要性を啓発し、自治会等を中心とする地域に密着した自主防災の組織率の向上を推進する。

<現況>

市内には110の町会・自治会があり、平成20年4月現在、123の自主防災組織が結成されている。

<目標>

ア 広報活動

広報紙等を活用し、自主防災に関する認識を深める活動を積極的に展開する。

イ 講演会・説明会等の開催

町会・自治会長等を対象として、自主防災に関する講演会を開催するとともに、市内各地において自主防災組織づくりに関する説明会等を開催する。

ウ 自主防災組織づくりの支援

自主防災組織を設置するために必要な資料等を提供するとともに、自治会等を中心とした自主防災組織の結成を推進するための支援を行う。

(2) 自主防災組織の育成

市は、自主防災組織の防災知識・技術の向上を図るため、消防機関と連携を図り、パンフレット等の作成・配布及び防災訓練への助言、指導を行うとともに、自主防災組織に対してリーダーの育成や組織の強化等に対する支援を行うものとする。

(3) 自主防災組織への支援

市は、市民の自主防災組織が活動する上で必要な防災資機材や備蓄物資の整備及び諸活動に対し支援を行うものとする。

2 事業所等の自主防災組織の育成 【 消防本部 】

大規模な災害が発生した場合は、行政や市民のみならず、市内の各事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防止する上でかなめである。このため、市内の事業所等の自主防災組織の育成を図る。

(1) 自主防災組織の設置

市は事業所等に対し、防火管理者等を主体とした自主的な防災組織の設置を促進するよう指導を行う。

(2) 自主防災組織の育成

市は事業所等の自主防災組織に対し必要な指導、助言を行い、自主的な防災組織の育成を図る。

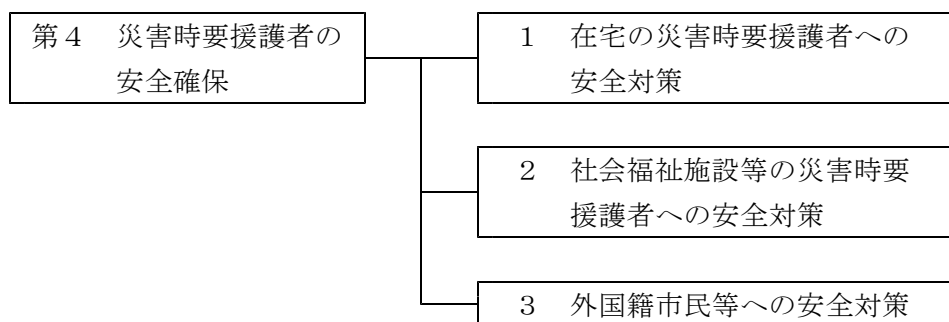
また、事業所等の管理者は、防災活動に関する技術向上のための防災訓練、講習会等を実施し、自主防災組織の活動力の強化を図る。

□ 自主防災組織の活動内容

活動項目	平常時の活動	災害発生時の活動
情報連絡	・ 防災意識、知識の普及啓発	・ 情報の収集、伝達及び広報
消 火	・ 消火訓練	・ 初期消火
救出救護	・ 資機材の備蓄、保守管理 ・ 資機材の使用訓練 ・ 救出及び救急訓練	・ 人命救助 ・ 応急処置 ・ 救急搬送協力
避難誘導	・ 避難誘導訓練	・ 避難誘導
給食給水	・ 炊き出し等訓練、給水訓練	・ 給食、給水(避難所運営支援)

第4 災害時要援護者の安全確保【健康福祉部】

災害時要援護者（災害時に自らの身体及び生命を守る能力が十分でない高年者、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者、養育に欠ける児童、病人、乳幼児、妊婦、及び言葉や文化が異なり災害時に迅速な行動が取り難い外国籍市民等）の被災時における安全を確保するために必要な施策を定める。



1 在宅の災害時要援護者への安全対策 【健康福祉部】

在宅の災害時要援護者が、正しい情報や支援を得て適切な行動を取るために必要な対策を推進するとともに、自主防災組織や地域住民による協力体制の確立に努める。

(1) 災害時要援護者の把握

市は災害時に要援護者に適切な支援を行うため、公的福祉サービスの利用状況等をもとに災害時要援護者台帳を作成し、その定期的な更新を行う。

また、町会、自治会及び自主防災組織等の協力を得て、65歳以上の一人暮らし、寝たきり及び体の弱い高年者、障がい者、児童等の状況の把握に努め、必要に応じて災害時要援護者台帳の加除をするものとする。

(2) 緊急通報システムの活用

現在、高年者及び障がい者が利用している緊急通報システムを活用して、災害時における迅速な救助活動を行うため、利用の対象となる災害時要援護者に対して、このシステムの普及を図る。

(3) 障がい者災害時メール配信システムの運用

市は、障がい者に対し、災害時メール配信システムを運用し防災行政用無線情報を配信する。

(4) 防災知識の普及・啓発

市は、災害時要援護者を対象に、避難支援プランを作成し、防災知識の普及、啓発に努める。

また、自主防災組織等が行う防災訓練に際しては、災害時要援護者に対する訓練を実施するよう指導し支援する。

(5) 安心カードの普及

災害時要援護者への効率的な支援と救護等を行うため、現在利用している安心カードの普及に努める。

2 社会福祉施設等の災害時要援護者への安全対策 【健康福祉部】

(1) 社会福祉施設等の安全対策

社会福祉施設等の管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、大規模な災害の発生を想定した防災計画及び緊急時の施設職員の初期対応や、指揮系統を定めたマニュアルを作成し、職員及び入所者の安全対策の確立に努める。

ア 緊急連絡体制の整備

災害発生時に迅速に対応するため、施設職員及び入所者の家族等と速やかに連絡が取れるよう、緊急連絡体制の確保に努める。

イ 避難誘導體制の整備

災害時における入所者の避難のため、非常口等の避難路を確保し、入所者等を所定の避難所等へ誘導及び移送する体制の整備に努める。

ウ 食料・防災資機材の備蓄

被災後の自立を図るため、次の物資等の備蓄に努める。

(ア) 非常用食料、飲料水、常備薬、介護用品等（いずれも3日分）

(イ) 移送用具（ストレッチャー、担架、車椅子）

(ウ) 照明器具、熱源、燃料等

エ 防災教育の実施

施設職員及び入所者に対し、防災に関する講習会の開催等の総合的な防災教育の実施に努める。

(2) 社会福祉施設等と地域の連携

災害時に施設入所者が迅速に避難するためには、施設関係者だけでなく地域住民等の協力が必要であり、社会福祉施設等の管理者は、平常時からその地域内の町会、自治会及び自主防災組織あるいは事業所等との協力体制の確保に努める。

(3) 防災訓練の充実

市は、施設管理者に対し、防災訓練の実施及び内容の充実を図るよう指導する。

(4) 災害時要援護者の受入体制の整備

市は、社会福祉施設等に対し、在宅又は避難所で生活できない高齢者及び障がい者等を施設へ受け入れる福祉避難所の整備に向けた協定の締結に努めるとともに、災害時に迅速な一時入所等の措置が講じられるよう、協力体制の整備を図る。

(5) 施設間の相互支援の確立

市は、災害により施設の建物が破損した場合等は、入所者を一時的にほかの施設に避難させたり、他の施設の職員が応援する等により、地域内の施設が相互に支援できる体制の確立に努める。

3 外国籍市民等への安全対策【自治文化部、関係部】

災害時における日本語を十分に理解できない人や日本と異なる文化を有する人（以下「外国籍市民等」という。）に対しては、市は必要な対策の推進に努める。

(1) 外国籍市民等の所在把握

日常時における外国人登録の推進を図り、外国籍市民等の人数や所在を把握する。

(2) 外国籍市民等に配慮した防災基盤の整備

避難場所の表示等、災害に関する案内板について、ふりがな付き日本語や外国語の併記表示を進める等、外国籍市民等にも分かりやすい案内板の整備に努める。

(3) 防災知識の普及・啓発

ふりがな付き日本語や外国語による防災に関するパンフレットを作成・配布し、外国籍市民等への防災知識の普及・啓発に努める。

(4) 防災訓練の実施

外国籍市民等の防災への行動認識を高めるため、各地域の防災訓練への参加について積極的な呼び掛けに努める。

(5) 語学ボランティアの確保

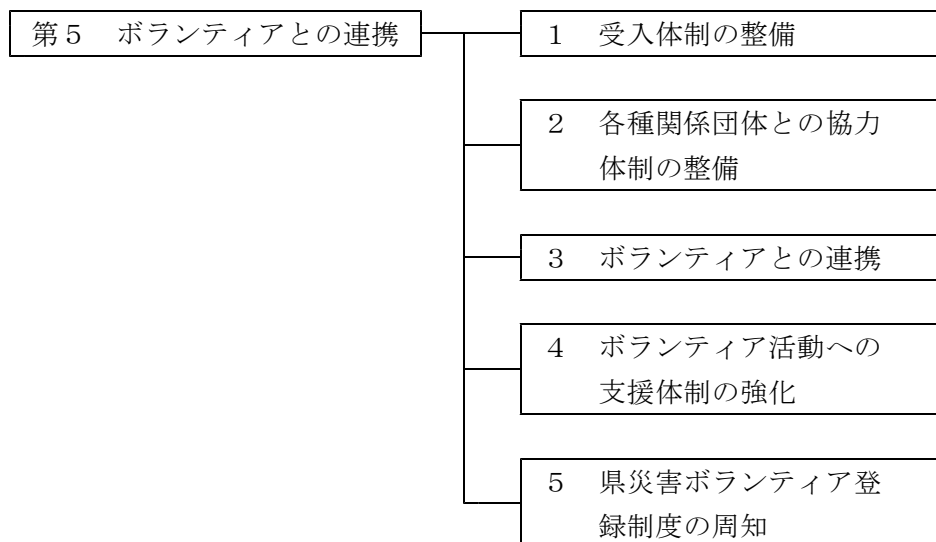
外国籍市民等が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるよう、語学ボランティアの確保を図る。

なお、語学ボランティア登録者は「災害時における窓口通訳者マニュアル」に基づいて活動を行う。

第5 ボランティアとの連携【自治文化部】

災害時におけるボランティア活動は、被災地の救援、救護活動において重要な役割を担うことから、市は、民間団体あるいは個人ボランティアとの連携、協力の仕組みを、平常時から構築しておく必要がある。

ここでは、災害時にボランティアとの連携と協力が円滑に行えるような環境を整備するために必要な施策を定める。



1 受入体制の整備【自治文化部・健康福祉部】

市は、大規模な災害時に、ボランティア団体等を円滑に受け入れるために、市社会福祉協議会やボランティア団体との連携と協力体制を整備するよう努める。

2 各種関係団体との協力体制の整備【自治文化部・関係各部】

市は、市民ボランティア及び専門職ボランティア等の各種関係団体と、災害時に連携して応急対策が行えるよう、防災に関する啓発活動や防災訓練の実施を通じて連絡を密にしておくとともに、ボランティア団体との間に非常時の情報伝達体制を構築するなど、平素からボランティア関係団体とのネットワーク化を図るよう努める。

3 ボランティアとの連携【自治文化部・関係各部】

(1) 各種関係団体との協力体制の整備

ア 主に一般ボランティアに要請する項目

- (ア) 生存者の救出
- (イ) 負傷者の応急手当及び避難所、病院等への搬送
- (ウ) 避難所運営
- (エ) 炊き出し、飲料水の運搬等

- (ハ) 救援物資の配分及び運搬等
 - (カ) 安否確認業務
 - (キ) 災害時要援護者の日常生活の介助業務
 - (ク) 生活関連情報の収集及び被災地への提供
 - (ケ) その他の情報収集、広報活動
- イ 主に専門職ボランティアに要請する項目
- (ア) 生存者救出活動への協力（建設業者等）
 - (イ) 負傷者の応急手当及び医療救護所での協力（看護師等）
 - (ウ) 広報広聴活動への協力（外国語通訳、手話通訳）
 - (エ) 情報収集（アマチュア無線、タクシー無線の技術者）
 - (オ) 救援物資等の運送及び配分（運送事業者）
 - (カ) 道路の応急復旧活動、公共施設等の応急復旧作業（建設業者等）
 - (キ) 建物の応急危険度判定調査（建築士、応急危険度判定士）
 - (ク) 避難所における健康管理（保健師、看護師）
 - (ケ) 法律相談、税務相談等（弁護士、税理士）
 - (コ) 移動困難者への協力（ガイドヘルパー）

4 ボランティア活動への支援体制の強化【自治文化部・健康福祉部】

市は、大規模災害が発生した場合に、災害ボランティアの活動拠点となる「災害ボランティアセンター」を獨協大学内に設け、場所を提供し活動資機材等を貸与する。

【資料】

- 震 1 2 - 3 災害時における応急活動及び平素における防災まちづくりの協力に関する協定書（ダイキン工業）
- 震 1 2 - 4 災害時における応急活動の協力に関する協定書（獨協大学）

5 県災害ボランティア登録制度の周知【自治文化部・健康福祉部】

県は、災害ボランティアとして活動を希望する県内在住の個人及びグループを対象とする災害ボランティアの登録を行い、必要な研修を実施するとともに、ボランティアに関する情報の提供を行っている。市は、市民に対しこの制度についてパンフレット及び広報等により周知を図り、積極的に登録の呼び掛けに努める。

第4節 調査研究

風水害は、強風や降雨の規模とともに地域に固有の自然条件や社会条件と密接に関係するため、その対策も継続性、合理性及び多様性が求められる。したがって、実践的な災害対策を推進するため、自然科学や社会科学などの分野について総合的かつ効果的な調査研究を継続的に実施して実践的な震災対策推進に資する。

第1 被害想定に関する調査研究

第2 風水害対策に関する調査研究

第3 調査研究成果の提供

第1 被害想定に関する調査研究【危機管理担当】

風水害対策計画の基礎となる被害想定に関する調査研究を継続的に実施する。

風水害は、市近傍における大雨による内水氾濫、あるいは各河川流域における大雨による外水氾濫によって生じる。したがって、氾濫対象河川とその氾濫条件、氾濫規模等についての調査研究、並びに市域の雨水排水能力、及び浸水域の諸建物、施設等の浸水可能性等に関する調査研究を組み合わせることで、市域の被害を想定する。

1 河川氾濫に関する調査研究

研究機関等の研究成果を適宜選択して利用し、市周辺において想定される河川氾濫及びそれに伴う市域の浸水の様相などについての最新の知見を調査研究する。

2 市域の地区別災害危険性に関する調査研究

前項における研究成果に、市内の建物施設等のデータを当てはめて、地区の災害危険性を把握する。

3 洪水被害想定に関する調査研究

前2項を組み合わせ、氾濫対象河川ごとの市域の被害を想定する。

第2 風水害対策に関する調査研究【危機管理担当】

被害想定に基づき、主として次の対策事項について調査研究する。

1 水防対策に関する調査研究

2 避難住民の安全確保に関する調査研究

3 効果的な緊急輸送に関する調査研究

4 災害情報の伝達等に関する調査研究

第3 調査研究成果の提供【危機管理担当】

被害想定及び災害対策に関する調査研究によって得られた成果は適宜、地区別防災カルテ、洪水ハザードマップ等の形式によって市民に情報提供を図る。

第2章 風水害応急対策計画

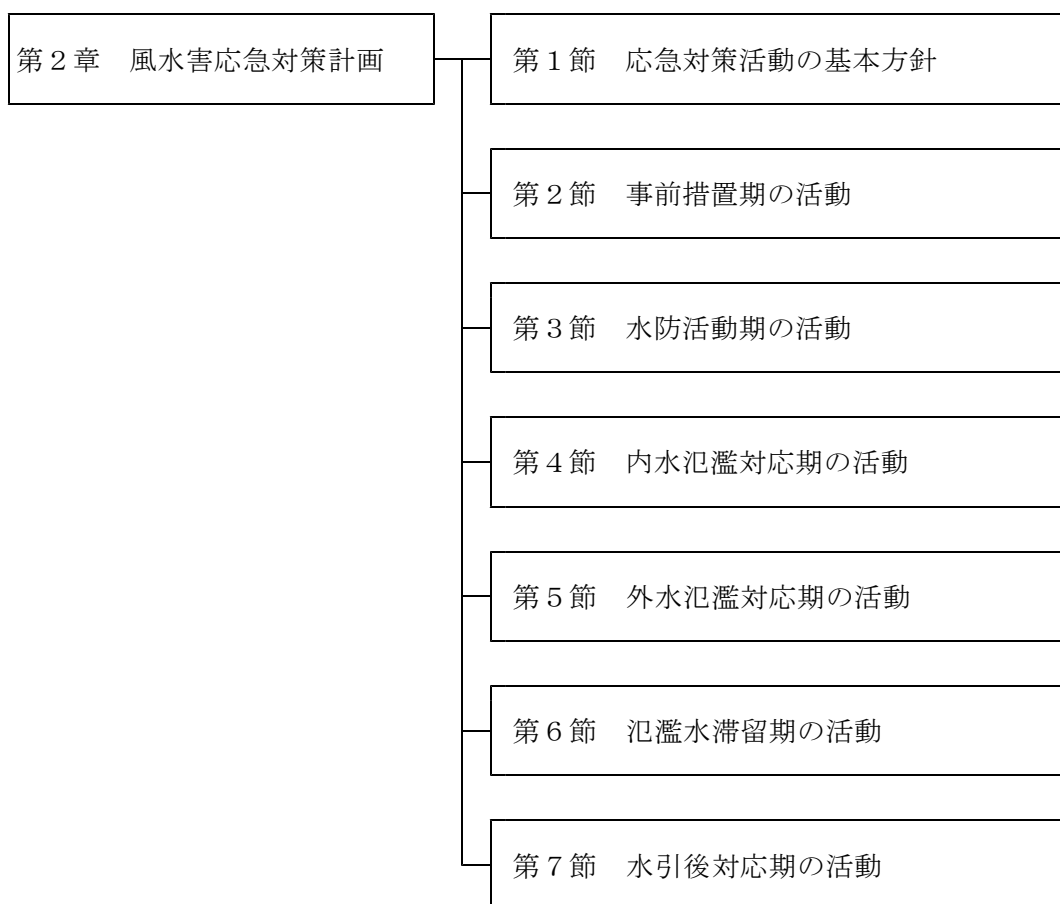
中川低地に所在する本市周辺には大小数多くの河川が流れており、風水害の脅威は地理的な宿命である。

これに対処するための市の応急対策は、大きく、水害の発生を防止・局限する水防活動と、水害の発生に伴う被災地域から住民を安全に避難させ、生活再建につなげるための活動の二つで構成し、両者を有機的に組み合わせて効果的な対応を目指す。

本章は、風水害のおそれが生じた段階から、浸水の規模が増大して行き、やがて滞水が終結するまでを、6段階に分け、事態の推移に応じた計画を示す。

各対応の内容及び事態は目安であって当座の状況に応じて適宜前後し、重複し、あるいは変更することもあるので、弾力的な対応が必要である。

《 施策の体系 》



第1節 応急対策活動の基本方針

風水害の発生に際しては、「事前措置期」、「水防活動期」、「内水氾濫対応期」、「外水氾濫対応期」、「氾濫水滞留期」、「水引後対応期」の6段階に事態区分を設定し、それぞれの活動目的を明確にした配備体制とする。

《 応急対策活動の基本方針に係る事項 》

第1 活 動 の 目 標

第2 応急対策活動の区分

第3 体制の種類と発令基準等

第4 水防本部

第5 災害対策本部

第6 動員計画

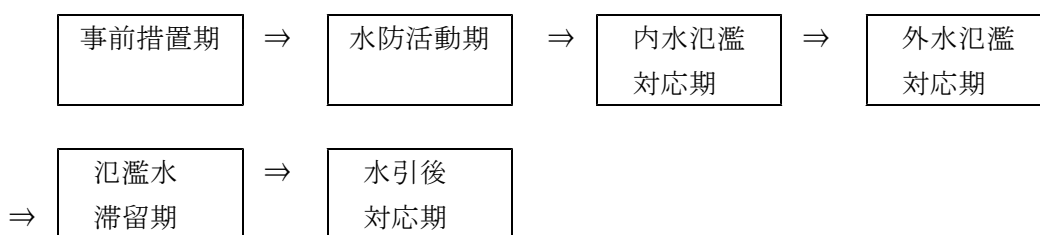
第1 活動の目標

風水害の発生時における、水防活動、職員の動員、災害対策本部の設置、運営を迅速かつ適切に行い、市の活動体制を整えるとともに、災害規模と事態推移に応じた応急活動を実施して被害の拡大を防止又は局限する。

また、自衛隊災害派遣部隊、緊急消防援助隊及び埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）等の広域応援部隊と連携を密にして、被災地域における速やかな救助、救出活動の実施に努める。

第2 応急対策活動の区分

発災に伴う応急対策の実施に際しては、次に示す事態区分により被災状況の推移に応じて求められる応急対策を、迅速かつ適切に実施するよう努める。



（上記の一連の推移はあくまで目安であり、災害状況に応じて弾力的に対応する。）

また、上記の各期をまたいで継続し、あるいは次第に重点を移行するような活動に関しては、その初出の項において、ある程度全体が見通せるように記述する。

第3 体制の種類と発令基準等

災害発生時に、市の体制を一般行政中心から災害対応中心に、迅速に切り替えるため、体制と発令基準、並びに同関連事項等を示す。

1 体制の種類と発令基準

風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本市が取るべき体制の種類及び発令基準等は次のとおりである。

表2-1-1 体制の種類と発令基準（風水害に係る部分）

配備区分		活動内容	発令基準
警戒体制	待機配備	気象注意報発表時等において、気象情報の収集を任務として警戒体制1号配備等の実施に備えて活動する体制	・大雨注意報等の発表時又は民間気象会社等の予報状況から、さらに詳細な気象情報の収集及び注意が必要となったとき。
	1号配備	主として情報の収集、報告、警報等の伝達を任務として活動する体制	・雷雲等による大雨警報等が一時的に発表されるなど局地的に集中した降雨が予想される場合で、一層の注意と警戒が必要になったとき、又は台風の接近に伴い注意と警戒が必要となったとき。
	2号配備	被害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制	・大雨又は洪水警報等が長時間発表されるなど、地域によっては水害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、又は台風の接近に伴い一層の注意と警戒が必要となったとき。
非常体制	3号配備	本部長及び当該対策部長が所要の職員を配備し、応急活動に即応できる体制	・台風等による大雨により、市域に、床下、床上浸水等の被害が相当数発生し、又は発生のおそれがあるとき。
	4号配備	組織及び機能の全力を挙げて活動する体制	・台風等による大雨により、災害救助法(昭和22年法律第118号)適用基準程度以上の床上浸水被害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

《参照》 表2-2-4 体制の種類、配備区分及び職員動員基準

2 対象職員

本市に常時勤務する職員及び教職員、その他、市長が定める職員

3 発令者

発令者は、風水害が発生し又は予想される場合に、風水害の規模、種類、日時等

に応じて必要な防災体制を取るため、非常体制及び警戒体制における各配備を発令する。

(1) 非常体制

市長は非常体制における各配備を発令する。

(2) 警戒体制

警戒体制における各配備の発令者は、建設部長とする。

4 警戒体制外の配備

平日の勤務時間外及び休日における大雨又は洪水注意報発令時に、建設部長は必要に応じて建設部及び都市整備部職員に対し注意報配備を発令する。

第4 水防本部

風水害の発生を防止・局限するための水防活動の中心となる水防本部の体制を定める。

1 水防体制（建設部・都市整備部水防体制）

市災対本部が設置されていない状況において、水防法に基づく水防活動を行うための体制を水防体制という。

(1) 水防機関

水防体制に属する機関は次のとおりとする。

市長室危機管理担当・都市整備部・建設部・消防本部・消防署・消防団・
草加市建設業振興会・草加環境事業協同組合

(2) 水防会議

ア 水防会議は、警戒体制配備、その他の重要事項を審議する。

イ 水防会議は建設部長・都市整備部長・消防長・市長室危機管理監・建設部副部長・建設部各所属長をもって構成する。

ウ 建設部長は、必要時、水防会議を召集する。会議構成員は代理をもって出席に充てることができる。

(3) 水防本部の組織及び所掌

ア 水防本部の組織は次のとおりとする。

- ・本部長（建設部長）
- ・副本部長（都市整備部長）
- ・正副本部長補佐（建設部副部長）
- ・本部員（都市整備部副部長・市長室危機管理監）

イ 水防本部は次を所掌する。

- ・水防体制の設置及び解除に関すること。
- ・水防体制の総括に関すること。

(4) 各班の所掌事務

ア 建設総務班

- ・水防本部の庶務に関すること。
- ・災害情報の収集及び整理に関すること。
- ・建設業振興会及び環境事業協同組合への協力要請に関すること。
- ・災害状況及び水防活動状況の記録に関すること。
- ・気象情報等の収集に関すること。
- ・消防、国及び県との連絡調整に関すること。

イ 河川班

- ・河川班の動員配置及び被害写真等記録に関すること。
- ・河川の水位、雨量等の観測及び情報収集に関すること。
- ・河川巡視、手動ゲートの操作に関すること。

ウ 道路班

- ・道路班の動員配置及び被害状況の写真撮影に関すること。
- ・道路等の巡視及び浸水地域の情報収集に関すること。
- ・道路の通行止めに関すること。
- ・市道障害物の撤去に関すること。

エ 下水道班

- ・下水道班の動員配置に関すること。
- ・下水道施設の巡視による情報収集及び復旧対策に関すること。
- ・中川下水道事務所、中川水循環センターとの連絡調整に関すること。

オ 維持補修班

- ・維持補修班の動員配置に関すること。
- ・低地排水ポンプ等の点検巡視に関すること。
- ・可搬式ポンプの設置及び運転に関すること。
- ・水防倉庫の管理に関すること。
- ・ゲートポンプの管理、確認及び土のう積みに関すること。
- ・業者対応地区の動員配置に関すること。
- ・排水機場の運転及び操作に関すること。

カ 新田西部班

- ・新田西部土地区画整理事業地内の水防活動に関すること。

キ みどり公園班

- ・所管する公園・緑地等の安全確保に関すること。

2 水防体制等人員配備基準

(1) 配備基準

- ア 表2-1-4「体制の種類、配備区分及び職員動員基準」による。
- イ 注意報配備における配備基準は約8名とする。

(2) 水防体制等配備基準の特例

建設部長は必要に応じ各配備の人員を増員又は減員できる。

3 水防本部の設置及び解散

水防本部は、警戒体制配備の1つが発令されたときに設置され、災対本部が設置された場合、又は熊谷地方気象台の注意報解除に基づき、県の水防体制解除の伝達があった場合に解散する。

ただし、災対本部設置に際し別命が無い場合は、水防本部の組織は、災対本部の現地対策本部として活動する。

【資料】 関係機関 連絡先

- ・ 国土交通省江戸川河川事務所・・・TEL(04)7122-3550
- ・ 埼玉県越谷県土整備事務所・・・TEL(048)964-5221
- ・ 埼玉県総合治水事務所・・・・・・TEL(048)737-2001
- ・ 草加市建設業振興会・・・・・・TEL(048)942-5053
- ・ 草加環境事業協同組合・・・・・・TEL(048)936-1234
- ・ 草加市消防本部消防防災課・・・・TEL(048)924-2111

第5 災害対策本部

市の全機関をもって災害対応に当たるための、災対本部の体制について示す。

1 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、表2-1-2のとおりとする。

2 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌は表2-1-3のとおりとする。

3 その他

災害対策本部の運営等に関して必要な事項は、「草加市災害対策本部要綱」及び「草加市災害対策本部運営要領」によるものとする。

表 2 - 1 - 2 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織			災害対策本部の運営	
本部室	本部長 副本部長 本部員	市長 副市長、教育長 ・各部局の部局長 ・市長室付危機管理監 (本部長付)	本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長、副本部長、本部員で構成し、本部及び各対策部の重要事項を審議、決定する。 ・副本部員は、本部員の補佐及び本部方針の即時着手に備え同席する。
	副本部員	・各部局の副部局長等		
	作業室長 作業室員	<ul style="list-style-type: none"> ・指定本部員 ・市長室危機管理担当 ・市長室秘書担当、広報担当、いきいき市民相談担当の指定者 ・その他の指定者 	作業室	<ul style="list-style-type: none"> ・作業室長、作業室員で構成し、情報の収集整理配布及び作業・経理・補給・広報・広聴等について進行管理・調整するとともに、災害時における市内各地域の被害状況及び安全確認等の情報収集を行うために、防災マウンテンバイク隊を運用する。
	本部室連絡員	指定者	情報連絡室	<ul style="list-style-type: none"> ・市長室危機管理担当・マネージャー及び本部室連絡員で構成し、本部室と対策部及び関係機関等との相互の情報連絡を行う。
対策部	対策部名 市長室 総合政策部 総務部 自治文化部 健康福祉部 子ども未来部 市民生活部 都市整備部 建設部 教育総務部 消防部 水道部 市立病院部 議会監査部 地区参集部	対策部長 市長室長 総合政策部長 総務部長 自治文化部長 健康福祉部長 子ども未来部長 市民生活部長 都市整備部長 建設部長 教育総務部長 消防長 水道部長 市立病院事務部長 議会事務局長 総務部長	対策部の組織及び運営 <ul style="list-style-type: none"> ・本部員をもって対策部長に充てる。 ・初動体制として、主に市内居住職員で編成する混成組織としての地区参集部を置き、主務部長は総務部長が兼務する。 ・各対策部長は、地域防災計画及び災害対策本部条例に基づく要綱に沿って担任する。 ・各対策部は、本部決定に基づいて所掌以外の事務にも従事する。 ・各対策部に本部室連絡員及び対策部連絡員を置き、情報連絡室及び各対策部に配置する。 ・対策部は対策班を置いて実施する。 ・対策部の庶務担当課（主査以上）は、部内の所掌に関する情報等の取りまとめ及び本部室等との情報連絡を担当する。 ・対策班及び班長等は、各対策部長が定める。 ・地区参集部の編成は、防災拠点となる各中学校ごとに情報収集班、避難所班及び指揮班の編制とする。 ・班の編制は、部の所掌に照らし、通常の課組織に捕らわれず適正に行う。 	

表 2 - 1 - 3 災害時における本部室の所掌、対策部の組織及び職制

		所 掌			
本部室	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の配備態勢及び廃止に関すること。 ・本部の活動方針に関すること。 ・災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・応急活動優先事項に係る対策部間の協同及びプロジェクトの設置方針に関すること。 ・他機関等への救援要請に関すること。 ・その他、災害対策に関すること。 				
対策部 (行政組織)	職 制				分 担 業 務
	対策部長	副部長	班長	班員	
市長室 (市長室)	市長室長		各担当マネージャー	所属職員	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部及び本部室の事務の統括に関すること。 ・防災会議の開催に関すること。 ・防災関係機関との連絡調整及び協力要請に関すること。 ・本部長及び副本部長の秘書に関すること。 ・災害視察団の応接に関すること。 ・災害の広報に関すること。 ・報道機関との連絡に関すること。 ・被災者の相談、陳情、要望、及び広聴等の統括に関すること。 ・災害情報の収集及び伝達の統括に関すること。 ・防災行政用無線及び通信機器に関すること。 ・防災マウンテンバイク隊の管理及び運用に関すること。 ・応急活動等の写真、文書等の記録の統括に関すること。 ・東海地震の警戒宣言発令時における地震防災応急対策の総括に関すること。 ・対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関すること。 ・災害時における市内各地域の被害状況及び安全確認等に係る情報収集に関すること。

対策部 (行政組織)	職 制				分 担 業 務
	対策部長	副部長	班長	班員	
総合政策部 (総合政策部・出納室)	総合政策部長	副部長	各課室長	所属職員	<ul style="list-style-type: none"> ・OA機器の復旧に関する事。 ・所管施設の防災対策及び被害調査に関する事。 ・災害復興本部の設置に関する事。 ・災害復旧復興計画の統括に関する事。 ・緊急資機材及び物品等の調達並びに借上げの統括に関する事。 ・災害対策の予算に関する事。 ・義援金の受領及び保管に関する事。 ・救援物資のデータ管理及び集積、仕分センターの統括に関する事。 ・災害対策に必要な現金の出納に関する事。 ・公共建築物の復旧計画に関する事。 ・東海地震の警戒宣言発令時における地震防災応急対策に関する事。 ・水防活動の応援に関する事。 ・対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関する事。
総務部 (総務部・選挙管理委員会)	総務部長	副部長	各課室長	所属職員	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の防災対策及び被害調査に関する事。 ・所管施設の2次災害防止対策に関する事。 ・職員の動員、動員数及び配置状況に関する事。 ・職員の安否確認に関する事。 ・地区参集職員の参集状況の把握に関する事。 ・職員用食料の支給及び装備品の貸与に関する事。 ・職員の衛生管理に関する事。 ・職員の服務、給与及び公務災害補償に関する事。 ・市有財産の管理に関する事。 ・災害時空地管理の統括に関する事。 ・応急対策用車両の調達、集中管理、配車及び運行の調整に関する事。 ・緊急輸送計画の作成に関する事。 ・救護物資及び避難者の輸送に関する事。 ・救護物資の集積及び仕分センターの協同に関する事。 ・避難場所(避難所を除く)の情報収集及び運営に関する事。 ・被災者の食料の調達、配分及び計画に関する事。 ・被災者及び家屋の被害調査、り災台帳の作成並びにり災証明の交付に関する事。 ・税の減免に関する事。 ・災害復旧復興計画の作成に関する事。 ・東海地震の警戒宣言発令時における地震防災応急対策に関する事。 ・水防活動の応援に関する事。 ・対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関する事。

対策部 (行政組織)	職 制				分 担 業 務
	対策部長	副部長	班長	班員	
自治文化部 (自治文化 部・農業委 員会事務局)	自治文化 部長	副部長	各課 室長	所属 職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの受入れ及び各部局専門ボランティアの統括に関すること。 ・防災ボランティアセンターの設置及び運営の統括に関すること。 ・避難所（コミュニティセンター・体育館）の開設及び運営の協同に関すること。 ・自主防災組織との避難所運営にかかわる協同に関すること。 ・救援物資のデータ管理及び集積、仕分センターの協同に関すること。 ・商工団体及び農業団体との連絡調整に関すること。 ・商・工・農業の施設整備等の被害調査に関すること。 ・産業活動の復旧支援に関すること。 ・生活支援物資の調達に関すること。 ・所管施設の防災対策及び被害調査に関すること。 ・対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関すること。 ・復旧復興計画に関すること。 ・東海地震の警戒宣言発令時における地震防災応急対策に関すること。

対策部 (行政組織)	職 制				分 担 業 務
	対策部長	副部長	班長	班員	
健康福祉部 (健康福祉部)	健康福祉 部長	副部長	各 課 室長	所 属 職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉機関及び団体との連絡調整並びに協力要請に関すること。 ・ 避難所の開設及び運営並びに被災者の収容の統括に関すること。 ・ 防災ボランティアセンターの設置及び運営の協同に関すること。 ・ 自主防災組織との避難所運営にかかわる協同に関すること。 ・ 義援金の配分計画及び配布に関すること。 ・ 救援物資の受領、仕分、配分計画及び配布に関すること。 ・ 災害弔慰金、見舞金及び支援金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関すること。 ・ 要救護者等の実態調査に関すること。 ・ 被災者及び災害弱者の相談に関すること。 ・ 市福祉施設利用者の救護対策に関すること。 ・ 被災者の一時住宅あっせんに関すること。 ・ 死体の納棺等の処理の統括及び埋火葬に関すること。 ・ 身元不明者の調査及び遺品等の保管に関すること。 ・ 医療機関及び薬剤、資器材供給機関との連絡調整並びに協力要請に関すること。 ・ 公的病院及び薬剤、資器材供給機関との連絡調整並びに協力要請に関すること。 ・ 保健所との連絡調整及び協同に関すること。 ・ 医薬品及び医療資器材の調達に関すること。 ・ 救援医薬品集積センターの設置及び管理に関すること。 ・ 救護物資の集積及び仕分センターの協同に関すること。 ・ 医療救護所の設置及び管理に関すること。 ・ 重傷患者後方輸送への調整に関すること。 ・ 助産に関すること。 ・ 医療相談及びメンタル・ケアに関すること。 ・ 感染症予防に関すること。 ・ 災害地における救護所等の衛生管理に関すること。 ・ 衛生検査に関すること。 ・ 所管施設の防災対策及び被害調査に関すること。 ・ 災害救助法運用の総括に関すること。 ・ 東海地震の警戒宣言発令時における地震防災応急対策に関すること。 ・ 対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関すること。

対策部 (行政組織)	職 制				分 担 業 務
	対策部長	副部長	班長	班員	
子ども未来部 (子ども未来部)	子ども未来部長	副部長	各課室長	所属職員	<ul style="list-style-type: none"> ・市立保育園の応急救護対策及び応急保育に関すること。 ・乳幼児救護に関すること。 ・所管施設の防災対策及び被害調査に関すること。 ・対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関すること。 ・復旧復興計画に関すること。 ・東海地震の警戒宣言発令時における地震防災応急対策に関すること。
市民生活部 (市民生活部)	市民生活部長	副部長	各課室長	所 属 職 員	<ul style="list-style-type: none"> ・死体の検案に関すること。 ・死体埋火葬許可書の発行に関すること。 ・仮設トイレの調達、設置及び管理に関すること。 ・ごみ、し尿の収集及び処理に関すること。 ・がれき処理の申請受付及び統括に関すること。 ・災害時空地管理の協同に関すること。 ・被災地の消毒並びに薬剤の散布及び調達に関すること。 ・防犯に関すること。 ・道路通行可否並びに鉄道の運行状況並びに施設被害の把握及び整理に関すること。 ・所管施設の防災対策及び被害調査に関すること。 ・復旧復興計画に関すること。 ・東海地震の警戒宣言発令時における地震防災応急対策に関すること。 ・対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関すること。

対策部 (行政組織)	職 制				分 担 業 務
	対策部長	副部長	班長	班員	
都市整備部 (都市整備部)	都市整備部長	副部長	各課室長	所属職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築関係機関及び団体との連絡調整並びに協力要請に関すること。 ・ 建築物応急危険度判定の実施及び統括に関すること。 ・ 建築物の被害調査の協同に関すること。 ・ 被災家屋からの救出、輸送及び収容の協同に関すること。 ・ 被災住宅の応急修理に関すること。 ・ 被災者の一時住宅あっせんの協同に関すること。 ・ 応急仮設住宅の建設に関すること。 ・ 応急仮設住宅の入居に関すること。 ・ 災害時空地管理の協同に関すること。 ・ 所管施設の防災対策及び被害調査に関すること。 ・ 再度災害防止に向けた街づくり計画調査に関すること。 ・ 土地利用及び建築等に係る制限に関すること。 ・ 都市防災及び復旧復興計画に関すること。 ・ 東海地震の警戒宣言発令時における地震防災応急対策に関すること。 ・ 水防活動の協同に関すること。 ・ 対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関すること。
建設部 (建設部)	建設部長	副部長	各課室長	所属職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設関係機関及び団体との連絡調整並びに協力要請に関すること。 ・ ライフライン機関との連絡調整並びに協力要請に関すること。 ・ 公共下水道の応急対策に関すること。 ・ 震災時における土木施設の被害情報の収集に関すること。 ・ 道路啓開に関すること。 ・ 災害時空地管理の協同に関すること。 ・ がれき処理の協同に関すること。 ・ 被災家屋からの救出、輸送及び収容の協同に関すること。 ・ 土木施設等の応急対策計画に関すること。 ・ 所管施設の防災対策及び被害調査に関すること。 ・ 災害復旧復興計画に関すること。 ・ 東海地震の警戒宣言発令時における地震防災応急対策に関すること。 ・ 水防本部に関すること。 ・ 水防情報の統括と指令の伝達に関すること。 ・ 水防機関との連絡に関すること。 ・ 水防時における河川・水路の定点観測及び応急復旧に関すること。 ・ 水防時における市内の状況査察に関すること。 ・ 対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関すること。

対策部 (行政組織)	職 制				分 担 業 務
	対策部長	副部長	班長	班員	
教育総務部 (教育総務部)	教育総務 部長	副部長	各 課 室長	所 属 職員	<ul style="list-style-type: none"> ・教育関係機関及び団体との連絡調整並びに協力要請に関すること。 ・市立小中学校の被害情報の収集及び連絡調整に関すること。 ・市立小中学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・児童生徒の応急救護対策に関すること。 ・児童生徒の学用品の給与に関すること。 ・応急教育に関すること。 ・教育相談に関すること。 ・児童生徒のメンタル・ケアに関すること。 ・死体の収容及び安置に関すること。 ・避難所の開設、運営及び被災者の収容の協同に関すること。 ・自主防災組織との避難所運営に係る協同に関すること。 ・市立小中学校所属職員の避難所運営の分担に関すること。 ・非常炊き出しの実施に関すること。 ・文化財の保護に関すること。 ・関係機関及び団体との連絡調整並びに協力要請に関すること。 ・所管施設の防災対策及び被害調査に関すること。 ・復旧復興計画に関すること。 ・東海地震の警戒宣言発令時における地震防災応急対策に関すること。 ・水防活動の応援に関すること。 ・対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関すること。

対策部 (行政組織)	職 制				分 担 業 務
	対策部長	副部長	班長	班員	
消防部 (消防本部)	消防長	次長	各所属長	所属職員	<ul style="list-style-type: none"> ・消防関係機関及び団体との連絡調整並びに協力要請に関する事。 ・火災、その他の災害の予防、警戒、防御及び広報に関する事。 ・他消防機関への応援要請及び受入れに関する事。 ・自主防災組織との連携に関する事。 ・救急及び救助に関する事。 ・ヘリポート基地の開設及び管理に関する事。 ・避難の指示等に必要情報の収集に関する事。 ・避難の指示又は勧告の実施に関する事。 ・危険物等の措置に関する事。 ・警戒区域の設定及び立入りの制限若しくは禁止又は退去に関する事。 ・被災家屋からの救出及び搬送の統括に関する事。 ・行方不明者の捜索に関する事。 ・所管施設の防災対策及び被害調査に関する事。 ・復旧復興計画に関する事。 ・東海地震の警戒宣言発令時における地震防災応急対策に関する事。 ・水防活動の協同に関する事。 ・対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関する事。
水道部 (水道部)	水道部長	副部長	各課室長	所属職員	<ul style="list-style-type: none"> ・水道関係機関及び団体との連絡調整並びに協力要請に関する事。 ・応急給水及び広報に関する事。 ・応急給水施設及び資機材の整備に関する事。 ・応急給水原水の確保に関する事。 ・所管施設の防災対策及び被害調査に関する事。 ・復旧復興計画に関する事。 ・東海地震の警戒宣言発令時における地震防災応急対策に関する事。 ・水防活動の応援に関する事。 ・対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関する事。

対策部 (行政組織)	職 制				分 担 業 務
	対策部長	副部長	班長	班員	
市立病院部 (市立病院事務部)	市立病院事務部長	副部長	各課室長	所属職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的病院及び薬剤、資器材供給機関との連絡調整並びに協力要請に関する事。 ・ 入院患者等の安全確保及び移送計画に関する事。 ・ 被災者の医療及び助産に関する事。 ・ 医療救護所の協同に関する事。 ・ 死体検案の協同に関する事。 ・ 医薬品の備蓄に関する事。 ・ 所管施設の防災対策及び被害調査に関する事。 ・ 復旧復興計画に関する事。 ・ 東海地震の警戒宣言発令時における地震防災応急対策に関する事。 ・ 水防活動の応援に関する事。 ・ 対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関する事。
議会監査部 (議会事務局・監査委員事務局)	議会事務局長	次長 (監査委員事務局)	各課室長	所属職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会との連絡調整に関する事。 ・ 食糧の運搬、被害調査及び避難所運営の応援に関する事。 ・ 東海地震の警戒宣言発令時における地震防災応急対策に関する事。 ・ 水防活動の応援に関する事。 ・ 対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関する事。
地区参集部 (関係部局)	総務部長	副部長	課長補佐等	指名職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模地震発災初動期の被害状況の現地情報収集及び避難所の緊急運営に関する事。 ・ 対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関する事。

【資料】

震 1 - 3 草加市災害対策本部条例

震 1 - 4 草加市災害対策本部要綱

震 1 - 5 草加市災害対策本部運営要領

第6 動員計画

警戒体制及び非常体制の各配備毎の職員の動員について示す。

1 職員動員の基準

風水害に対処するため、市長（本部長）等は本節第3「体制の種類と発令基準等」に示す配備体制を取り、表2-1-4に示す「体制の種類、配備区分及び職員動員基準」に従い動員を行う。

2 動員の対象外

以下に掲げる者については、動員の対象外とする。

- (1) 平常時における病弱者、身体不自由等で、応急活動を実施することが困難な者
- (2) 妊娠中又は出産後育児休業取得可能期間に相当する期間を経過しない等の状況にある職員で、応急活動に従事することが困難な者
- (3) その他、各所属部長等が認める者

3 動員の区分

風水害時における、職員の動員の区分は次のとおりとする。

(1) 所属参集

防災活動を実施するために、あらかじめ指定された次の職員

ア 各対策部の初動体制を確立するために必要な管理職等の職員

イ 防災対策上欠くことができない次の職員

- (ア) 情報収集要員及び災害対策本部、関係機関との連絡要員
- (イ) 業務上、緊急措置を行う必要がある職員
- (ウ) 特殊業務を担当するものなど、防災対策上必要な職員

(2) 地区参集

災害発生時に地域の災害情報の取得と円滑な避難所開設を行うためにあらかじめ指定された職員

なお、風水害時における地区参集職員は、特に指示されない限りは、各所属の部局長（対策部長）の指揮下に入るが、避難所開設の必要性が生じた場合は、所要の期間、地区参集部長の指揮下に移行し、指定された避難所に赴く。

(3) 防災マウンテンバイク隊

災害時における市内各地域の被害状況及び安全確認等に係る情報収集を行うためにあらかじめ編成された職員

なお、風水害時における隊員は、あらかじめ水防体制において指定されるものを除き、危機管理担当事務室に参集し、指示を待つ。

4 初動時の臨時の編成

勤務時間外における職員の動員は、参集が整うまでに時間を要することも考えられる。

このため、本計画の定める非常体制による組織編成の完成を待っては、迅速かつ適切な応急対策活動が実施できないと判断される場合は、各部署において所属長又は所在する最先任者が臨時の編成を指示して、人命にかかわる諸対策の緊急かつ優先的な実施に対応するものとする。

表 2 - 1 - 4			警 戒 体 制 (本部を設置しないで通常の組織をもって警戒等に当たる体制)			非 常 体 制 (本部を設置して災害対策活動を推進する体制)		
			待 機 配 備	1 号 配 備	2 号 配 備	3 号 配 備	4 号 配 備	
草加市災害対策本部要綱 別表第2 (第13条、第14条関係) 体制の種類、配備区分及び職員動員基準 (水害部分 抜粋)			水害時発令基準	・大雨注意報等の発表時又は民間気象会社等の予報状況から、さらに詳細な気象情報の収集及び注意が必要となったとき。	・雷雲等による大雨警報等が一時的に発表されるなど局地的に集中した降雨が予想される場合で、一層の注意と警戒が必要となったとき、又は台風の接近に伴い注意と警戒が必要となったとき。	・大雨又は洪水警報等が長時間発表されるなど、地域によっては水害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、又は台風の接近に伴い一層の注意と警戒が必要となったとき。	・台風等による大雨により、市域に、床下、床上浸水等の被害が相当数発生し、又は発生のおそれがあるとき。	・台風等による大雨により、災害救助法(昭和22年法律第118号)適用基準程度以上の床上浸水被害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
			活動内容	・気象注意報発表時等において、気象情報の収集を任務として警戒体制1号配備等の実施に備えて活動する体制	・災害の要因が発生した場合において、主として情報の収集、報告、警報等の伝達を任務として活動する体制	・軽微な災害が発生した場合において、災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制	・相当規模以上の災害の発生が予測される場合又は発生した場合において、本部長及び当該対策部長が必要と認める職員を配備し、応急活動に即応できる体制	・激甚な災害が発生した場合において、組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制
災害対策本部に設置する対策部	対策部に所属する草加市行政組織条例に定める部局等	災害種類	職 員 動 員 基 準					
市長室	市長室	水害	危機管理担当 2人	危機管理担当 2人	危機管理担当 1/2 市長室 1人	全員	全員	
総合政策部	総合政策部 出納室	水害			総合政策課 2人	各課室 1/2	全員	
総務部	総務部 選挙管理委員会	水害			自治推進課 1人 職員課 1人	全員	全員	
自治文化部	自治文化部 農業委員会事務局	水害			みんなでまちづくり課 1人	各課 1/2	全員	
健康福祉部	健康福祉部	水害			福祉課 1人	各課 1/2	全員	
子ども未来	子ども未来部	水害			子ども政策課 1人	各課 1/2	全員	
市民生活部	市民生活部	水害			環境課 1人	各課 1/2	全員	

都市整備部	都市整備部	水害	各課所 1人	各課所 1/2	全員	全員	全員
建設部	建設部	水害	建設管理課 1/3 各課 1人	各課 1/2	全員	全員	全員
教育総務部	教育委員会事務局 教育総務部	水害			総務企画課 1人 生涯学習課 1人	各課 1/2	全員
消防部	消防本部	水害	当直者 通常体制人員	当直者 通常体制人員	当直者 通常体制人員 各課 1/2	全員	全員
水道部	水道部	水害			経営管理課 1人	各課 1/2	全員
市立病院部	市立病院事務局	水害			経営管理課 1人	各課室 1/2	全員
議会監査部	議会事務局 監査委員事務局	水害			庶務課 1人	各局 1/2	全員
地区参集部	関係部局	水害					全員

※ 表中の各部局の配備人員は、配備可能な人員（上限）とし、災害の状況に応じて適宜動員配備を調整するものとする。

第2節 事前措置期の活動

風水害に関する情報を、早期に収集し、本市に及ぶ被害の程度を予想して、災害発生に即応できるよう市の活動体制を整備するとともに、必要な情報をいち早く市民に伝達して、所要の準備を促す。

第1 災害情報の収集及び伝達

第2 水防本部の設置及び運営

第3 児童・生徒及び園児の安全確保

第4 避難所の設置

第1 災害情報の収集及び伝達【建設部、危機管理担当】

いつ頃、どの程度の風雨がどの辺りに生じ、本市にどう影響するかを、各種情報の収集を通して把握する。

1 災害情報の収集

(1) 災害情報の収集体制

ア 平日勤務時間内の災害情報は、建設部において継続的に収集する。

イ 平日の勤務時間外及び休日等において、県南東部に大雨又は洪水注意報が発令された場合は、建設部長の指示に基づき、建設部及び都市整備部は注意報配備を取り、気象状況を監視するとともに、排水機場の即時稼働に備える。

(2) 気象情報の収集

大気の状態、降雨現象、台風、豪雨の全般的状況などについての一般的な気象情報、並びに熊谷地方気象台が発表する気象注意報・警報等は、主として県の防災情報システム、並びに契約する気象情報会社システムを介して取得する。

また、国及び県の河川管理者等が観測する降雨情報については、江戸川河川情報表示機及びインターネットなどから取得する。

□ 草加市（埼玉県南東部）における注意報、警報の基準は次のとおり。（H20.5.28 現在）

注意報・警報の名称		発令の基準
気象注意報	大雨注意報	雨量基準：1時間雨量 30mm 以上、3時間雨量 50 mm以上、 土壌雨量指数：81 以上
	洪水注意報	雨量基準：1時間雨量 30 mm以上かつ総雨量 60 mm以上、又は 3時間雨量 50 mm以上かつ総雨量 60 mm以上 流域雨量指数基準：伝右川流域雨量指数 5 以上
	大雪通報	24時間の降雪の深さ 10 cm以上
	強風注意報	平均風速 11m/s 以上
	風雪注意報	平均風速 11m/s 以上で雪を伴う
	濃霧注意報	視程 100m 以下
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	最小湿度 25%以下で実効湿度 55%以下の場合
	低温注意報	夏期：低温のために農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下
	霜注意報	早霜、晩霜期に最低気温 4℃以下となり、農作物に著しい被害 が予想される場合
	着雪注意報	着雪により被害が予想される場合
	着氷注意報	着氷により被害が予想される場合
	気象警報	大雨警報
洪水警報		雨量基準：1時間雨量 60 mm以上

	流域雨量指数基準：伝右川流域雨量指数 10 以上 複合基準：1時間雨量25mm以上かつ綾瀬川流域雨量指数10以上
暴風雪警報	平均風速 20m/s 以上で雪を伴う
大雪警報	24 時間の降雪の深さ 30 cm以上
暴風警報	平均風速 20m/s 以上

○ 記録的短時間大雨情報：1 時間雨量 1 0 0 mm以上

(大雨警報を発表中に、数年に一度しか発生しないような短時間に猛烈に降る雨を観測(解析)した場合に、その雨が尋常でないことを伝えるために発表される。)

(3) 河川情報の収集

関東中部、北部等の、本市に係る河川の水位、流量等に関する情報は、江戸川河川情報表示機及びインターネットなどから取得する。

本市域の河川水位は、建設部事務室の県河川監視テレメータシステム及び遠隔監視システムにより、随時モニターする。

(4) 洪水等に関する防災情報の収集

洪水等に関する防災情報には、主として住民の避難に資するためのものとして、洪水予報及び特別警戒水位情報が、また、水防活動に資するためのものとして水防警報がある。いずれも、河川及び区間ごとに指定される。

・ 洪水予報

河川管理者と気象庁長官が共同して流域の雨量や水位状況を示して洪水予報を発表する。指定される河川は、通常、洪水のおそれがあるときに水位予測が可能な河川である。

・ 特別警戒水位

洪水予報を行うことが困難な中小河川において、河川管理者が避難等の参考となる避難判断水位(特別警戒水位)を定め、この水位に到達した時に水防管理者に通知し、報道機関を通じて住民に周知する。指定される河川を水位情報周知河川という。

・ 水防警報

洪水により河川の水位が上昇した場合、水位情報を提供して、水防管理者の水防活動に指針を与える。

ア 洪水予報と水位等の関係

洪水予報と水位等の関係については、下表のとおり。

洪水の危険 のレベル	洪水予報の標題 [洪水予報の種類]	水位の名称	市町村・住民に求める行動等
レベル5	はん濫発生情報 [洪水警報]	(はん濫発生)	逃げ遅れた住民の救援等 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導

レベル4	はん濫危険情報 [洪水警報]	はん濫危険水位	住民の避難完了
レベル3	はん濫警戒情報 [洪水警報]	避難判断水位	市町村は避難勧告等の発令を判断 住民は避難を判断
レベル2	はん濫注意情報 [洪水注意報]	はん濫注意水位	市町村は避難準備情報(要援護者避難情報) 発令を判断 住民は、はん濫に関する情報に注意 水防団出動
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	水防団待機

(注：資料源「洪水の危険のレベルに対応した表現等」(H19.4.11 国土交通省河川局、気象庁予報部 報道発表資料「洪水予報の発表形式の改善について」の参考1による))

イ 本市に係る河川及び基準水位等

本市に係る河川の基準水位は下表のとおり。

河川名	区 域	基準水位 観測所	水防団待機 水位 (m)	氾濫注意 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)
綾瀬川 (県管理)	川口市東川口から 金明町字中取出し	一の橋	3.60	4.05	4.30	4.55
綾瀬川 (国管理)	金明町字中取出しか ら足立区南花畑	谷古宇	2.70	3.00	3.70	4.00
中川 (県管理)	春日部市から松伏町	牛島 (春日部市)	5.20	5.20	6.05	6.30
中川 (国管理)	松伏町から葛飾区	吉川	3.30	3.60	3.90	4.20
利根川上流 (国管理)	群馬県伊勢崎柴町か ら茨城県境町	八斗島 栗 橋	0.80 2.70	1.90 5.00	4.50 8.00	4.90 8.50
荒川 (国管理)	深谷市から海 (旧川 を除く)	熊 谷 治水橋 岩淵水門 (上)	3.00 7.00 3.00	3.50 7.50 4.10	4.80 10.80 7.00	5.60 11.10 7.70
江戸川(国 管理)	利根川分派点から海 (旧川を除く)	西関宿 野 田	4.50 4.60	6.10 6.30	8.50 8.90	8.80 9.20
元荒川 (県管理)	越谷市三野宮から越 谷市東町2丁目	三野宮	6.15	6.55	7.00	7.00
芝川・新芝 川(県管理)	鳩ヶ谷市から川口市	青木	3.15	3.75	4.60	6.10

ウ 防災情報の発表者等及び伝達系等

(ア) 発表者等

a 洪水予報

綾瀬川（国管理）、中川（国管理）、利根川、江戸川、荒川について、気象庁予報部と関東地方整備局が共同で発表する。

b 特別警戒水位情報

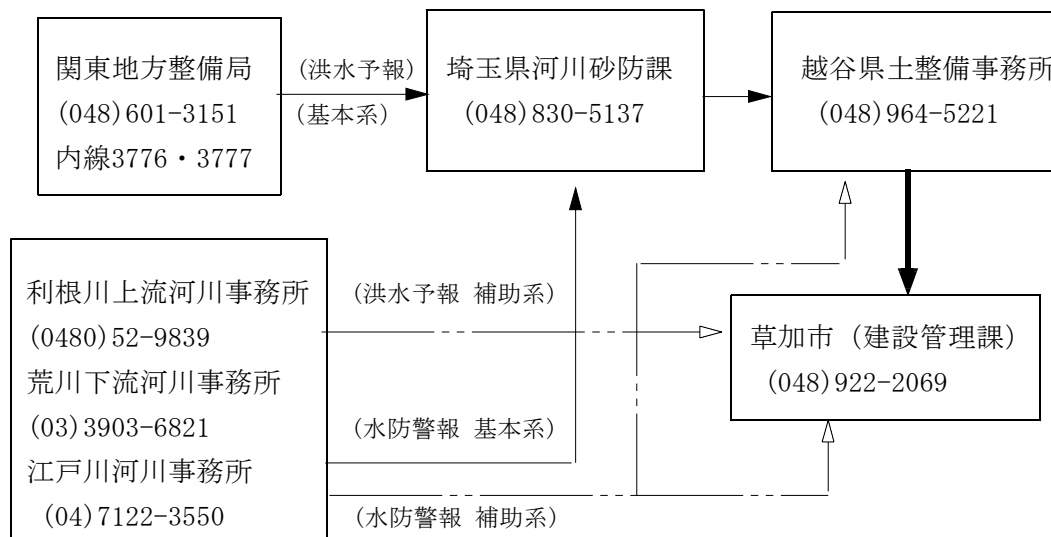
水位情報周知河川の綾瀬川（県管理）、中川（県管理）、元荒川、芝川・新芝川について、避難判断水位到達を県河川砂防課が発表する。

c 水防警報

本市周辺においては、中川（国管理）、綾瀬川（国管理）について江戸川河川事務所が、また綾瀬川（県管理）について県河川砂防課が通報する。

(イ) 伝達系統

防災情報の発表者等から本市への伝達系統は次のとおり。



(5) 異常現象の通報

河川の増水、堤防の亀裂など、災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに市、消防本部、警察署等に通報する。

- ①市民等 : 消防本部、又は市（建設管理課等）、又は警察署に通報
- ②職員 : 業務中又は移動途上の見聞情報を建設管理課に通報
- ③自主防災会 : 地域で生じた異常現象、被害状況等を調査し、建設管理課に通報

2 災害情報の伝達

市は、国、県の関係機関等から注意報及び警報等の伝達を受けたときは、必要事項を、直ちに関係機関及び市民、災害時要援護者及び要援護者が利用する施設、その他、関係のある公私の団体に伝達する。

第2 水防本部の設置及び運営

建設部長は、一連の気象状況を総合的に考慮し、水害を防御又は軽減するための水防活動を実施する必要を認めた場合は、水防会議を開催して、警戒体制配備を決定して水防本部を設置し、水害対策を講じる。

ただし、水防会議を催す時間が無い場合は、建設部長は水防会議を経ずに水防本部を設置できる

1 水防本部の設置

(1) 設置場所

建設部事務室に水防本部を設置する。

(2) 本部設置の報告

ア 建設部長は、気象状況、指定配備を速やかに市長に報告する。

イ 他部局職員に対する所要の通知は、水防本部から直接、又は危機管理担当を經由して行う。

(3) 関係機関への通知

水防本部設置を、江戸川河川事務所、埼玉県越谷県土整備事務所及び埼玉県総合治水事務所に通報する。

また、必要に応じて、草加市建設業振興会・草加環境事業協同組合に通知し、所要の体制準備を要請する。

2 水防本部の運営

水防体制の各班は本章第1節第4 水防本部 に規定する、所掌に基づく水防活動を実施する。

第3 児童・生徒及び園児の安全確保

風水害が発生又は発生が予想される場合の小・中学校、保育園の児童・生徒及び園児の安全確保を図る。

1 児童・生徒の安全確保

(1) 児童・生徒の安全確保

校長は、学校時間内に台風や豪雨に見舞われた場合、気象情報や水防情報を収集し、下校の必要があると認められた時は、児童生徒を早めに帰宅させる。児童生徒を帰宅させる時は、集団下校を原則とし、必要に応じて教職員が引率する。

また、帰宅が危険であると判断された場合は、消防本部等と連携の上、校舎内に待機するか安全な場所に避難誘導する。

(2) 児童・生徒の安否確認

台風や豪雨が夜間・休日等に発生した場合、校長は、児童・生徒・教職員の安否の確認を行う。

2 保育園の浸水等被災における緊急措置

保育園長（民間認可保育所の施設長を含む。）は、台風や豪雨により浸水等被災のおそれがある場合、園児の安全確保を図るため、次の措置を講じる。

(1) 保育園長は、気象情報や水防情報を収集し、子ども未来部保育課と連携を図りながら状況に応じて、園児を早期に帰宅させる等あらかじめ定められた措置を速やかに講じる。

(2) 保育園長は、施設が被災した場合、園児及び職員の安否確認を行うとともに、施設設備等の被害状況を把握し、その結果を子ども未来部保育課に連絡する。さらに、職員を指揮して応急対策を実施し、保育園の管理等万全な措置を講じる。

(3) その他

応急保育については、第2章第7節第9「文教対策」による。

3 社会教育施設等利用者の安全確保

施設管理者等は、風水害によって施設が被災した場合、避難誘導措置を採り、利用者の安全の確保に努める。

第4 避難所の設置

1 避難所の目的、機能等

避難所の開設運営は、人命救助と並んで市の応急対策の柱の一つである。
 避難所の開設に先立って、避難所の機能等全般について概説する。

(1) 避難所の目的

災害時に、市が被災者に安全と安心の場を提供するとともに、避難者自らが互いに励まし合い、助け合いながら生活再建に向けての次の一步を踏み出す場を創出する。

(2) 収容対象者

避難所への収容者は、原則的に次のとおりとする。

- ① 住家が被害を受け、居住する場を失った者
- ② ライフライン等の被害により、住居における生活が困難となった者
- ③ 避難勧告又は避難指示を受け、緊急に避難する必要がある者
- ④ 市内に滞留した帰宅困難者（市外からの通勤・通学者、宿泊者、通行人等）

(3) 避難所の機能

ア 避難所の機能

避難所の果たす機能は次のとおりである。

- ① 避難者の応急仮設住宅等への入居までの生活拠点
- ② 避難者及び避難所周辺居住者等への情報提供拠点
- ③ 飲料水、食料及び生活必需品等の物資供給拠点
- ④ 傷病者等に対する医療救護活動拠点
- ⑤ 自主防災組織等による消火及び人命救助等の防災活動拠点

イ 避難者等への生活支援機能

前項①の避難者の生活拠点として避難所が提供する生活支援機能の細部を下表に示す。各支援分野は避難所の開設から閉鎖までの全期間においていずれも必要であるが、その緊急性又は優先度は発災からの時間的推移に従って、おおむね上部の生存・安全に関連深い分野から、下部の社会・生活に関連深い分野に、移行して行く。

支援分野	支援項目	内容
安全・生活 基盤の提供	①安全の確保	生命・身体 of 安全確保
	②水・食料・物資の提供	水・食料・被服・寝具等の提供
	③生活場所の提供	就寝・安息の場の提供 最低限の暑さ・寒さ対策 プライバシーの確保
保健・衛生 の 確保	④健康の確保	傷病を治療する救護機能 健康相談等の保健医療機能
	⑤衛生的環境の提供	トイレ・入浴・ごみ処理
情報支援	⑥生活支援情報の提供	営業店舗や開業医の情報

	⑦復興支援情報の提供	生活再建・仮設住宅・復興情報
コミュニティ支援	⑧コミュニティの維持・形成の支援	避難者同士の励まし合い・助け合い 従前のコミュニティの維持

(4) 避難所運営に当たっての全般的認識

- ア 避難所の運営に当たっては避難所が単なる被災生活の場というだけでなく、生活の再建と復興への支援として機能するよう配慮する。
- イ 避難所は「住むところ」ではなく「過ごすところ」であり、できる限り短い期間で閉鎖される。避難者の居心地の問題を最優先にすべきではなく、いかにして多くの住民に支援できるかが優先される。
- ウ 避難者はサービスの受け手ではなく、お互い助け合い、自ら避難所運営に参加して初めて避難所の諸機能が発揮できる。
- エ 避難所は在宅被災者への物資供給拠点としても位置付けられている。食料や水、その他の供給、医療救護、情報提供等については、在宅被災者についても同様の対応が必要となる。

(5) 避難所管理運営マニュアルの作成

避難者がそれぞれの役割を担いながら、自主的に管理運営ができるよう健康福祉部はあらかじめマニュアルを作成する。なお、マニュアル作成の概要は、次のとおりである。

ア 避難所の管理運営

(ア) 施設の開放

(イ) 部屋割り

- a 避難者全員分の居住空間を確保する。
- b 世帯と地域を単位とする。血縁関係や居住地域を考慮する。
- c その他の者は、年齢、性別等を考慮する。
- d 介護が必要な要援護者には特に配慮し、環境の良好な場所（畳敷きの部屋、トイレの近く等）を確保するように努め、介護者とともに居住組を編成する。

(ウ) 避難者名簿の作成

- a 記入用紙を用意する。
- b 避難者状況を整理する。

(エ) 避難所開設の報告

避難者数、負傷者、連絡窓口等を災害対策本部に連絡する。

(オ) 運営組織の設置

- a 運営は、避難者自身による自主組織を中心とする。
- b 運営組織には、複数の女性を参加させる。
- c 市職員又は施設職員は、運営組織が設置されたときに事務を引き継ぐとともに円滑に組織が運営できるようにサポートする。

d 運営会議

- (a) 会長（居住組の長で構成する代表者会議により選出）
- (b) 副会長（同上）
- (c) 活動班（総務班、情報班、食料・物資班、施設管理班、保健・衛生班）
- (d) 居住組

活動班の役割

総務班	避難者管理、問い合わせへの対応、来客者への対応、取材への対応、郵便物、宅配便の取次ぎ、記録、困りごと相談
情報班	情報の収集、災害対策本部への情報伝達、避難所内への情報伝達
食料・物資班	食料・物資の調達、食料・物資の受入れ、食料・物資の管理・配給
施設管理班	危険箇所への対応、防火、防犯
保健・衛生班	医療、介護、トイレ、衛生管理、生活用水の管理、清掃、ゴミ、ペット
ボランティア班	ボランティア受付班

イ 生活の配慮とルール

- (ア) プライバシーの配慮
- (イ) 災害時要援護者への配慮
 - a 専用トイレの設置、情報伝達方法（音声、映像の利用、手話通訳の配置等）に配慮する。
 - b 必要となる介護・介助要員・介助用具等の手配等に努める。
 - c 災害時要援護者の状況等に応じて、社会福祉施設、医療機関等への二次避難を考慮する。
- (ウ) 女性への配慮
 - 着替えや授乳場所の確保等、可能なら専用トイレの設置
- (エ) 外国人への配慮
 - 言語や生活習慣等への配慮
- (オ) ペットの扱い
 - 室内は禁止、屋外にペット飼育場所の確保
- (カ) 生活ルールの周知
 - 避難所生活のルールを周知（見やすい場所に掲示、入所者への配布）
- (6) 避難所の開設期間
 - 避難所は、避難する必要がなくなった場合、又は被災者のための応急仮設住宅等による生活再建のめどが立った時点で閉鎖するものとする。
 - なお、避難所を閉鎖した場合、本部は、その旨を速やかに県、その他、関係機関に報告する。
 - ただし、災害救助法の適用においては、同法の規定により避難所の開設期間

は7日間とし、状況により期間を延長する場合は、県知事の事前承認を受ける必要がある。

2 避難所の開設及び運営

(1) 開設

避難所の開設は、原則として当該施設の管理者が実施する。ただし、勤務時間外の各小・中学校について、必要な場合は特命により、地区参集職員が施設管理者と協同で開設する。

緊急を要する場合等には、自主防災組織、町会・自治会等の地域コミュニティの判断により避難所を開設することができる。また、その際、小中学校の備蓄倉庫内に格納されている救助用具セット等を使用することもあるため、各施設の門扉、体育館や備蓄倉庫等の鍵は、当該施設管理者のほか、自主防災組織等の代表者もそれぞれ管理できるものとする。

避難者の収容場所は、屋内運動場や集会室、体育館のアリーナ等のあらかじめ定めた屋内空間を優先するが、収容面積が不足する場合は、教室やその他の部分も使用する。また、緊急措置として校庭等の屋外の使用についても考慮する。

(2) 運営

開設初期の運営は、施設管理者、健康福祉部、避難者代表による「避難所運営委員会」を編成し、共同で運営に当たるとともに、必要に応じてボランティアの協力を得ることとする。時間的な推移による運営上の留意点は次のとおり。

ア 直後から約3日までの運営上の留意点

- (ア) 施設管理者と施設使用の調整及び教職員等との協力体制の確立
- (イ) 避難所統括部（健康福祉部）との連絡体制の確立
- (ウ) 傷病者の把握と応急処置
- (エ) 災害時要援護者の把握と対応措置
- (オ) 避難者数の把握と避難者名簿の作成（避難者カードによる）と報告
- (カ) 被災者（在宅被災者を含む。）への給食、給水、生活必需物資等の配給
- (キ) 仮設トイレの設置及び増設等必要な措置の実施
- (ク) 安否確認等への対応
- (ケ) 災害関連情報（市の応急対策状況、医療、生活関連情報等）の伝達・提供
- (コ) 食料及び生活必需物資等の避難所統括部（健康福祉部）への要請及び受入れ
- (サ) 要援護者への対応措置の再確認及び他施設等への移動の要否の検討

イ 約4日目から約2週間の運営上の留意点

- (ア) 避難者数の把握と避難者名簿の点検及び報告
- (イ) 安否確認等への対応
- (ウ) 市の応急対策状況、医療及び生活関連情報等の提供

ウ 約2週間後以降

- (ア) 避難者数の把握と避難者名簿の点検及び報告
- (イ) 施設内でのプライバシーの保護策についての検討
- (ウ) 避難者の健康管理及び栄養指導についての協議

第3節 水防活動期の活動【建設部】

大雨により、河川水位が上昇し、市内に雨水が滞留しはじめる段階にあつて、水防本部は、国及び県の関係機関の活動とよく連携を保ち、以下のような水防活動を行つて、本市域における水害防止への総合的な効果を発揮を図る。

1 監視警戒

市内主要河川の水位等を県河川監視テレメータシステム及び遠隔監視システムによつて、モニターするほか、河川班、下水道班、道路班、及び消防署が、それぞれ巡視調査班を派出し、中小河川、道路、所管施設等の状況を巡視する。

2 河川水位の上昇、越水を防ぐ活動

河川の越水を防ぐとともに、雨水の河川への排水能力を確保する。

(1) 放水路の開閉

綾瀬川の増水の中川に放出する綾瀬川放水路及び八潮排水機場の稼動について、江戸川河川事務所と緊密な連絡を保つ。また、一之橋放水路を開閉して伝右川の増水を綾瀬川に放出する。

(2) 排水機場の運転

ア 県管理の排水機場は、当該排水機場を管理する、越谷県土整備事務所又は埼玉県総合治水事務所の指示により運転する。

イ 市管理の排水施設等を稼動させる。

(3) 河川の堤防の低所、弱所の補強、嵩上げ

河川事務所の水防警報による指示により、綾瀬川等の河川警戒区域の巡回活動を行い、必要に応じて、土のう積み等による補強処置を行う。

3 雨水の滞留を防ぐ活動

雨水排水能力の弱い箇所、或いは低地域等での雨水の滞留を防ぐ。

(1) 浸水地域の排水

浸水のおそれのある地域に、あらかじめ排水ポンプや土のうを準備し、必要に応じて、これを用いて溢水の流入を阻止し、あるいは滞留した水を河川等に放出する。

(2) 雨水路の機能維持

道路側溝や雨水ますの支障となるゴミや障害物を除去し、清掃する。

4 浸水による二次被害を防止・局限する活動

(1) 冠水道路の通行制限

道路パトロールを行い、冠水等により車両等の通行に支障がある場所について、通行を制限する。

(2) 下水道の機能維持

マンホールポンプの運転状況を監視し、異常箇所の補修あるいは遮断を行う。

【資料】

震10-3 災害発生時における応急対策業務に関する協定書（草加市建設業振興会）

震10-4 災害発生時における応急対策業務に関する協定書（草加造園業協力会）

震10-5 災害発生時における応急対策業務に関する協定書（草加環境事業協同組合）

第4節 内水氾濫対応期の活動

大雨により、河川水位が「はん濫注意水位」を越え、市内に内水氾濫による被害が発生する場合、市は災対本部を設置し、被災地域住民の避難を支援する。

第1 重要事項の決定

第2 災害対策本部の設置及び運営

第3 住民避難

第4 被害の報告

第5 交通規制

第6 広報広聴活動

第1 重要事項の決定【危機管理担当】

市長等は、内水氾濫による被害が発生又は予想される場合は、災対本部体制が機能する以前の段階において、次の事項について速やかに意思決定を行う。

1 職務の代行

本部長に事故があった場合又は本部長が欠けた場合の、本部長代行者の継承順位は次のとおりとし、以下、草加市部設置条例に掲げる順によりその職務を代行する。

また、本部員及び班長の代行は、各対策部においてあらかじめ指名した者をもって充てることとする。

- 第1順位 副市長
- 第2順位 教育長
- 第3順位 市長室長

2 重要事項の意志決定

勤務時間内に災害が発生した場合は、本部長、副本部長、本部員等は、3項に記載する項目について協議し、必要な意思決定を行う。

ただし、迅速を要する時、あるいは勤務時間外においては、在庁又は連絡可能な最上級者が暫定的に意思決定できる。

3 意志決定事項

- (1) 市域の降雨量及び河川水位の現状及び予想の確認と配備体制の指定
- (2) 災害対策本部の設置の要否
- (3) 周辺域を含む災害情報及び被害情報の分析と、それに伴う対策活動の基本方針
- (4) 避難勧告又は指示
- (5) 広域応援要請
- (6) 自衛隊災害派遣要請
- (7) 災害救助法の適用
- (8) その他、次の重要事項
 - ① 災害対策に関する経費
 - ② その他、必要事項

第2 災害対策本部の設置及び運営【危機管理担当】

人的被害の防止と軽減を最優先として、迅速に災害情報等の収集を行い、状況に応じた確かな応急対策活動を実施するため、基準に従い速やかに災害対策本部を設置し、被災状況や職員の参集状況に応じた緊急活動の体制を整える。

1 災害対策本部の設置

(1) 本部の設置場所

災対本部は、市役所本庁舎西棟5階の会議室に設置する。

(2) 庁舎浸水時の本部設置場所

本庁舎周辺が床上浸水等により、災対本部が設置できない場合は、市内の公共施設等の適宜の施設に災対本部を設置するとともに、全職員に明示して周知する。

(3) 本部表示の掲示

災対本部を設置した場合は、本部室前に「草加市災害対策本部」の表示を掲示する。

(4) 本部設置の報告

災対本部を設置した場合は、埼玉県に地域衛星通信ネットワーク、県防災行政無線及び一般加入電話等を使用して報告する。また、県に連絡できない場合は、消防庁経由で連絡する。

なお、これらの通信手段による連絡が不可能な場合は、県災害対策本部春日部支部（県東部地域振興センター）へ連絡員として職員を派遣する。

(5) 報告内容

報告する内容は、災対本部の設置に加え、それまでに収集した人命に関わる被害状況等の概数及び市庁舎及び周辺の被害状況等を優先し、把握できた範囲の情報を、第2章第2節第4「被害の報告」に示す発生速報（市としての第1報である場合）、又は経過速報により速やかに報告する。

(6) 関係機関等への通知

災対本部を設置した場合は、マスコミ及び関係機関に通知する。

(7) 災害対策本部の廃止

市長は、災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。

廃止の報告及び通知は、本部設置の報告及び通知に準じて行うものとする。

2 災害対策本部の運営

災対本部の組織、運営の方法については、草加市における平常時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるよう定める。

また、防災活動の基本方針を協議決定するため、本部会議を災対本部の下に設置し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

(1) 本部室

本部室は、本部長、副本部長、本部員、副本部員、作業室長等をもって構成され、本部の活動方針の決定及び対策部の業務の進行管理・調整等を所掌する。

(2) 対策部

災対本部に、表2-1-3に示す対策部を置き、その所掌は同表に示すとおりとする。また、各対策部における組織及び対応計画は活動マニュアルによる。

3 災害対策本部会議の開催等

(1) 本部会議

ア 構成

本部長、副本部長、及び本部員をもって構成する。ただし、本部長が必要と認めるときは、本部長、副本部長及び関係本部員により開催する。

イ 開催場所

災害対策本部が本庁舎西棟5階に設置された場合は、同会議室で開催する。

ウ 会議の庶務

本部会議の庶務は、市長室が担当する。

(2) 本部連絡調整会議

本部会議の下、災害対策に関して各部局間における災害対策の連絡調整を図るため、副本部員（各部局の副本部長相当職）からなる、本部連絡調整会議を開催する。

本部連絡調整会議は、各部が把握した情報を基に、それぞれの活動方針案を立案し調整に当たる。

(3) 本部作業室

本部作業室は、市の業務の方向を調整することにより本部長を補佐する。作業室長は、作業室の情報、作業、経理補給、広報、通信の各担当を指揮して、市を取り巻く状況及び対策部の実施、又は予定する業務等を把握し、必要に応じて副本部員を統括して、対策部と調整する。

4 動員体制の確保

総務部長は、初動体制における各対策部の職員参集状況を確認し、緊急対応を必要とする対策部へ職員の重点配置を行う。また、各対策部長は、災害対策活動を実施するに当たり職員が不足し、ほかの対策部から応援を受けようとするときは、総務部長に対し次の要領で要請を行う。

(1) 各対策部長は、その所掌事務を処理するに必要な職員が不足し、自部局内の職員を動員してもなお不足するときは、総務部長に応援を要請する。

(2) 総務部長は、前記の応援要請を受けた場合、当市の職員をもって不足すると判断したときは、県に対し県又は他市の職員の派遣を要請する。

5 来庁者への対応

災害対策本部へ直接来庁してくる被災者等は、適宜最寄りの避難所等へ誘導する。

また、苦情、相談等に対する窓口を一本化し、市長室（いきいき市民相談担当）及び市民生活部で対応する。

6 報道機関への対応

市長室（広報担当）は、本庁舎西棟の会議室にプレスセンターを設置し、報道機関の取材等に対応する。

なお、報道機関への災害情報等の提供は、時間を定めて行う。

第3 住民避難【危機管理担当】

大雨による浸水によってもたらされる生命身体の危険を避け、あるいは暫定的に居住の場を得るために、住民避難を行う。その際、危険を住民が自ら感知すれば自主的に避難し、市が感知すれば避難準備情報、避難勧告、避難指示により、住民の速やかな避難を勧告又は、指示する。

1 自主避難

自主避難において、避難先として、親類・知人宅や民間宿泊施設などの私的な場所を選ぶか、市の指定避難所を選ぶかは自由である。

指定避難所を、開設に先立って使用したい場合は、あらかじめ市と調整するものとする。

災害時要援護者を自主的に避難させる場合、あるいは一般避難者が指定避難所以外の場所に自主的な避難を行う場合の車の使用は、交通規制等、別の指示のない限り、可能である。ただし、指定避難所に駐車することはできない。また、路上駐車はできない。

2 避難勧告等の発令

本部長、又は(3)に示す権限を有する者は、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、避難を要する危険地域の住民に対し、避難準備情報、避難の勧告を発令する。また、事態が切迫し急を要するときは避難の指示を発令するものとする。

(1) 避難勧告等の考え方

避難準備情報、避難勧告、避難指示の3類型を次のとおりとする。

種 別	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始すべき段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は計画された避難場所等への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等へ避難行動開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の

	迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 <ul style="list-style-type: none"> ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	住民は、直ちに避難行動を完了 <ul style="list-style-type: none"> ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、自宅の2階あるいは近隣の安全な建物へ避難するなど、状況に応じて命を守る行動
--	--	---

(2) 避難勧告等の発令の目安

避難準備情報、避難勧告及び避難指示（以下、「避難勧告等」という）を発令する場合は、気象台からの注意報・警報、民間気象会社の気象情報及び国・県からの河川情報などの情報から判断するものとし、その目安は次のとおりとする。

種別	発令の目安	
	内水氾濫等	外水氾濫等
避難準備情報	(1) 大雨洪水警報等が発せられ、避難の準備を要すると判断されたとき (2) 谷古宇水位が上昇してはん濫注意水位3.0mに達する可能性があり、又は市域及び近隣の地区で小規模な浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大する恐れがあるとき (3) その他、諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき	(1) 氾濫対象河川が氾濫し、おおむね12時間先に市域に達する可能性があるとき (2) その他、諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき
避難勧告	(1) 大雨洪水警報、又は記録的短時間大雨情報等が発せられ、避難を要すると判断されたとき (2) 谷古宇水位が避難判断水位3.7mを越え、更に水位が上昇する傾向にあり、又は市域及び近隣の地区で床下浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大しているとき (3) 河川に排水する排水ポンプが運転停止することが見込まれるとき (4) その他、人命保護上、避難勧告を要すると認められるとき	(1) 氾濫河川の氾濫水がおおむね6時間先に市域に達するおそれがあるとき (2) その他、人命保護上、避難勧告を要すると認められるとき
避難	(1) 市域及び近隣の地区で床上浸水が発生	(1) 氾濫河川の氾濫水がおおむね

指示	し、被害が拡大しているとき (2) 河川に排水する排水ポンプが運転停止したとき (3) その他、人命保護上、避難指示を要すると認められるとき	3時間先に市域に達するおそれがあるとき (2) 市近傍の河川の堤防の決壊等により氾濫したとき (3) その他、緊急に避難する必要があると認められるとき
----	--	---

(3) 要避難対象地域及び立ち退き先の選定

ア 要避難対象地域

一般に避難を要すると考えられる地域は、床上浸水以上の浸水が予測される地域であり、降雨量、その他の気象状況及び河川水位等を勘案して判断する。

イ 立ち退き先

(ア) 十分な時間的余裕をもって避難をする場合は、乾地又は床下浸水が予測される地域の指定避難所を中心に指定する。

(イ) 徒歩避難は、極力1km以内、又は15分程度で到達できる距離の指定避難所を指定する。

(ウ) また、既に氾濫水の浸水位が上昇して、避難行動が危険とみなされる場合は、自宅あるいは近所の建物の2階部以上に避難することを勧める。

(エ) 災害時要援護者用の環境が、一般の避難所では整えられない等の状況であって、時間的余裕をもって避難できる場合は、利用可能な総合福祉施設や一般宿泊施設等を災害時要援護者用の避難所として指定する。

(4) 避難の勧告等の発令権者及び内容

避難のための立ち退きの勧告、指示及び立ち退き先の指示は、次の者が行うものとする。

発令権者	要件	根拠法令
市長、市長が事務を行うことができない場合は県知事	人の生命、身体を災害から保護し、その他、災害の拡大防止に特に必要と認めるとき	災害対策基本法第60条
警察官	市長が避難の指示ができないと認められ、かつ指示が急を要するとき 市長から要求があったとき（必要と認める地域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。）	災害対策基本法第61条
	（警告、命令）人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれがある場合で特に急を要するとき（その場の危害を避けるため、避難等の危害防止の措置を採る。）	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられ	（警告、命令）人の生命又は身体に危険を	自衛隊法第94

た部隊の自衛官	及ぼすおそれがある場合で特に急を要し、かつ警察官がその場にはいないとき	条
知事、その命を受けた職員、水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
消防吏員	消防長又は消防署長が、火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で、人命の危険が著しく切迫していると認めるとき	消防法第23条の2

(5) 市民への周知

市長は、自ら避難勧告等を行った場合、又は他機関からその旨の通知を受けた場合は、次により、速やかにその内容を市民に公表し周知する。必要に応じて隣接市区へも併せて連絡を行う。

ア 市による伝達

対象地域住民に対し、市防災行政用無線（同報系）、広報車、口頭等により避難勧告等を伝達する。消防本部は、消防団員、消防車両、口頭等により伝達するとともに、自主防災組織等の協力を得て組織的な伝達に努める。市長室広報担当はインターネットのホームページ等に避難勧告等を掲載する。

イ 放送機関による伝達

市長室広報担当は、各放送機関に対し、災害対策基本法第57条に基づき、避難勧告・指示の内容の放送を要請する。

(6) 避難勧告等の内容

避難勧告等は、次の内容を明示して行う。

- ア 要避難対象地域
- イ 立ち退き先及び避難経路（通行止め箇所等）
- ウ 避難理由
- エ 避難時の留意事項

○ 避難時の伝達文の例

【避難準備情報】

こちらは、防災草加です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難準備情報を発令しました。お年寄りや体の不自由な方など、避難に時間が掛かる方は、直ちにお近くの避難所（又は〇〇公民館）へ避難を開始してください。その他の方も避難の準備を始めてください。

昨夜からの大雨により、〇〇時間後には〇〇川の水位が「危険な水位」に達する恐れがあります。できるだけ近所の方にも声を掛け、一緒に避難してください。

【避難勧告】

こちらは、防災草加です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難勧告を発令しました。直ちにお近くの避難所（又は〇〇小学校）へ避難を開始してください。

い。なお、浸水により、〇〇道（〇〇方面）は通行できません。

昨夜からの大雨により、〇〇時間後には〇〇川の水位がはん濫危険水位に達する恐れがあり、家屋が浸水する危険があります。（〇〇川の氾濫水が、〇時間後に草加に到達する危険があります。）できるだけ近所の方にも声を掛け、一緒に避難してください。

【避難指示】

こちらは草加市長の〇〇です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を出しました。〇〇川が危険水位を突破して（〇〇川の氾濫水が、間もなく草加に達するため）大変危険な状況です。避難中の方は直ちにお近くの避難所（又は〇〇小学校）へ避難を完了してください。十分な時間が無い方は2階又は近くの高い建物の上層階に避難してください。なお、浸水により、〇〇道（〇〇方面）は通行できません。

(7) 避難勧告等の関係機関等への伝達

避難の勧告又は指示を行った場合は、次により関係機関等へ速やかに通報する。

ア 市長（消防長を含む）による場合

市長→県知事

イ 警察官による場合

(ア) 警察官→警察署長→市長→県知事（災害対策基本法に基づく場合）

(イ) 警察官→警察署長→県警察本部長→県公安委員会→県知事→市長（警察官職務執行法に基づく場合）

ウ 自衛官による場合

自衛官→市長→県知事

(8) 解除

災害により危険が無くなったと判断されるときには、避難の勧告・指示を解除する。市民への周知及び関係機関への通報は前（5）、（7）と同様に行うものとする。

3 警戒区域の設定

災害が発生しているとき、人の生命、又は身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

(1) 設定権者及び内容

設定権者	要件	根拠法令
市長	人の生命、又は身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本法第63条
警察官	上記の場合において、市長又はその委任を受けた職員	

	が現場にいないとき 市長又はその委任を受けた職員から要求があったとき	
災害派遣を命じられた部隊の自衛官	上記の場合において、市長又はその委任を受けた職員が現場にいないとき	

- (2) 警戒区域を設定した場合の伝達・報告及び市民への周知
前2項の避難勧告等の発令時の例に同じ。

4 避難誘導

市職員、警察官、消防職員、消防団員等は相互に協力し、次の事項等に留意して避難者を避難所又は避難場所へ誘導し安全に移送する。

(1) 避難者の準備

- ア 避難に際しては、必ず火気、危険物等の始末を完全に行い、電気ブレーカーを落とすこと。
- イ 工場等の事業所においては、浸水、破損等による油脂類の流出防止、発火危険のある薬品、電気及びガス設備等の保安措置を講ずること。
- ウ 3食程度の食料、水、タオル、ティッシュペーパー、最小限の下着類、懐中電灯、携帯ラジオ等を携行すること。
- エ 雨具のほか、必要に応じて防寒具等を携行すること。
- オ できれば氏名票（住所、氏名、年齢、血液型、連絡先等を記入した防水性の物）を身に着けて避難すること。
- カ 原則として、避難は徒歩によること。（高年者等の災害時要援護者を除く。）
- キ 安全に避難地に移動することを第一とし、前記のほかは過重な物品等を携行しないこと。
- ク 避難のための十分な時間を確保できない場合や浸水深等により、指定避難所等に避難することが適当でないと判断する場合は、自宅の2階への避難や近隣の安全な建物等への避難など状況に応じた避難を行うこと。

(2) 避難の順位

避難は、緊急性の高い地域から開始するものとし、通常の場合は、次順位による。

- ア 傷病者、高年者、幼児・児童、障がい者、妊産婦、及び必要な介助者
- イ 一般市民
- ウ 防災従事者

(3) 避難誘導の方法

- ア 最も安全と考えられる避難経路を選定し、あらかじめ指示する。
- イ 避難経路中に危険箇所がある場合は、あらかじめ伝達する。
- ウ 危険箇所には誘導員を配置し、避難中の二次災害を防止する。
- エ 夜間においては、照明器具携行の誘導員を配置し、可能な限り投光器等の照明器具を配置する。

- オ 状況に応じて、誘導ロープ等により安全を確保する。
- カ 出発と到着時及び随時人員点検を行い、事故防止の注意を徹底する。
- キ 警察官、消防職員、消防団員等により現場警戒区域を設定し、危険防止その他、必要な警戒を行う。
- ク 自力避難が不可能な避難者及び避難所が遠方となる場合等については、車両による輸送を行う。また、状況により県へ応援を要請する。

(4) 災害時要援護者の避難

災害時要援護者については、介助者の不在、補装具の破損、避難所までの案内不足（特に知的・視覚・聴覚障がい者）等により、避難所への移動に支障を来すことが予測されるため、市は、事前に作成した災害時要援護者台帳及び避難支援プランを元に、地域住民及び自主防災組織等の協力の下に、災害時要援護者の発見と誘導に努める。

5 避難所の開設及び運営

(1) 避難所の開設

避難準備情報、避難勧告又は指示を行った場合、又は別に指示された場合、指定避難所の開設担当者（施設管理者及び指定された職員等）は避難所を開設する。

避難所開設の手順は「第2章第4節第5 避難所開設」によるほか、別に定めた「避難所設営ガイドライン」に従い実施する。

(2) 避難所の運営

避難所の運営は、「第2章第4節第5 避難所開設」による。

【資料】

- 震 1 3 - 9 避難所設営ガイドライン
- 震 3 - 1 草加市避難者カード
- 震 3 - 2 草加市避難者名簿（市内居住者 集計表）
- 震 3 - 3 草加市避難者名簿（市外居住者 集計表）

第4 被害の報告【危機管理担当】

市域に被害が発生した場合、危機管理担当は県に速やかに被害情報を報告する。報告は被害速報の発生速報及び経過速報による。なお、県に報告ができない場合は、消防庁を通じ、内閣総理大臣に報告する。

1 報告すべき災害

- (1) 本市域において、大雨等により人的（死者及び負傷者）、物的（家屋の全壊、半壊、一部損壊及び浸水）被害及び崖崩れのいずれかが発生するに及んだ災害以上のもの
- (2) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (3) 市災害対策本部を設置したもの
- (4) 災害による被害に対して国の特別な財政援助を要するもの
- (5) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後、前(1)～(4)の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- (6) その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

2 報告の種別

(1) 発生速報

県防災情報システムにより、被害発生直後に、判明した必要事項を入力する。防災情報システムが使用できない場合は、埼玉県様式第1号の発生速報により、防災無線FAX等で報告する。

(2) 経過速報

県防災情報システムにより、特に指示された場合のほか2時間ごとに逐次必要事項を入力する。防災情報システムが使用できない場合は、埼玉県様式第2号の経過速報により、防災無線FAX等で報告する。

(3) 確定報告

埼玉県様式第3号の被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

(4) 報告先

ア 県への報告先

消防防災課とする。 電話 048-830-3166（直通）

時間外においては、県消防防災課防災行政無線室とする。

防災行政無線 6-3166

イ 消防庁への連絡先

回線		区分	平日(9:30~18:30) (消防庁震災等対応室)	左記以外 (消防庁宿直室)
		NTT回線	電話	03-5253-7527
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553	
消防防災無線	電話	7527	7782	
	FAX	7537	7789	
地域衛星通信	電話	TN-048-500-7527	TN-048-500-7778	
ネットワーク	FAX	TN-048-500-7537	TN-048-500-7789	

【参照・資料】

- ・ 埼玉県地域防災計画 風水害対策編 (H19.3) P117
第2章・第6節・第3 災害情報計画
- ・ 様式一埼玉県地域防災計画 資料編 (H19.3) P234~P241
防応6-1 被害情報の報告様式 (発生速報・経過速報・被害状況調 (確定))
防応6-2 確定報告の記入要領

第5 交通規制【危機管理担当】

道路管理者（市長）は発災に際して、必要に応じ、応急対策活動や避難路の確保等のため、草加警察署との連携の下に、歩行者又は車両等の通行を規制し、適切な処置をとるものとする。

交通規制の種類等

実施者	適用条件	根拠法
道路管理者 (国土交通大臣、知事、市長)	1 道路の破損、欠壊、その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
県公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。(緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。)	災害対策基本法第76条第1項
	道路における危険を防止し、その他、交通の安全と円滑を図り、又は交通公害、その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき。(道路標識等を設置して、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。)	道路交通法第4条第1項
警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの。(歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は規制する。)	同法第5条第1項
警察官	1 道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるとき。(現場における混雑を緩和するため、進行してくる車両等の通行を禁止し、又は制限する。) 2 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合(当該道路における危険を防止するため一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。)	同法第6条第2項、第4項

1 情報の連絡

市は、被災地の実情及び道路、交通の状況に関する情報を警察及び他の道路管理者（国、県）と相互に連絡をとる。交通規制が必要な場合は、事前に道路交通の禁止又は制限の対象、区間及び理由を相互に通知するものとする。

2 道路法に基づく道路管理者の行う交通規制

道路の破損、欠壊、道路冠水等の事由により交通が危険であると認められた場合は、直ちに通行止め等の必要な措置を講じ、草加警察署等関係機関に報告するものとする。

3 災害対策基本法に基づく交通規制

県公安委員会が緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）を行う場合、所要の協力を行うものとする。

4 迂回路の選定

道路の交通規制を行った場合は、草加警察署と連絡協議の上、必要に応じて迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

5 交通規制等の標識等

交通規制等の措置を講じた場合は、規制の対象、期間等を表示した標識を設置する。ただし、緊急を要する場合で、標識を設置することが困難なときは、必要に応じて、現地において関係職員等が指導し、また、警察官は手信号等により交通整理等の措置を講じるものとする。

6 広報

交通規制等の措置を講じた場合は、表示板の掲示又は報道機関を通じ、一般通行者に対して、広報することにより、交通にできる限り支障の無いように努めるとともに、交通緩和や安全に向けた協力を求めるものとする。

7 通行禁止等における義務及び措置命令

(1) 車両の運転手の義務

道路の区間又は区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

(2) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両、その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となると認めるときは、所有者等に対して必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、警察官がその場に居ない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

(3) 交通規制の要領

- ① 走行中の全車両を道路の左側に寄せて停止させ、道路中央部分を緊急輸送車両等の通行路として確保する。
- ② 混乱している交差点や主要道路等の近くに公園、空き地、その他、車両の収容可能な場所があるときは、道路上の車両をできるだけそこに収容し、車道を空けるようにする。

8 交通誘導の実施等、応援対策業務に係る警備業者の運用

災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者との緊密な連携により、交通誘導業務の適正かつ効果的な運用を図るものとする。

第6 広報広聴活動 【広報担当、関係部】

災害時の広報は、人命の安全、人心の安定及び社会秩序の維持を図るため非常に重要であり、災害発生後速やかに、被害の状況、避難の要否、応急措置の実施方法及び行政の対応内容等について、市民への周知に努める。また、二次災害による被害の発生を防止するため、予想される災害に関する情報、被害防止に必要な措置等についても周知するよう努める。

1 広報手段と内容

(1) 広報手段

- ① 防災行政用無線（同報系）
- ② 広報車
- ③ 報道機関への情報提供
- ④ ホームページ
- ⑤ 避難所への情報伝達
- ⑥ 自主防災組織等への情報提供

(2) 広報内容

ア 緊急に伝達するもの

避難勧告等の伝達は、防災行政用無線及び広報車等により直接市民に広報する。また、必要により消防車両を活用する。

イ 一斉に伝達するもの

災害情報、避難所開設及び医療救護所情報、安否情報等は、防災行政用無線及び市のホームページ等により周知するとともに、報道機関の活用を図る。

ウ 時間の経過及び地域に応じて伝達するもの

避難所及び生活関連情報、ライフラインの復旧状況等は市のホームページ、報道機関等のほか、自主防災組織及び町会、自治会等を通じたビラの配布、公共施設等への張り紙等の印刷物の利用を図る。

2 災害時要援護者への広報

(1) 障がい者等

被災した聴覚障がい者に対する情報伝達は、文字情報（FAX、印刷物等）により行う。視覚障がい者に対する情報伝達は、防災行政用無線のほか、テレビ、ラジオにより行う。また、各障がい者支援団体やボランティア団体と連携し、これら団体への情報提供により、広報への協力を求める。

(2) 日本語を十分に理解できない人々（外国籍市民を含む。）

被災した日本語を十分に理解できない人々への情報伝達は、広報内容をやさしい日本語及び多国語で表現し、避難所、駅、公共施設等を通じて行う。また、外国語の翻訳や多国語による掲示については、翻訳及び通訳ボランティアとの協働の下に行う。

なお、語学ボランティアの対象者は、「災害時における窓口通訳者活動マニュアル」に基づき、登録されている者を中心とする。

3 報道機関との連携

災害時の広報活動は、各報道機関との連携を図り、迅速で広域的な広報の実施に努める。

(1) 記者発表

災害に関する各対策部等からの情報は市長室において取りまとめ、災害対策本部による調整の後、適宜各報道機関に発表する。

(2) 放送要請

広域的な広報が必要な場合及び放送が緊急を要するものである場合は、県（災害対策本部報道部）に対して要請を依頼する。ただし、県との連絡が不可能な場合は直接報道機関に要請する。

要請は、次の事項を明確にして行う。

- ① 放送要請の理由
- ② 放送事項
- ③ 希望する放送日時・送信系統
- ④ その他、必要な事項

(3) プレスセンター

災害対策本部設置時は、市役所内に災害プレスセンターを設置し、報道機関への情報提供を統括的に行う。

報道機関からの災害対策本部に関する取材は、原則的にプレスセンターで対応し、各対策部への取材は、各部での対応を原則とするが、取材内容や提供した情報について、速やかに総合政策部へ報告する。

4 相談等への対応

(1) 問い合わせ苦情等の対応

ア 窓口の一本化

非常体制下における市民からの問い合わせ等に対しては、原則として市長室いきいき市民相談担当で対応する。

イ 活動体制

対応は、問い合わせ等の種類（照会、通報、要請、苦情等）に応じて対処する。

ウ 情報の共有

重要かつ緊急性の高い内容については、各対策部に報告する。

エ 安否情報の対応

安否情報の確認については、各避難所等からの情報を整理し、確認するとともに、災害用伝言ダイヤルの活用や、市のホームページからの情報確認を紹介する等により、可能な限りの対応をする。（なお、消防庁が作成中の安否情報システムが稼働した場合は、親族知人等からの安否照会に効率的に対応する。）

【資料】

- 震4-1 災害時における放送要請に関する協定（県・NHKさいたま放送局）
- 震4-2 災害時における放送要請に関する協定（県・テレビ埼玉）
- 震4-3 災害時における放送要請に関する協定（県・エフエムナックファイブ）
- 震4-4 災害時における放送要請に関する協定実施要領

第5節 外水氾濫対応期の活動

利根川、荒川を含む大河川における洪水は、発生した場合、多数の市町村を巻き込み、長期間滞留する場合もある。

ここでは、内水氾濫対応期における対策に加えて、広域避難、救助、医療救護、自衛隊災害派遣要請、並びに広域応援要請・受入れについて記載する。

なお、現在、中央防災会議の大規模水害対策に関する専門調査会が平成18年6月に設置されており、今後、国、都道府県の体制が固まれば、それに合う体制を新たに構築することとなる。よって、以下述べることは、それまでの暫定的な計画である。

《 外水氾濫対応に関わる事項 》

第1 広域避難

第2 救助

第3 医療・救護

第4 自衛隊災害派遣要請

第5 広域応援要請・受入れ

第1 広域避難【危機管理担当】

外水氾濫に伴う住民の避難に関しては、

- ①自主的な乾地等、あるいは市外への避難
- ②市の指定避難所への避難
- ③近隣市区町の避難所等への避難
- ④自宅の上階、又は近隣の高い建物への緊急避難
- ⑤自動車専用道、高架鉄道などの高所への緊急避難
- ⑥避難は不要

をオプションとして持つ。このうち、3番目の近隣市区町の避難所等への避難及び誘導を広域避難と呼ぶ。

本市を含む近隣市区町は、避難所の相互利用についての協定を結んでいるが、中川低地に属する諸市区町の浸水範囲が広く、乾地が少ないため、それぞれの洪水に対して近隣市区町の避難者に対する避難所の指定はされていない。

1 広域避難を行う条件

本市にかかわる主要河川は、それぞれ浸水想定区域図に基づく被害想定範囲以下であれば、おおむね市の指定避難所で対応できる。しかし、降雨量が想定をはるかに越えての洪水が発生するなどの場合は、近隣市区町等への広域避難を検討する。

2 手順

広域避難に関し、一般に考えられる手順は次のとおりである。

(1) 洪水予報等の取得等

河川管理者等から洪水予報等（可能ならば氾濫シミュレーションによる、本市の浸水予想を含む。）を得て、浸水被害を予測する。

(2) 情報の伝達

入手した情報は時間的な余裕を勘案しつつ必要な整理を施し、市民に対する情報提供に努める。洪水の到達までに十分な時間がある場合には、自主避難を妨げない。

(3) 避難所避難者数の見積り

ア 洪水予報等、並びに洪水通過市町等からの情報を勘案して、浸水被害の予測を見直すとともに、町会等と連絡して得た避難所避難の希望人数等を参考として、市の避難者数及び避難所避難者数を概略見積もる。

イ 避難所避難者が市の避難所の収容能力を超えることが予想される場合、ある

いは災害時要援護者等の避難に必要と判断される場合は、避難者の一部に対する広域避難を計画する。

(4) 近隣市区町の避難所の借用に関する調整

ア 洪水の影響が少ないと思われる近隣市区町に、避難所の借用について、調整する。

イ 借用を予定する避難所までの交通手段、食料及び飲料水又は寝具等の確保等の必要事項について検討する。

(5) 県、国等への応援要請

次の場合は、県及び国に応援を要請する。

ア 近隣市区町と合意に至らない場合、より遠方の市区町村の避難所のあっせん

イ 合意あるいはあっせんにより指定された避難所への交通手段が不足する場合の支援

ウ 合意あるいはあっせんにより指定された避難所において食料及び飲料水又は寝具等の調達に不足が生じた場合の支援

(6) 避難の実施

ア 市は、町会等と協力して、広域避難対象者に対する避難計画の周知を図る。

イ 避難者の集合は、町会ごとに近傍の指定避難所とする。ただし、水深が深いなどで集合に困難な場合は、それに代わる場所を選択する。

ウ 輸送は確保した交通手段により実施するが、あらかじめ、避難者に対する輸送順序を定めるか、避難者の優先区分を示して現場で調整するかして、家族単位で輸送するものとする。

エ 避難所は極力町会単位で指定する。

オ 避難所ごとに、市職員数名を同行させる。

第2 救助【消防本部】

近年の大規模水害において、避難できなかった人、実際に救助された人がそれぞれ約1割ほど生じている。ここでは、風水害時の救助についての計画を示す。

1 救助情報の収集

要救出者を発見した者は、災害対策本部、消防本部又は警察署等へ通報する。
消防本部は、自主防災会及び警察署等から通報された情報を収集し管理する。

2 救助チームの編成、指揮

消防本部は、救助情報に基づいて、消防団と連携し、救助チームを編成して出動する。

消防本部は、警察、自衛隊と連携して救助活動の指揮に当たり、効率的に救助活動を行う。

□ 救助・救急活動の原則

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 救助活動は、傷病者の救出・救護活動を最優先とし、消防部隊が相互に連携し効率的な組織活動を行う。(2) 救急活動は、救命措置を優先し、傷病者の迅速、安全な搬送を原則とする。(3) 現場の市、医療機関、警察、その他、関係者と連絡を密にし、傷病者の効率的な救護に当たる。(4) 同時に多数の救助・救急事象が併発している場合は、多数の人命を救助できる事象を優先に、効率的な救助・救急活動を行う。(5) 同時に小規模救助・救急事象が発生した場合は、人命の危険度の高い事象を優先に救助・救急活動を行う。 |
|---|

3 応援要請

消防本部は、被害状況等に応じて警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。また、建設業振興会等に建設用重機、救助用資機材等の供給を要請する。

4 災害救助法が適用された場合の費用等

市は、災害救助に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において、県に請求できる。

5 市民・自主防災会・事業所の救出・救護活動

市民・自主防災会・事業所は、消防機関等との連絡を密にし、二次災害の発生に十分注意しながら地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、負傷者がいるときは、可能な限り協力して救助及び救護活動を実施し、活動内容等を消防本部に報告する。

第3 医療・救護 【健康福祉部、市立病院】

地震災害による医療機関の機能低下及び混乱により、医療及び助産の途を失った市民に応急的な医療を施し、助産処置を行い、被災地域の緊急医療体制を確保する。

1 医療需要の把握

被害情報等により、速やかに医療を必要とする市民の数、負傷状況等を把握する。
また、関係機関等の協力を得て、診療可能な医療機関を把握する。

《参照》 『第2章 第2節 第1 災害情報の収集及び伝達』

2 医療救護

医療救護活動は、市立病院をはじめとする各医療機関のほか、県、医師会、歯科医師会、薬剤師会、及び日本赤十字社等との密接な連携と協力の下に実施する。

また、高年者や乳幼児、障がい者及び外国籍市民等に対する医療救護活動は、市、防災関係機関及び福祉関係機関と地域住民等が連携、協力して実施する。

(1) 医療救護班の編制

災害時の医療活動を迅速に実施するため、市立病院部は、医師会、日本赤十字社及び保健所等の協力を得て、医療救護班を編制する。

また、災害規模及び負傷者の発生状況等に応じて、県及び自衛隊等の関係機関に応援を要請する。

(2) 医療機関の確保

傷病者の初期医療は、原則として市内の病院及び診療所等で行うが、一つの医療機関への過剰集中を避けるとともに、軽症者については避難所等に設置された応急救護所においても行うものとして、医療救護班を派遣する。

また、市内の医療機関の被災状況及び負傷者の発生状況により、市内の医療救護体制が限界となった場合は、県災害対策本部医療救急部に被災地以外の医療機関の手配を依頼する。

(3) トリアージの実施

災害時医療は、同時に多数の負傷者等が集中して発生するため、医療機関、医療救護班及び救急隊等はトリアージを実施する。

(4) 負傷者等の搬送

ア 救急隊による搬送

消防本部の救急隊は、災害現場でのトリアージによる優先順位に従い、負傷

者を医療機関等に搬送するが、軽症者等については、必要に応じて自主防災組織等の協力による搬送を依頼する。

イ 医療救護班

医療救護班は、消防及び自衛隊等と連携を図りながら活動するものとし、重症の傷病者については、速やかに後方医療機関等への搬送を依頼する。

ウ 重症者の搬送

重症の傷病者については、県災害対策本部医療救急部等と連携し、災害拠点病院等の後方医療機関への収容を要請する。この場合、消防及び自衛隊等の救急車のほか、ヘリコプターの利用について早期に要請する。

(5) 医薬品等の確保

健康福祉部及び市立病院部は、各医療機関において備蓄している医薬品等が不足する場合は、医師会及び薬剤師会の協力を得て医薬品業者等から調達するとともに、県災害対策本部医療救急部に、調達等についての応援を要請する。

また、血液についても、県及び埼玉県赤十字血液センターに供給を要請する。

(6) 透析医療の確保

クラッシュシンドローム患者への対応及び人工透析治療の継続を要する患者の受入先を確保するため、本市と周辺市町の透析医療施設の被災状況及び受入可能状況を把握し、透析治療の継続可能な施設への優先的な給水を行うため、関係機関との調整を図る。

(7) 精神科医療の確保

市は、県と協力して被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等により病状が悪化し入院等が必要な精神障がい者が認められた場合は、精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

《参照》 『第1章 第2節 第5 災害時医療体制の整備』

『埼玉県地域防災計画 震災対策編 (H19.3) 第9節 第4 医療救護
1 初期医療体制・災害派遣医療チーム (埼玉DMA T) 』 P152

【資料】

震7-1 ～ 震7-4 災害時における各協定

((社) 草加八潮医師会・草加歯科医師会・草加市薬剤師会・ (社) 埼玉県接骨師会
草加八潮支部)

第4 自衛隊災害派遣要請

災害の態様及びその規模から自衛隊の応援が必要な場合は、直ちに自衛隊に災害派遣を要請する。

1 要請の手続

自衛隊の災害派遣を要請する場合は、県知事に対し次の事項を明記した文書（3部）により依頼する。ただし、緊急を要し、文書によることができない場合は、ほかの通信手段により依頼し、事後速やかに、文書を送付する。

また、県知事に連絡ができない場合は、当市の地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第1師団第32普通科連隊へ直接通知することができる。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他、参考となるべき事項

《陸上自衛隊第1師団第32普通科連隊》

○所在地 〒331-8550 さいたま市北区日進町1-40-7

○連絡先

- ・ 課業時間内：第3科 TEL（048）663-4241 内線436～9
- ・ 課業時間外：部隊当直司令 TEL（048）663-4241 内線302

2 自衛隊への派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、ほかに実施する組織等が無い場合とし、おおむね次のとおりとする。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難者の誘導、輸送等による避難の援助

(3) 遭難者等の搜索救助

行方不明者、傷者等の搜索救助（他の救援作業に優先して実施）

(4) 水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬

(5) 消防活動

利用可能な消防車、その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関への協力

(6) 道路又は水路等交通路上の障害物の排除

施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去、街路、鉄道、線路上の転覆トラック等の排除、除雪等

(7) 診察、防疫、病虫防除の支援

大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は県又は市町村が準備）

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師、その他、救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（ただし、航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）

(9) 炊飯及び給水の支援

(10) 救難物資の無償貸付け又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」による。

(11) 交通規制の支援

自衛隊車両の交通が輻輳する地点における車両を対象とする。

(12) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

(13) 予防措置

災害を未然に防止するため、緊急を要し、かつ、ほかに適当な手段が無い場合

(14) その他

市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊と協議し決定する。

3 災害派遣部隊の受入体制

(1) 緊密な連絡協力

知事、市長、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等が発生した際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力するものとする。

(2) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

(3) 作業計画及び資材等の準備

市長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の理解を取り付けるよう配慮するものとする。

- ア 作業箇所及び作業内容
- イ 作業の優先順位
- ウ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- エ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(4) 自衛隊との連絡窓口一本化

市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が採れるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

(5) 派遣部隊の受入れ

市は、派遣された部隊に対し次の施設等を準備するものとする。

- ① 本部事務室、宿舎、材料置き場（野外の適当な広さ）
- ② 駐車場（車一台の基準3m×8m）
- ③ ヘリコプター発着場（2方向に障害物が無い広場）

《参照》 「第1章 第2節 第6 3 臨時ヘリポートの確保」

4 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおり。

- (1) 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- (4) 派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- (5) その他、救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議するものとする。

第5 広域応援要請・受入れ

市長は、災害の規模及び被害情報等に基づき、現有の人員及び資機材のみでは、応急対策の実施等が困難であると判断したときは、関係法令及び相互応援に関する協定等に基づき、県、他市町村及び防災関係機関等に対し、速やかに応援要請を行う。

1 県への応援要請

(1) 要請の手続

県知事に対する応援又は応援のあっせん及び応急措置等の要請は、県災害対策本部に対し文書で行う。ただし、急を要し、文書によることができない場合は、口頭、電話等で要請し、事後速やかに文書を送付する。

(2) 要請の内容

要請は、極力、次の事項を明確にして行う。

- ① 災害の状況
- ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- ⑥ その他、必要な事項

2 他の市町村、各機関へ応援又は応援要請のあっせんを求める場合

要請は、次の事項を明確にして行う。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量
- ④ 応援を希望する区域及び活動内容
- ⑤ その他、必要事項

3 隣接市町・関係機関との応援要請

(1) 協定締結市町村

ア 応援を求める場合

応援市町に対し、必要事項を明らかにして電話等により要請する。

イ 知事の指示による応援協力

市長は、県知事から関係市町村の実施する応急措置について、応援すべきこ

との指示を受けた場合は、速やかに応援部隊を編成し派遣する。

(2) 防災関係機関

市内の電気、ガス、輸送、及び通信施設等の被災状況に応じ、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等に対し、必要な措置等の実施を要請する。

4 民間団体等への要請

(1) 協定締結団体等

協定等の内容に基づき 次の事項等の協力を求める内容を明確にして要請する。

- ① 食料、飲料水等の提供
- ② 衣料品及び生活必需品等の提供
- ③ 災害活動等に使用する燃料の供給
- ④ 救助、救援活動に必要な資機材等の提供
- ⑤ 施設及び設備等利用の提供
- ⑥ 情報等の提供
- ⑦ 上水道の復旧工事及び応急給水
- ⑧ 緊急道路啓開作業等の実施

(2) その他の協力団体等

災害の状況及び被災者の状況等に応じて、次の公共的団体等に対し協力を求める。

- ① 医師会、歯科医師会及び薬剤師会
- ② 草加市建設業振興会（協定締結済）
- ③ 草加市造園業協力会（協定締結済）
- ④ 草加市社会福祉協議会
- ⑤ 埼玉県トラック協会草加支部
- ⑥ 自治会、自主防災組織等
- ⑦ 市民ボランティア等

(3) 協力の内容等

- ① 負傷者等の応急処置、医療救護活動
- ② 道路、公共施設等の応急復旧作業
- ③ 応急仮設住宅等の建設
- ④ 要援護避難者等の避難及び避難所生活の支援
- ⑤ 応急対策活動に必要な車両の提供及び救援物資搬送等の協力
- ⑥ 救出、救助活動及び避難誘導
- ⑦ 炊き出し、救援物資等の配分等の協力
- ⑧ 避難所及び被災地域内の秩序維持活動

- ⑨ ボランティアのあっせん等
- ⑩ 生活必需品の調達活動
- ⑪ 異常現象、危険個所等を発見したときの通報
- ⑫ その他、市が行う災害応急対策業務への協力

5 応援の受入れ

応援の受入れは原則として応援業務を担当する対策部が受入窓口となって、総務部（宿泊・給養・空地管理の統括）又は関係対策部と調整して行う。

(1) 事前調整・準備事項

対策部は直接、又は県担当部を通して、主として次の事項について調整し、必要な準備を行う。なお、事前に調整できない事項については、応援部隊の到着後速やかに調整するものとする。

ア 応援側の予定

- (ア) 派遣期間（現地到着予定日時、現地撤収予定日時）
- (イ) 応援部隊規模（人数、車両等、責任者の氏名、連絡手段）
- (ウ) 実施業務
- (エ) 装備、資材（搬入品目、現地調達希望品目）
- (オ) 進出時の交通手段、交通路

イ 受入側の準備

- (ア) 受入窓口（責任者の氏名、連絡手段）
- (イ) 応援の内容（活動計画、範囲又は区域及び制約条件）
- (ウ) 受入側と応援側の指揮系統
- (エ) 受入側提供／貸与装備、資材
- (オ) 案内者又は連絡員
- (カ) 域内での交通手段、交通路
- (キ) 宿泊（宿泊施設、野外設営地、駐車場等）及び給食

(2) 現場での受入れ

現場で新たに生じた調整事項については担当対策部が臨機に判断する。

応援部隊は活動実施記録を作成して、担当対策部に提出する。

第6節 氾濫水滞留期の活動

氾濫水が滞留する間に、被災者の生活確保に必要な緊急活動を開始する。

第1 食糧供給体制の確立

第2 生活必需品供給体制の確立

第3 給水体制の確立

第4 緊急輸送体制の確立

第5 遺体の搜索、処理及び埋・火葬

第6 災害救助法の適用

第7 動物愛護

第8 防犯対策

第1 食料供給体制の確立

災害によって、日常の食事に支障を生じた者及び応急対策活動に従事する者に対し、炊き出し、その他の方法により食料を確保する。

1 給食需要の把握 【 総務部、関係部 】

給食を支給するため、各々が所管する施設及び調査活動において、次の供給対象者の数を早期に把握する。

- (1) 避難所の収容者
- (2) ミルクを必要とする乳児
- (3) 住家が被害を受け、炊事のできない者
- (4) 通常の配給機関が機能を停止し、主食の配給が受けられない者
- (5) 旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者
- (6) 応急活動に従事する者
- (7) 上記人数のうち、アレルギー持病等により、食材あるいは調理法に制約を持つ者及びその禁止食品あるいは調理法

2 給食能力の把握 【 教育総務部 】

教育総務部は、市内の小、中学校等の給食能力を有する施設（給食施設、調理室等）の被害状況を把握する。

3 給食方針の決定 【 総務部 】

総務部は、1及び2による状況把握に基づき、給食方針を決定する。

(1) 実施責任者

市長は、被災者に対する炊き出し、その他による、食料供給の実施責任者となる。

ただし、市で対応が困難な場合は、県災害対策本部食料部に対して、食料のあつせん要請を行う。

(2) 給食基準

ア 非常用食料の給付

発災後、食料の調達の体制が整うまでは、備蓄する非常用食料を給付する。

イ 体制確立後の基準

(ア) 食料の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

- (イ) 主食は、原則として米穀（ご飯）弁当、パン及びミルクとする。
- (ウ) 県知事が定める配給量は、炊き出しの場合、被災者1食当たり精米200g以内、応急供給受給者1人1日当たり精米400g以内、災害救助従事者1食当たり精米300g以内である。

(3) 給食の方法

- ア 食料の供給が停滞することにより、生命に危険が及ぶ可能性のある災害時要援護者に対し、優先的に支給する。
- イ 各現場ごとに、実施責任者を定め、炊き出し及び食料の給与を実施する。
- ウ 主食の炊き出し等は、災害による被害の少ない自主防災組織、町会、自治会、ボランティア及び小中学校に協力を要請する。
- エ 野外炊飯に備えた対応を図る。
- オ 災害時要援護者に対応し、栄養を考慮した給食方法を検討する。
- カ アレルギー・持病等により食事に制約がある者については、避難所ごとで可能な限り食材、調理を選別して対応する。

4 給食の実施 【 総務部 】

総務部は、前3の方針に基づき、次により給食を実施する。

(1) 食料の調達

総務部は、必要に応じ、次の食料を調達する。なお、主食等の調達先は、小中学校のランニングストック、事前に協定を締結した指定業者及び応援協定を締結する市町村等からの救援物資とする。また、市において調達が不可能な場合は、県知事に応援を要請する。

ア 主食

主食は、原則として米穀（ご飯）弁当、パン及び粉ミルクとする。

イ 副食品

必要に応じて、市内業者から副食品を調達する。

ウ 生鮮野菜

生産者、農業協同組合、卸売市場の協力を得る。

エ 牛乳、乳製品

販売業者から調達する。

オ 県備蓄物資の要請

(2) 提供期間

食料の提供期間は、原則として災害救助法に準じ7日間とするが、電気、ガス等のライフライン機能が復旧し、被災地周辺の商店等の商業機能が復旧した

段階までを目途とする。

(3) 食料の運送

指定業者等から調達する食料は、総務部が指示する場所へ、直接指定業者が運送する。また、県から支給を受ける食料は、広域集積地又は市集積場までは、原則として県が運送し、避難所及び被災地等へは総務部が運送する。

(4) 食料の配付

食料は、避難所等の運営責任者へ引き渡し、運営組織を通して避難者等に配付する。また、自ら食料を受け取りに来ることができない、高年者や障がい者等の在宅避難者へは、町会及び自治会に配付の協力を依頼するとともに、自主防災組織及び近隣住民等に支援を求める。

(5) 炊き出し

指定業者等からの食料調達を補完するとともに、被災者の健康維持と精神安定を図るため、給食施設及び調理室等で調理した温かい食事を提供する。

《参照》 「第1章 第2節 第3 非常用物資の備蓄」

【資料】

- 震8-1 災害時における食料供給の協力要請に関する協定書（草加蕎麦商組合）
- 震8-2 災害時における食料品、衣料品、日用品等供給の協力要請に関する協定書
（西友草加店）
- 震8-3 災害時における食料品、衣料品、日用品等供給の協力要請に関する協定書
（イトーヨーカ堂新田店）
- 震8-4 災害時における食料品、衣料品、日用品等供給の協力要請に関する協定書
（稲毛屋草加谷塚店）
- 震13-4 草加市備蓄品名一覧

第2 生活必需品供給体制の確立

災害によって生活上必要な被服寝具及びその他の日用品等をそう失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、生活必需品を給与又は貸与する。

1 生活必需品需要の把握【総合政策部】

総合政策部は、総務部、健康福祉部及び地区参集者等からの情報により、生活必需品の供給対象者数を把握する。

2 公的備蓄、業者調達可能量の把握【総合政策部】

市の備蓄倉庫及び市内業者の被災状況を確認し、生活必需品の調達可能量を把握する。

3 生活必需品供給方針の決定【総合政策部】

総合政策部は、前1項及び2項の状況把握に基づき、供給方針を決定する。

(1) 実施責任者

市長は、被災者に対する衣料、生活必需品、その他の物資供給計画の策定及び実施に関する責任者となる。また、災害救助法が適用された場合は、被服や寝具及びその他生活必需品の給与又は貸与を実施する。

(2) 主な生活必需品

被害の実状に応じ、次の品目の範囲内において現物により支給又は貸与する。

①寝具、②敷物、③下着・おむつ類、④ほ乳瓶、⑤生理用品、⑥タオル、⑦炊き出し用具（釜、鍋、包丁、食器セット等）、⑧仮設トイレ及びトイレトーパーパー、⑨照明設備・器具、⑩暖房設備・器具、⑪その他の必需品

(3) 生活必需品の配給

生活必需品は、被害程度及び世帯構成人員に応じて配給するが、地区の民生委員及び児童委員やボランティアの協力を得て、迅速かつ正確に実施する。

4 生活必需品の供給【総合政策部】

総合政策部は、前3項の方針に基づき、生活必需品を支給する。

(1) 生活必需品の調達

生活必需品が備蓄品で不足するときは、原則として事前に協定を締結した業者等から調達することに努め、状況により県等に供給を要請する。

(2) 生活必需品の運送

指定業者等から調達する生活必需品は、総合政策部が指示する場所へ直接指

定業者が運送する。また、県から供給を受ける生活必需品は、広域集積地又は市集積場までは、原則として県が運送し、避難所及び被災地等へは総合政策部が指示する場所へ総務部が運送する。

なお、備蓄の生活必需品の運送は、自治文化部及び総務部の協力の下に、健康福祉部が実施する。

(3) 生活必需品の配付

供給方針に基づき配付する。

《参照》 「第1章 第2節 第3 非常用物資の備蓄」

【資料】

震8-2 災害時における食料品、衣料品、日用品等供給の協力要請に関する協定書
(西友草加店)

震8-3 災害時における食料品、衣料品、日用品等供給の協力要請に関する協定書
(イトーヨーカ堂新田店)

震8-4 災害時における食料品、衣料品、日用品等供給の協力要請に関する協定書
(稲毛屋草加谷塚店)

震13-4 草加市備蓄品名一覧

第3 給水体制の確立【水道部】

災害発生後、家屋等が被災した避難所生活者や在宅避難者に対し、飲料水を供給するとともに、給水施設等の早期復旧を図るための応急活動を実施する。

1 応急給水の需要把握

水道部は断水エリアを把握するとともに、災害対策本部及び各対策部等からの情報により、避難者数や断水戸数等の災害によって現に飲料水を得ることのできない被災状況の把握に努める。

《参照》 『第1章 第2節 第2 3災害情報の市民への伝達体制の整備』

2 応急給水方針の決定

応急給水量、応急給水方法及び給水施設の応急復旧等の応急給水方針は、給水需要の程度や給水施設の被害状況と復旧の見込み及び施設の場所、重要度等により、その都度対策部長が指示することとする。

(1) 応急給水量

飲料水の給水量は、災害発生から第1段階は、1人1日3リットルを目途とする。第2段階以降は、施設の復旧状況により段階的に調整し、給水を増量する。

(2) 応急給水方法

ア 運搬給水

飲料水を給水車等で運搬し、医療機関、避難所及び在宅避難者等に給水する。

イ 拠点給水

拠点給水場所は、原則として各浄配水場とし、配水池及び深井戸から給水する。なお、避難所である各小中学校の水が不足する場合は、緊急時用浄水装置を使用して、プールから給水する。

ウ 仮設給水

消火栓等に取り付けた仮設給水栓により給水する。

3 応援要請

応急給水用資機材や人員に不足が生じた場合若しくは、生じると見込まれる場合は、次により関係機関等へ応援を要請する。

(1) 他都市への応援要請

本部は、必要に応じて県に要請を行い、他都市又は自衛隊の応援による給水活動を実施する。また、水道部は日本水道協会に応援要請を行う。

(2) 給水車及び応急給水用資機材運搬車両の確保

給水車及び応急給水用資機材の運搬車両は、水道部が保有する車両を使用し、不足する場合は、草加市水道事業指定給水装置工事事業者及び関係団体等へ要請の上、確保する。

(3) 応急給水用資機材の確保

応急給水用資機材は、水道部が備蓄する資機材を使用し、不足する場合は、関係団体及び関係業者等から調達の上、確保する。

《参照》 『第1章 第2節 第3 2 給水体制の整備』

4 給水の実施

水道部は、2の方針に基づき、次により応急給水を実施する。

(1) 水質の安全性確保

応急給水を実施するに当たっては、水質の安全性を確保するため、残留塩素濃度等を適宜測定することにより、適切に消毒されていることを確認した上で給水する。

(2) 市民への周知・広報

応急給水拠点を設置した後、被災した市民に対する広報活動を行い、応急給水の実施について周知を図るとともに、応急給水拠点場所及びその周辺に「給水所」の掲示物を設置する。

第4 緊急輸送体制の確立

災害発生後速やかに、被災者、災害応急対策要員、災害対策用資機材及び救援物資等を輸送するための輸送路を確保し、緊急輸送体制を確立する。

1 緊急輸送路線等の確保 【建設部】

(1) 緊急輸送路確保の優先順位

各道路管理者及び占有者は、防災関係機関が迅速かつ効果的に活動できるよう、県及び市が指定した緊急輸送道路のうち、主要路線及び本部、物資集積配送拠点、臨時ヘリポート、病院、指定避難所等に通じる道路から、順次緊急輸送路を確保する。

(2) 道路の啓開

建設部は、各道路管理者、関係機関及び業界団体等と連携を図り、道路交通の妨害となっている放置車両等、倒壊建物、倒壊樹木及び電柱等の障害物を除去し、緊急輸送車両の交通を確保する。

(3) 臨時ヘリポートの確保

ア 消防本部は、あらかじめ設定しているヘリコプター場外離着陸場等の被害状況について、速やかに調査し、本部に報告する。

イ 災対本部は使用するヘリポートを指定して、消防本部に開設・運営させる。

2 緊急輸送の実施責任者

市長は、災害時における緊急輸送の実施責任者となる。ただし、市で処理できない場合は、県災害対策本部輸送部に、輸送内容、その他、必要条件を明示して、応援又はあつせんを要請する。

3 緊急輸送の対象

緊急輸送の対象は、おおむね次のとおりとする。

(1) 第一段階（被災直後）

ア 救助・救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等の物資

イ 消防・水防等、災害の拡大防止活動の従事者及び物資

ウ 災害対策要員、通信、電力、ガス、水道施設の保安要員等の応急対策に必要な人員及び物資等

エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等

オ 緊急輸送に必要な輸送施設及び輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人

員及び物資等

(2) 第二段階（被災後～約1週間後まで）

- ア 第一段階の続行
- イ 食料・飲料水等の生命維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 生活必需品

4 緊急輸送手段の確保 【総務部】

緊急輸送用車両等の確保及び配車については、総務部が統括し、管理する。

(1) 車両の確保

ア 総務部は、市保有の車両を効率的に管理し、車両に不足が生ずる場合は、貨物輸送業者、バス会社等からの借上げ、又は県、その他、防災関係機関に対する応援要請を行う。

イ 車両の借上げ依頼については、トラック協会、バス協会等の活用を図る。

(2) 燃料の調達

総務部は、公用車及び借上げ車に必要な燃料の調達を行う。

(3) 配車

各対策部は、緊急輸送等に必要な車両について、使用日時、車種、搭載量（人員）台数及び引渡し場所を明示して、総務部に請求する。総務部は手持ち車両及び業務の優先度を考慮して、配車する。

(4) 緊急輸送用車両の確認

交通規制中の緊急輸送車両の通行確保については、県知事又は県公安委員会に申請し、緊急輸送用車両確認証明書及び票章の交付を受けるものとする。なお、発災後速やかに証明書の交付が受けられるよう、市有車両及び調達車両について、事前に公安委員会に届出しておくものとする。

(5) 航空輸送 【健康福祉部】

傷病者の後方医療機関への搬送等の緊急を要する場合及び道路交通状況により、県知事に対し、ヘリコプターの出動を要請する。

(6) 鉄道輸送 【市民生活部】

市長は、応急対策に必要な人員、資機材等について、列車の増発等を東武鉄道株式会社に対し、協力を要請する。

5 緊急輸送物資等の集積・配送【総合政策部、総務部、自治文化部、健康福祉部】

(1) 市集積場の開設

市民体育館、綾瀬川左岸広場、そうか公園のうち、1か所又は複数箇所に市集

積場を開設する。また、必要に応じて県立高校や大学施設等の使用についても要請・協議する。

市集積場では、集積される物資の仕分を行うとともに、物資の流出入量、搬出先、在庫量等を把握し管理するとともに、計画的又は要請に応じて所定の避難所等に配送する。

(2) 市役所

ゆうパック等個人の発送物や持込みによる救援物資は、原則として受け付けないものとするが、必要な場合は市役所で受けた後、市集積場へ転送する。

《参照》 『第1章 第2節 第6 緊急輸送体制の整備』

【資料】

震10-3 災害時における応急対策業務に関する協定（草加市建設業振興会）

震10-4 災害時における応急対策業務に関する協定（草加市造園業協力会）

第5 遺体の搜索、処理及び埋・火葬

災害によって死亡したと推定される者の搜索と収容処理及び埋葬（火葬）を実施する。

□ 関係機関

機 関 名	活 動 内 容
県災害対策本部医療救急部	柩及び火葬場の手配（被災地外）
草加警察署	遺体の搜索、検視（見分）
陸上自衛隊災害派遣部隊	遺体の搜索、収容処理
（社）草加八潮医師会	医師の確保、検案

1 遺体の搜索 【 消防本部、関係部 】

消防本部は、警察、自衛隊、自主防災組織及びその他、関係機関等との連携と協力により、遺体の搜索活動を実施する。

(1) 搜索対象者

災害により行方不明の状態にある者又は周囲の状況等から、既に死亡していると推定される者

(2) 搜索方法

ア 健康福祉部は、市役所に行方不明者等の搜索依頼受付窓口を開設し、住所（被災場所）、氏名、年齢、性別、身長及び着衣、その他の特徴を聞き取り、搜索対象者名簿を作成する。

イ 搜索対象者名簿により、各避難所への照会（避難者名簿による確認）を行う。

ウ 避難者名簿により確認できなかった搜索対象者について、関係機関と連絡調整を行い、消防本部等による搜索活動を実施する。

2 遺体の収容処理 【 健康福祉部、市民生活部、関係部 】

医師会、自主防災組織及びボランティア等の協力を得て、次のとおり遺体の収容と処理を行う。

(1) 処理の対象

災害により死亡し、警察による検視（見分）及び医師による検案が終了した遺体とする。

(2) 処理の内容

ア 遺体の洗淨、縫合、消毒等

遺体の識別、確認の写真撮影を行うための措置として実施する。

イ 遺体の一時保存

遺体の身元確認のために相当の時間を要し、死亡者が多数のため早急な処理ができない場合に、一時的に特定の場所に遺体を集めて保存する。

ウ 検視（見分）、検案

収容された遺体は警察が検視を行い、要請を受けた医師が検案を行う。

なお、検視及び検案後は、検案書を市が引き継ぐ。

エ 遺体処理台帳

遺体は、遺体処理台帳により記録し、事後確認のための遺体の写真撮影、遺品等の保存措置を行い、身元の確認に努める。

オ 市内の寺院及び公共施設内に遺体安置所を設置し、納棺用品、仮葬祭用品等

を確保するとともに、次の物品等も用意する。

- ① 柩
- ② 釘（柩用）
- ③ 金槌（納棺及びドライアイス破砕用）
- ④ ドライアイス
- ⑤ その他（花、線香等）

(3) その他、留意事項

ア 柩、その他の物品等を調達するときは、その時点の遺体数よりも多めに見積もる。

イ 市内の業者からの調達が困難な場合は、県災害対策本部医療救急部に応援要請する。

3 遺体の埋・火葬 【 健康福祉部、市民生活部、関係部 】

健康福祉部、市民生活部及び関係部は、遺体の埋葬（火葬）について、次により実施する。

(1) 埋（火）葬の対象

災害により死亡した者で、その遺族等が混乱した状況下にあるため資力の有無にかかわらず埋葬等を行うことが困難な場合又は死亡者の遺族等がない場合に、市が応急的に仮埋葬又は火葬を実施する。

(2) 埋（火）葬の方法

ア 健康福祉部及び市民生活部は、埋火葬許可証を発行するとともに、埋火葬台帳を作成する。

イ 葬祭業者及び自衛隊等に、火葬場への遺体の移送を依頼する。この場合に、市内（谷塚）火葬場の能力を超えたときは、市外地域の火葬場への搬送について措置する。（近隣の火葬場だけでは処理能力に限界があるので、早めに県災

害対策本部医療救急部に被災地外の火葬場の手配を要請し、併せて遺体の搬送体制の手配を行う。)

- ウ 遺留品は包装して氏名札及び遺留品処理票を添付、保管場所に一時保存する。
- エ 家族及び関係者から、遺骨、遺留品等の引取希望があるときは、遺骨及び遺留品処理票により確認の上、引き渡す。
- オ 仮埋葬した遺体については、適切な時期に発掘して火葬に付し、正規の墓地に改葬する。

《参照》 埼玉県地域防災計画（H19.3）資料編 風水害編 第3章
防応11-2 火葬場の応援要領（P260）

【資料】

- 震3-9 死体火葬許可交付申請書（市民課）
- 震3-10 死体火葬許可証（市民課）

第6 災害救助法の適用 【健康福祉部、関係部】

災害により、被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

1 救助の目的

災害救助法に基づいて行う救助は、災害に際して、人命の保護及び食料、その他、生活必需品の欠乏、住居のそう失、疾病に悩む被災者に対して応急的、一時的な救助を行うことにより、被災者の基本的生活権の保護と、全体的な社会秩序の保全を図る事を目的とする。

2 救助業務の実施者

災害救助法で定める救助の実施は、国の機関として埼玉県知事が当たり、草加市の行う救助業務は、知事の職権の補助、又は一部を委任されて執行するものである。

ただし、災害の事態が急迫して、災害救助法に基づく知事による救助の実施を待つことができないときは、市長が自ら救助に着手するものとする。

救助の実施に当たって、各対策部は健康福祉部の指示の下、関係書類を作成するとともに、災対本部を通じて県災害対策本部に報告する。

3 救助の種類等

□ 救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者
避難所の設置及び収容	7日以内	市長
炊き出し及び食品の給与	7日以内	市長
飲料水の供給	7日以内	市長
被服・寝具及び生活必需品の給貸与	10日以内	市長
医療及び助産	14日以内（ただし、助産は分娩した日から7日以内）	県及び日赤埼玉県支部 （県知事が委任したときは市長）
学用品の給与	教科書1ヶ月以内 文房具15日以内	市長
災害に掛かった者の救出	3日以内	市長

埋 葬	10日以内	市長
仮設住宅の建設	20日以内に着工	対象者、設置箇所の選定：市長 設置：知事 (県知事が委任したときは市長)
住宅の応急修理	1ヶ月以内に完成	市長
遺体の搜索	10日以内	市長
遺体の処理	10日以内	市長
障害物の除去	10日以内	市長

※ 期間については、すべて災害発生の日から起算する。ただし、県知事を通じて厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

4 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用は、災害救助法施行令第1条第1項各号の適用基準のいずれかに該当する災害であるが、草加市における適用基準は、次の表のとおりである。

□ 草加市の災害救助法適用基準

指標となる被害内容	適用基準	救助法の条項
草加市内の住家が滅失した世帯数	100以上	第1項第1号
埼玉県内の滅失世帯数が2500以上で、そのうち草加市内の住家が滅失した世帯数	50以上	第1項第2号
埼玉県内の滅失世帯数が12000以上で、そのうち草加市内の住家が滅失した世帯数	多数	第1項第3号 (前段)
災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合	多数 県知事が厚生労働大臣と協議	第1項第3号 (後段)
多数の者が生命又は、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	県知事が厚生労働大臣と協議	第1項第4号

5 滅失世帯の算定基準

(1) 滅失世帯の算定

災害救助法施行令第1条第2項によるみなし換算

滅失住家1世帯 = 全壊(全焼・流出)住家 1世帯

滅失住家1世帯 = 半壊(半焼)住家 2世帯

滅失住家1世帯 = 床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家 3世帯

(2) 住家被害程度の認定

被害の区分	認定基準
住家の全焼 全壊 流失	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再生使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
住家の半焼 半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
住家の床上浸水 土砂の堆積	全壊及び半壊に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの

- ※ 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- ※ 「非住家」とは、住家以外の建築物をいうものとする。
なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
- ※ 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- ※ 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- ※ 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
- ※ 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

6 災害救助法の適用手続き

(1) 災害救助法の適用要請

草加市の市域内の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当することが見込まれる場合、市長は直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助

法の適用を県知事に要請する。その場合、災対本部は、県危機管理防災部消防防災課へ、次に掲げる事項を口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて要請する。

- ① 災害発生の日時及び場所
- ② 災害の原因及び被害の概況
- ③ 適用を要請する理由
- ④ 適用を必要とする期間
- ⑤ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- ⑥ その他、必要な事項

(2) 適用要請の基準

災害の事態が急迫し、県知事による救助の実施を待つことができない場合、市長は、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに県知事へ報告するとともに、その後の処置について県知事の指揮を受けなければならない。

なお、災害救助法が適用されない場合で、あらかじめ定められた基準では救助の万全を期することが困難な場合には、特別基準を県知事を通じて厚生労働大臣に申請することができる。

災害救助期間の延長等特例申請については、「救助の特例等申請様式（埼玉県地域防災計画 様式）」（資料 震2-5）に従い、実施するものとする。

第7 動物愛護

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

市は県（保健所）及び県獣医師会等の関係機関と協力して、動物愛護の観点からこれらの動物を保護し、動物施設等へ搬送する。

1 被災地域における動物の保護

所有者不明の動物、負傷動物等を、県（保健所）、県獣医師会及び関係機関等と協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。

2 避難所における動物の適正な飼養

県（保健所）と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

3 情報の交換

県（保健所）、動物救援本部及びボランティア団体等と連携して、次の情報を収集、提供する。

- ① 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況
- ② 必要資機材、獣医師の派遣要請
- ③ 避難所から動物保護施設への動物の預入希望
- ④ 他都縣市への連絡調整及び応援要請

4 犬の登録情報の提供

鑑札を付けている迷い犬や逃走犬は、犬の登録システムから県（保健所）若しくは警察等への情報提供を行う。

第8 防犯対策

市は、被災地における犯罪の未然防止を図るため、特に凶悪犯罪、性的犯罪、暴力犯罪等の各種犯罪を防止し、地域及び避難所の治安維持を図り、市民の生命、身体及び財産の保護に努める。

1 防犯情報の収集・広報

市は、被害の概要や主要被害の状況、避難者の状況、主要交通機関の被害状況及び復旧状況、通信の被害状況等、防犯上必要な情報を収集するとともに、犯罪の予防に向けて防犯に関する広報を行う。

2 地域の防犯

市は、警察及びその他の関係機関と連携し、一般防犯活動に努める。

(1) 防犯パトロール

町会・自治会及び自主防犯活動団体等により、地域の防犯パトロールを行う。

(2) 夜間照明

市は都市照明施設等の市内の照明を修復・整備して、街を明るく保つ。

(3) 防犯相談

市は警察及びその他の関係機関と連携し、被災者に対する困りごと相談及びその他の防犯上の相談を実施する。

3 避難所の防犯

避難者が密集して生活を送る避難所は、ストレスの増加にともなうトラブル、窃盗、近親者間の暴力及び性犯罪等の各種犯罪が起こりやすい。避難所の秩序を維持し、女性・幼児・老人等を犯罪から保護するとともにその尊厳が保たれる環境を確立するため、避難者、施設管理者及び市代表者から構成する避難所運営委員会が主体となって対処する。

(1) 性別及び身体能力に適合した避難所内設備

トイレ、更衣室、その他の設置において、性犯罪等防止の視点を加味する。

(2) 避難所内の警備

不審者の立入りを制限するとともに、各種犯罪を抑止するため、避難所内を警備する。

(3) 相談窓口の設置

被害者が相談しやすい窓口を設置して、適切に保護するとともに、近親者間の暴力や性犯罪の抑制を図る。

第7節 水引後対応期の活動

氾濫水の水引後、速やかに、被災地域及び被災者の生活支援に必要な応急対応へと移行する。

第1 障害物の除去

第2 清掃

第3 災害廃棄物等の処理

第4 防疫活動

第5 避難所における衛生管理

第6 ボランティアの要請・受入れ

第7 応急住宅対策

第8 被災住宅の応急修理

第9 文教対策

第1 障害物の除去

道路、河川上の障害物を早期に除去して、交通輸送体制を確保する。

1 障害物の確認

水引後、速やかに市内をパトロールし、道路上及び河川内の障害物の状況を把握する。

なお、パトロールの要員及び車両等が不足する場合は、総務部に手配を要請する。

2 障害物の除去

障害物の除去については、市職員及び車両により行うものとするが、大型重機を必要とする場合は、草加市建設業振興会等に協力要請を行う。

なお、主要な幹線道路、河川、排水路にある障害物の除去を優先的に行う。

第2 清掃

災害時には、冠水や一般的なごみに加え、家具や放置物等、大量のごみが発生することが予想される。さらに、避難所からのごみも大量に発生することが予想されることから、速やかなごみ処理の収集体制を整え、ごみ収集、処理を行うとともに、被災地の公衆衛生及び環境保全を確保する。

1 ごみ処理

建物等の倒壊、破損、焼失等によって発生するがれき類以外の大量のごみを効率的に除去し、焼却・埋め立て等の処理を実施する。

(1) ごみの排出量の把握（推計）

災害時には、平常時と比べ粗大ごみが増加することが予想される。このため、次の推定値を元に、水害ゴミの排出量を推計し、災害ゴミの処理計画について検討する。

被害態様	ゴミ量 (t/世帯)
全壊	12.9
大規模半壊	9.8
半壊	6.5
一部損壊	2.5
床上浸水	4.6
床下浸水	0.62

「水害時における行政の初動対応から見た災害廃棄物発生量の推定手法に関する研究」
(河田恵明他 2005)

(2) 人員及びごみ収集車の調達

被災地の公衆衛生及び環境保全を確保するため、早期の収集体制づくりと併せ、災害の規模によっては、県及び相互応援協定に基づき他市町村の応援を要請する。

(3) ごみ処理施設の早期復旧

緊急時におけるごみ処理を速やかに行うために、被災後施設の被害調査を速やかに行うとともに、施設の早期復旧を図る。

(4) 市民等への広報

次の項目について広報する。

ア ごみの収集処理方針の周知

イ 一般ごみとその他、災害廃棄物の分別への協力（指定曜日に出されていたごみが、災害後は一般ごみ、粗大ごみ、がれき等が混在して出されるので、市民への広報を実施して分別の協力を呼び掛ける。）

ウ 臨時集積所の周知

エ 臨時集積所への直接搬入の依頼

(5) 収集・処理体制

ア 分別収集体制の確保

被災直後は、ごみの収集・処理システムが混乱することが予想されるが、早期に復旧を図るためにも当初から分別収集体制を確保する。

イ ごみ処理施設の確保

処理能力を超えたごみが排出された場合は、県及び近隣市町村、さらに、民間の廃棄物処理業者の協力等を得て、ごみ処理施設の確保を図る。

ウ 仮置き場の確保

道路交通の途絶や渋滞のため処理施設への搬出が困難な場合、仮置き場を確保し、夜間を含めた中継により処理を図る。

仮置き場は、周辺的环境や衛生・防火対策等に配慮し、必要に応じて災害時空地管理担当との調整により確保する。

(6) 応援要請

ライフラインの停止等による中間処理施設が利用不能や甚大な被害により、処理に長時間を要すると判断した場合は、車両、人員、器材等について、東埼玉資源組合又は県災害対策本部環境対策部に応援要請を行う。

(7) 避難所のごみ対策

避難所においては、保健衛生面等から毎日の収集体制を確立する等の特別の配慮を行う。

また、毛布、畳、ポリタンク、ダンボール等の一時期に大量の排出が予想されるものについては、再利用・リサイクルの方策と併せ処理計画を定めるものとする。

(8) 不法投棄対策

ごみの排出ルールの流れに伴い不法投棄が予想され、防止対策及び処理対策について検討を進める。

2 し尿処理

し尿処理に当たっては、浸水被害等の状況、水洗トイレの使用の可否等その状

況により、雨水貯留槽等によって水を確保し、下水道機能の活用を図る一方、仮設トイレを用意して、衛生環境を確保する。

(1) し尿処理の考え方

災害時のし尿処理の基本的な考え方は、以下のとおりである。

ア 井戸や雨水貯留等により処理用水を確保するとともに、下水道機能を有効活用する。

イ 上記の対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。また、貯留したし尿は原則として中川処理センターへ投入し処理するほか、凝固させたし尿は、焼却処分する。

ウ また、中川処理センターへし尿を投入する際は、バキューム車によって運搬を行うものとする。

(2) し尿の処理方法

被災地域におけるし尿処理の方法は、次のとおりとする。

ア 一般地域

(ア) 水洗トイレ使用地域

- ・処理用水を確保し下水道を活用
- ・公園等に仮設トイレ設置

(イ) マンション等集合住宅

- ・仮設トイレ設置

(ウ) その他地域

- ・被害状況により仮設トイレを設置

イ 避難所

- ・処理用水を確保し、施設内トイレを活用
- ・仮設トイレを設置

ウ 事業所

- ・仮設トイレ等の備蓄と地域の衛生環境の維持

(3) 仮設トイレの設置

ア 基準：

(ア) 避難所：100人に2.2基

(イ) その他：100人に1基

イ 初動対応：現有備蓄仮設トイレで対応

ウ 後続対応：行政相互の広域応援、流通在庫の調達により基準数を設置

なお、仮設トイレの機種選定に当たっては、高年者・障がい者等に配慮したものを考慮する。

□ 仮設トイレ備蓄数

(平成19年4月現在)

仮設トイレ（汲取式）	組立式便座	マンホール式トイレ	合計
35	1292	8	1335

(4) 運搬手段の確保

地震発生後、市内各所で発生したし尿を処理場へ運搬するためのバキューム車を確保する。

(5) し尿の収集・処理体制の確保

緊急時におけるし尿処理体制を速やかに確保するため、被害を受けた施設の早期復旧を図るとともに、緊急時の相互応援協定を推進する。

第3 災害廃棄物等の処理

災害時には、倒壊した家屋のがれき等の災害廃棄物が発生することも予想されるため、速やかな処理体制を確立し、その後の復旧事業を円滑に進める。

1 がれき処理

倒壊建物等による大量のがれき処理については、衛生管理を十分に行った上で、迅速に進めていく。

(1) がれき排出量の把握（推定）

被害状況を基にがれきの排出量を見積もる。

(2) がれき処理体制の確立

ア 実施主体

(ア) 収集処理

本市事業として実施する。

(イ) 家屋、事業所の解体

所有者（社会的、経済的影響を考慮し、早急な復旧・復興を促進するため、特例的に市が実施することも検討する。）

イ 基本方針

がれきの処理は、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集運搬するものとする。

また、選別・保管できる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきを最終処分する処理ルートを確保する。

応急活動後、本市及び県は、がれきの処理・処分の進捗状況を踏まえ、破碎・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

ウ 一時集積場所の確保

災害時に発生したがれき等の一時集積場所を確保する。

ただし、可燃物と不燃物が混在した膨大ながれき類を、予定された市内の一時集積所で処理することが困難な場合は、一時集積場所、最終処分場の確保について、県災害対策本部環境対策部に応援要請を行う。

エ 災害廃棄物の分別

災害廃棄物は、原則として、次により分別し処理を行う。

(ア) 木造家屋等から発生する木質系災害廃棄物

- ・柱材
- ・金属

- ・不燃物等

(イ) ビル、マンション等から発生するコンクリート系災害廃棄物

- ・コンクリート
- ・塊金属
- ・可燃物

オ 搬送ルートの設定

道路管理者及び草加警察署と協議を行い、災害廃棄物の搬送ルートを設定する。

カ 市民等への広報

「1 ごみ処理 (4)市民等への広報」に準ずる。

キ その他の注意事項

(ア) 倒壊建物の解体に伴う粉じん・アスベスト対策

- ・吹き付けアスベスト使用建築物の事前確認
- ・工事着手前の現地調査の実施
- ・工事におけるアスベスト飛散防止対策
- ・作業員の安全対策（マスク着用、着衣の洗濯等）
- ・付近住民へのマスクの配付及び広報

(イ) 冷蔵庫等からのフロンの回収

- ・ボランティアの協力

(ウ) 不法投棄のチェック

- ・許可書をカラーコピーできない特殊な用紙の使用
- ・監視要員の配置
- ・固定資産税台帳と車検証の写しの添付等

第4 防疫活動

防疫活動に当たっては、まず被害の状況確認、避難所からの報告等を元に情報の整理・収集を行い、感染症、その他、疾病の発生や発生が予想される地域等の把握を行うことが重要である。

また、感染症等が発生した場合、受入先となる第2種感染症指定医療機関の被害状況を把握し、その需要の把握に基づいて防疫・保健衛生班を編制し、順次消毒等の防疫活動を実施する。

防疫・保健衛生班の編制に当たっては、(社)草加八潮医師会や草加歯科医師会などの協力を得ながら実施する。班の構成人員数は、おおむね次の表を基準とするが、災害の規模、季節、応援要員の数等によりその都度定めるものとする。また、人員に不足が生じた場合は、県災害対策本部医療救急部に応援要請を行う。

□ 防疫・保健衛生班の構成

活動区分	1 個 班 の 所 要 人 員			備 考
	市	その他	計	
検病疫学調査	1	2	3	
健康診断	1	3	4	医師1、看護師1
清掃方法	2	2	4	
消毒方法	5	2	7	
そ族昆虫の駆除	2	2	4	
予防接種	2	2	4	

① 清掃方法班

- (ア) 避難所における清掃活動
- (イ) 地域住民に対する清潔保持の指導

② 消毒方法班

消毒作業実施計画を作成し作業可能な体制を敷き、道路側溝や公園等公共施設及び市民、事業所からの要請により床上・床下浸水被害を受けた家屋（便槽を含む。）の消毒を速やかに実施し、伝染病等の発生の予防に努めるとともに、市民に対しては家屋やその周辺の清掃に関する指導や指示を行う。

また、平常時においても、災害時の対応に備え、消毒作業及び設備機材等の提供が迅速に行えるよう市内外の事業者との協定促進を図りながら、優先的な協力体制の確保に努めていく。

(ア) 感染症患者等が発生又は発生のおそれのある地域に対する重点消毒

(イ) 応急給水活動に伴う衛生検査及び消毒

(ウ) 仮設トイレの消毒

③ そ族昆虫の駆除班

感染症等の発生及びまん延防止を図るため、そのおそれのある地域において、そ族、昆虫駆除を実施する。

病気の感染源・媒体となるねずみや昆虫等の駆除に当たっては、機材や薬剤の現状確認を行うとともに、不足機材等の調達に万全を図る。

④ 予防接種班

インフルエンザ等の罹患予防と、重症化及び合併症の発生等を予防するため、感染性疾病の予防接種を実施する。

防疫・保健衛生活動に必要な薬剤及び資機材の確保については、市が保管している薬剤及び資機材を優先的に使用する。

市の保有する薬品等が不足した場合は、県災害対策本部医療救急部に依頼して、薬品等の調達及び搬送を要請するか、指定業者等から調達する。

⑤ 検病疫学調査班

(ア) 避難所等における感染症等の早期発見

(イ) 感染症予防に必要な防疫指導等の実施

⑥ 健康診断班

(ア) 避難所等における健康診断の実施

(イ) クラッシュシンドローム患者の発見及び医療機関への収容

(ウ) 風邪等に罹患した市民に対する受診指導（特に、高年者や障がい者、幼児等は抵抗力が弱まっているので、肺炎等に注意する。）

(エ) 被災者に対する保温、うがいや手洗いの励行及びマスクの着用等の保健指導

(オ) 避難所等への巡回栄養相談（高血圧等の慢性疾患により避難所の配付食料を食べられない者及び避難所の食事だけでは栄養が不足する者への配慮）

第5 避難所における衛生管理

- ・ 食品衛生活動

市は、越谷保健所と協力して、各避難所を巡回し、食品に係る衛生状態の確認及び必要な衛生指導を実施する。また、被災地における食中毒の発生を防止するため、必要があると認められた場合は、食品の衛生監視を越谷保健所及び春日部保健所食品監視担当に要請する。

食品衛生の活動項目としては、

- ・ 救援食料等の保管及び取扱いに関する衛生啓発と食品取扱施設の衛生監視及び指導
- ・ 避難所における食品衛生の保持に関する指導及び不良品の排除
- ・ 飲料水の衛生管理に関する指導
- ・ ペット動物の飼育に関する指導
- ・ 食中毒発生時の処置

などが考えられる。

第6 ボランティアの要請、受入れ 【自治文化部、総務部】

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、ボランティアの動員・労務者の雇上げが必要な場合における近隣の者の協力等を確保し、労務供給の万全を図る。

1 ボランティアの活動体制の確立【自治文化部】

混乱した状況下と対策要員の不足した中で、ボランティアの積極的な活用を図ることによって、被災者の生活を支援していく。

(1) ボランティアの受入体制の確立

市は市社会福祉協議会の協力を得て災害ボランティアセンターを設置する。

ア 災害ボランティアセンターの設置

(ア) 設置場所： 獨協大学内

(イ) 運営主体： 市及び市社会福祉協議会

イ ボランティアコーディネーターの選任

ボランティアコーディネーターは、ニーズの取りまとめ、募集対象の決定、派遣先・派遣人数の調整等の業務を行う。

コーディネーターは、ボランティア団体の長又は市社会福祉協議会のボランティア担当者を充てる。

ウ 職員の確保

(ア) 災対本部への応援要請

(イ) ボランティアの協力

(2) ニーズの把握

市災害ボランティアセンターは、避難所、活動現場からのニーズを把握し、ボランティア不足が生じたときは、県ボランティアセンターに伝達する。

(3) 募集

市又は市社会福祉協議会は、県ボランティアセンターを通じて、報道機関の協力を得て、必要なボランティアを募集する。

(4) 受入れ（災害ボランティアセンター）

- ① 多数のボランティアを受け入れるために、民間のボランティアセンターと連携を取りながら進めていく。
- ② ボランティアに対する活動拠点の指示
- ③ 宿泊場所のあっせん及び食料の支援
- ④ ボランティア保険の加入
- ⑤ 行政情報の提供（避難所情報、物資情報、交通情報）

- ⑥ ボランティア名簿の作成
- ⑦ 特殊技能を有するボランティアについては、それぞれの担当機関・団体で受入体制を整えてもらうように依頼する。

(5) ボランティアに対する支援活動

- ① ボランティア自身に対する各種相談
- ② 行政やボランティア同士の連携強化
- ③ 事務用品の提供

2 労務者の雇上げ【総務部】

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するための活動要員が不足し、又は特殊作業のための労力が必要なときは、労務者を雇用する。

雇用は、総務部から県を通じて職業安定所に要請する。

雇用に係る賃金については、地域における通常の実費程度を負担する。

3 労務応援要請

総務部は、活動人員やボランティアの人員が不足し、又は労務者の雇用が不可能なときは、次の事項を示して、県に応援要請する。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 作業場所
- ③ 作業内容
- ④ 人員
- ⑤ 従事期間
- ⑥ 集合場所
- ⑦ その他、参考事項

第7 応急住宅対策【都市整備部】

災害によって住家が被害を受けた者に対する、仮設住宅及び一時入居施設を提供する。

1 応急仮設住宅の建設

災害によって住家が滅失又は破損し、居住する住家を得られない者を收容するため、応急仮設住宅を建設する。

(1) 供給対象世帯の把握

供給の対象となる世帯は、次に示すとおりである。

- ① 住家が倒壊又は流失した被災者
- ② 居住する住家が無い被災者
- ③ 自らの資力では住家を確保できない被災者
- ④ 被災時に市内に居住していた者（住民登録の有無は問わない。）

なお、福祉事務担当者、民生及び児童委員等が選考に当たり、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、災害時要援護者及びペットの飼育状況等に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも配慮する。

(2) 設置主体

応急仮設住宅の設置は、災害救助法の適用後は県が行い、市はこれに協力する。

ただし、災害救助法が適用されない場合で、市長が特に必要と認めた場合は市が設置する。

(3) 建設場所

被災者が相当期間居住することを考慮し、交通、上下水道、教育、保健衛生、地域のコミュニティ等を考慮の上、原則として公有地を建設場所とする。

(4) 応急仮設住宅の建設

ア 災害救助法適用後、市長が必要と認めた場合は、直ちに県知事に要請する。

イ 災害救助法適用前、又は、その後の状況により市が設置する場合は、災对本部の決定に基づき、都市整備部が建設する。

ウ 応急仮設住宅建設の留意点は、次のとおりである。

- (ア) 設置開始時点及び戸数は、災害の状況に応じてその都度決定する。
- (イ) 住宅の形式は、災害の状況に応じてその都度定めるが、原則としてプレハブ住宅とする。
- (ウ) 建設資材は、原則としてプレハブ建設業者等を通じて速やかに調達し、これらの業者が施工する。

エ 建設に当たっては、次の事項等について高年者や障がい者に配慮する。

- ・ 段差の解消
- ・ 手すりの設置
- ・ 温度対策
- ・ 急病等に備えた通報装置の設置
- ・ 寮形式の地域型仮設住宅の建設

(5) 入居者の選定

県が入居者の選定を行う場合は、本市は県に協力し、本市が入居者の選定を行う場合は、災害の状況に応じて選考基準を定め、り災者の被害の程度、住宅困窮の状況、資力、その他、を審査して選考する。

(6) 仮設住宅の管理

ア 県が管理するものについては、市はこれに協力する。

イ 市が管理する場合は、入居期間、使用条件、その他の必要な事項を定めて都市整備部が管理する。

ウ ボランティアの協力を求める。

(7) 災害時要援護者への配慮

ア 民生委員、児童委員及びボランティア等による巡回相談、情報提供、入浴サービス等の実施

イ 医師会、保健所及び福祉機関等との連携と協力による巡回健康診断及びメンタルケアの実施

2 一時入居施設の確保

都市整備部は、被災者の一時入居施設を確保するため、次の項目について県災害対策本部住宅対策部に応援要請を行う。

- (1) 公営住宅のあっせんと、受付要員の派遣
- (2) 民間賃貸アパート等の借上げ（仮設住宅として）
- (3) 企業等の社宅の借上げ

第8 被災住宅の応急修理【都市整備部】

災害によって住家が半壊し、自己の資力で応急修理のできない者に対して、居室、便所、炊事場等の日常生活に欠くことのできない部分について必要最小限の応急修理を行う。

1 要修理対象住宅の把握

市民からの申込み、被害情報の収集に基づき把握する。

2 実施主体

住宅の応急修理は、災害救助法適用後は県が行い、市はこれに協力する。

災害救助法が適用されない場合で、市長が特に必要と認めた場合は市が実施する。

3 修理の対象

修理の対象は、災害により住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自己の資力では応急修理ができない者とする。

4 修理の基準

日常生活に必要欠くことのできない部分について、最小限度の応急修理を行う。

5 修理の方法

(1) 応急修理は、居室、炊事場、便所等の生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。

(2) 応急修理の対象数の算定は、世帯をもって行う。ただし、同一住家に2以上の世帯が同居している場合は、これを1世帯として扱う。

(3) 市長は、住家の応急修理を実施する場合は、その責任者を定め、次の帳簿類を整備、保管する。

ア 救助実施記録日計票

イ 住宅の応急修理記録

ウ 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等

エ 住宅の応急修理関係支払証拠書類

6 修理住宅の選定

県が修理住宅の選定を行う場合は、都市整備部が被害程度の調査等により選定に協力し、市が実施する場合は、都市整備部が被害程度を調査の上、選定する。

第9 文教対策

この対策は、本市における市立小中学校及び保育所の災害（風水害）対策として、災害の応急対策及び復旧を通じて、児童・生徒・園児の生命及び身体の安全と教育活動の確保を図るものとする。

1 文教施設の応急復旧【教育総務部】

建物が暴風・豪雨・洪水等、風水害に見舞われ重大な被害を受けた場合は、教育総務部に技術職員等の応援要請を行った上で建物の風水害による被災度区分等を調査し、校舎再建・仮校舎建設等の計画を立てるとともに、状況に応じて使用禁止等の措置を行い、二次災害の防止に努める。

修繕で対応できる被害の場合は、被害の程度を十分に調査し、ガラス修理、給排水設備の改修等の応急整備を実施する。

2 応急教育【教育総務部】

応急教育は、児童・生徒の精神的安定を確保する観点から実施する。

(1) 応急教育

ア 児童・生徒の安否確認

教職員は、避難者の受入れとともに、児童・生徒の安否確認を実施する。

学校内における児童・生徒の救護は、原則として当該学校医、養護教諭等が当たる。学校長は、清掃、飲料水等の衛生に留意する。また、児童・生徒の健康診断、衛生指導等が必要な場合は、教育総務部に要請する。

イ 授業再開

校長は、児童・生徒や家族の被災、校舎の損壊、交通機関や水道・ガス等の復旧状況等を考慮して、教育総務部及び関係機関と協議の上、授業を再開させる。

また、授業再開の方法としては、臨時校舎方式、近隣校の合併方式、近隣校への分散方式、臨時通学区域方式等を組み合わせ、昼間二部授業、時差通学、短縮授業、家庭学習等の方策を検討して実施する。

授業再開に際しては、登下校の安全を期するよう留意し、指導に当たっては健康安全教育及び生活面の指導に重点を置くこととする。

特に、児童生徒の心のケアに十分配慮する。

教職員が不足した場合は、教職員組織の編成替えや出務、民間の教員免許所

有者の動員によって対処することとする。

ウ 転校手続

授業の再開見込み困難、その他の理由により県内外へ転校する児童・生徒が多数にのぼる場合は、転校手続きの円滑化のために、教育総務部及び関係機関に手続きの簡素化、弾力化を要請する。

エ 避難場所となっている学校等の被災者への対応と授業の確保

(ア) 被災者への対応

発災後しばらくは、教職員は「避難所班」やボランティア等と連携を図りながら避難者の対応に当たるが、その後、学校運営と避難所運営の役割分担を明確にする。

(イ) 授業の確保

被災者の生活再建の進展に伴う避難者の縮小に応じて段階的に教室を確保し、授業を再開する。

(2) 給食等の措置

ア 学校給食施設・設備が被災した場合、速やかに応急処理を行い給食実施に努める。

イ 保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。

ウ 学校給食施設は、被災者用炊き出しにも供されるため、学校給食及び炊き出しの調整を図る。

エ 衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症、食中毒の発生の無いよう努める。

オ 被災児童生徒の給食費は、その申請に基づき準要保護の給食費補助の措置を講じる。

3 応急保育【子ども未来部】

保育園長（民間認可保育所の施設長を含む。）は、暴風・豪雨・洪水等、風水害に見舞われた場合は、園児の安全確保を図るため、次の応急措置を講じる。

(1) 応急保育の実施

ア 保育園長は、園児の被災状況を調査する。

イ 子ども未来部は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講じるものとし、保育園長は、職員及び保護者にその指示事項の徹底を図る。

ウ 保育園長は、救急保育計画に基づく職員の臨時編成を行い、受入可能な園児を保育園において保育する。また、被災により通園できない園児については、地域ごとに実状を把握するよう努めるものとする。

エ 保育園長は、災害の推移を把握し、子ども未来部と緊密な連絡の上、平常保

育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

(2) 育児用品の確保

子ども未来部は、粉ミルク、哺乳瓶、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、幼児用肌着等の育児用品を確保する。また、県を通じて、関係業者に供出等を要請する。

4 被災児童・生徒への支援【教育総務部】

被災児童・生徒等への支援として、次の対策の実施を検討する。

(1) 学用品の調達及び支給

ア 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品をそう失、又はき損し、就学上支障がある児童生徒に対し、被害の状況に応じ教科書（教材を含む）、文房具及び学用品を支給する。災害救助法の適用に至らない災害の場合は、市が実施するものとし、災害救助法適用後は県が実施し、市は、これに協力するものとする。

イ 給与の期間

教科書（教材を含む）は災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品は15日以内に支給する。ただし、交通、通信の途絶等により学用品の調達及び運送が困難な場合は、必要な期間を延長することができる。

ウ 給与の方法

学用品の調達、配分等は、原則として市が行うものとする。ただし市が調達困難なときは、県に調達を依頼するものとする。

教科書については、県が一括調達し市に配給されるので、配分は市が行う。

エ 災害救助法が適用された場合の費用

学用品費の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年県告示第393号）」の範囲内において県に請求できる。

(2) 相談体制

ア 被災児童・生徒の心のケア事業の実施

被災した児童・生徒や保護者の教育相談に応じ、情報の提供や助言・指導を行うため、電話相談窓口を開設して、教育総務部が相談に当たる。

5 社会教育施設等の対策【教育総務部】

(1) 社会教育施設等の応急措置

各施設管理者は、所管の施設が被災した場合、補強・修理等の応急措置を行う。また、避難所、物資拠点として一時使用する場合又は利用者に開放する場合には、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、安全を確認の上使用する。

(2) 文化財に対する措置

文化財の被害状況を把握し、復元、修復等の対策を実施する。

ア 被害状況の調査

災害発生後、文化財の所有者及び管理者等の安否を確認し、文化財等の被害状況を把握する。

イ 被害状況の報告

文化財等の所有者及び管理者等から寄せられた被害状況を整理し、国及び県等の関係機関に報告する。

ウ 文化財の保護措置

応急措置や協力要請等、次の措置により文化財を保護する。

(ア) 応急措置及び現場保存のための支援要請

(イ) 関係機関への応急措置の報告

(ウ) 文化財等の移送及び一時保管

第3章 災害復旧復興計画

各機関は協力して被災地の復旧に努め、安定した市民生活への回復を図るとともに、被災状況を的確に把握し、再度の災害発生の防止や将来の災害に備えるため、公共施設及び都市施設等の改良復旧事業の方針を定め、迅速にその実施を図る。

第1節 生活安定のための措置

第2節 公共施設等の復旧

第3節 激甚災害に関する調査及び
指定の促進

第4節 災害復興の基本方針

第1節 生活安定のための措置

災害により被害を受けた市民の自立復興を促し、安定した市民生活への早期回復を図るため、被災者の支援等について次の計画を実施する。

第1 災害市民相談

第2 被災者の生活確保

第3 農業・中小企業への支援

第4 住宅の建設等

第1 災害市民相談

被災者から寄せられる、多様な生活上の不安等に関する相談に対応できるよう、総合相談窓口を開設し、被災以前の状態への早期回復に対する支援を図る。

1 総合相談窓口の開設 【 市長室、関係各部 】

被災者の様々な不安等の解消を図るため総合相談窓口を開設し、おおむね次のような相談等に対応する。

また、相談等の内容に応じて関係各部との連携を図りながら、柔軟に対応する。

(1) 各種手続の相談

見舞金の交付、資金貸付、税の減免、中小企業者及び農業者への融資等に関する手続についての相談

(2) 専門分野の相談

ア 医療、保健（精神の保健を含む）、福祉、住宅等に関する相談

イ 相談内容に的確に対応するため、国及び県の担当部局と連携し、専門家の派遣等を要請する。また、ライフライン関係者との連携にも配慮する。

(3) 法律上の相談

各種の法律上の相談に対応するため、弁護士等の協力について配慮する。

(4) 情報の提供

被災者が自立を図る上で必要な、様々な情報を集約し、各窓口や電話及び報道機関、広報紙等を通じて市民に提供する。

(5) その他、留意事項

ア 要望等を聞きっぱなしで終わらせることのないようにする。

イ 必要に応じて、避難所への出向及び巡回による相談を行う。

ウ 災害時要援護者に関する相談に対応できる職員を配置する。

2 尋ね人相談 【 市長室、健康福祉部、消防本部 】

(1) 相談窓口の開設

ア 情報の把握

健康福祉部は、警察、消防、医療機関及び各避難所等との連携を緊密にして、被災者に関する情報を収集し、市長室（いきいき市民相談担当）へ報告する。

イ 各機関等の連携

市長室は、健康福祉部から報告される被災者に関する情報を整理するとともに、警察等の関係機関と連携して、被災者情報の把握に努める。

(2) 情報の提供

主に次の手段により、被災者の動向等に関する情報を市民に提供する。その際、適切な個人情報の保護にも配慮する。

ア 新聞、テレビ、ラジオ等のマスコミ報道の利用

イ 臨時広報紙等の発行、避難所への掲示

ウ 災害用伝言ダイヤル（171）利用の広報

3 り災証明の交付【総務部】

(1) り災証明の実施

り災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

(2) り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行うものとする。

全壊、半壊、一部破損、流失、床上浸水、床下浸水

(3) り災証明を行う者

り災証明は、市長が行うものとし、り災証明の発行事務は、災対本部が設置されている場合は、り災証明発行事務会場を設け、総務部市民税課並びに総務部資産税課が担当し、総務部納税課及び収納対策室が補佐する。

なお、災対本部が設置されていない場合は、総務部市民税課窓口で対応する。

(4) り災台帳の作成

被害家屋調査の判定結果、家屋データ、所在地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積した、り災台帳を作成する。

(5) り災証明書の発行

り災証明書は、り災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき市長が作成したり災証明書を、これらの者に発行することにより行うこととする。ただし、1世帯1枚の発行とし、草加市消防関係手数料徴収条例（平成12年条例第8号）第9条第3号の規定により、証明手数料は免除とする。

(6) り災証明書の様式

【資料】

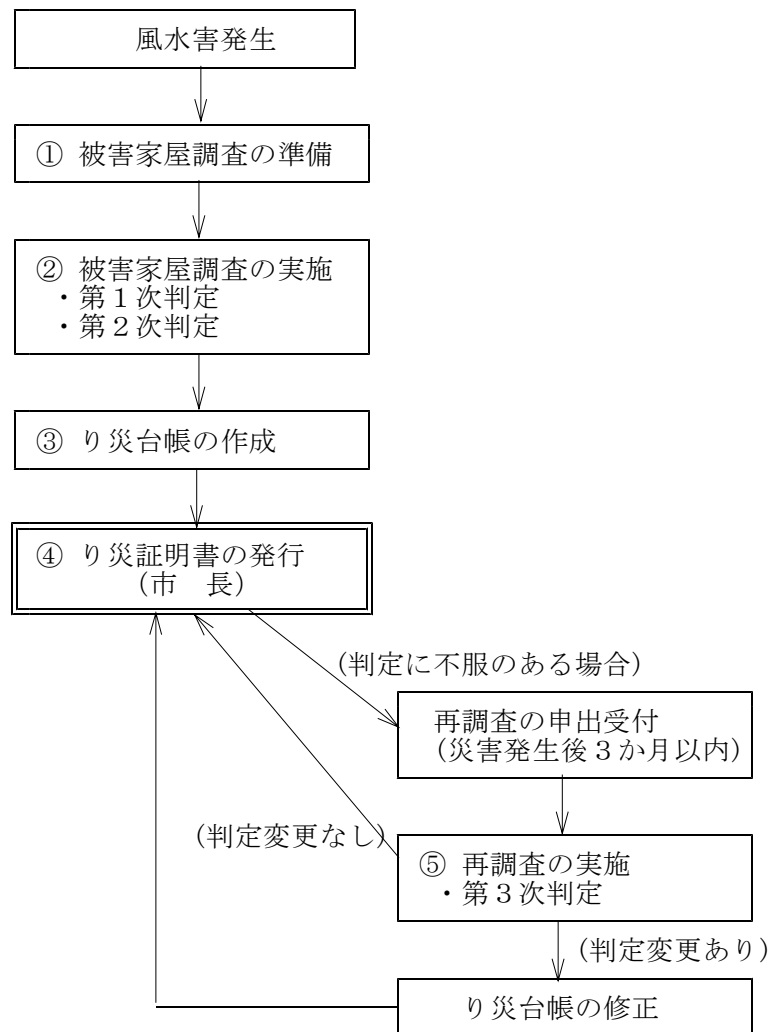
震3-7 り災（申請書受理）証明書及び交付申請書の様式

(7) り災家屋の被害状況判定基準

り災台帳の作成に当たり、り災家屋の被害状況の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成13年6月内閣府）、「浸水等による住宅被害の認定について（平成16年20月内閣府）」に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的に、おおむね1か月以内の状況を基に、被害状況調書（り災台帳）に従って行う。

(8) り災証明発行の流れ

風水害発生から、り災証明書の発行までの処理等の流れは、次の図のとおりとする。



① 被害家屋調査の準備

風水害発生後、被害家屋調査を実施するに当たり、次の準備を行う。

- ア 調査の実施に当たり、調査実施計画を策定するため、市内の家屋の被害状況を把握する。ただし、被災範囲が市全域に及ぶ場合は、必要

に応じて航空写真を撮影する。

イ 調査員の確保

- (ア) ボランティア調査員（民間建築士等）の手配
- (イ) 他市への応援職員派遣要請

ウ 調査備品等の準備

- (ア) 調査携帯品の調達、準備（調査票、土地家屋現況図、住宅地図等）
- (イ) 調査班の編成と調査地区割りの検討
- (ウ) 調査員運搬用車両の確保、手配
- (エ) ボランティア調査員の判定活動における安全管理のための保険制度
- (オ) 他市応援職員等の宿泊場所の確保

② 被災家屋調査の実施

ア 調査体制

- (ア) 総務部及び都市整備部が調査を実施する。
- (イ) 調査は、2人一組で実施する。
- (ウ) 調査員は、市職員（資産税課職員、市民税課職員、都市整備部家屋補償関係職員、建築士）及び建築士等のボランティアとする。

イ 第1次被害家屋調査（第1次判定）

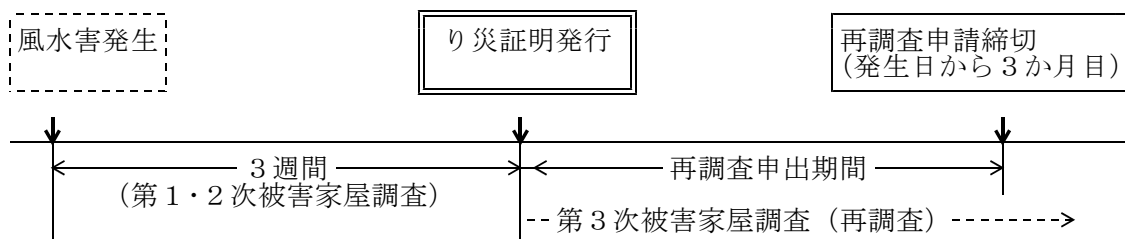
被害家屋を対象に、外観からの目視調査を行い、一見して家屋全部が倒壊している場合又は家屋の一部の階が全部倒壊している場合は全壊とする。全壊と判定したものは調査終了とする。

ウ 第2次被害家屋調査（第2次判定）

被害家屋を対象に、第1次判定で全壊と判定されなかった家屋について、外観目視調査を行う。

※ 規模の大きな建物で、全体をくまなく調査することが困難の場合は、被害が最も大きいと思われる階のみを調査し、全体の損害割合として差し支えない。

エ 調査時期



③ り災台帳の作成

(4)に記載

④ り災証明書の発行

(5)に記載

⑤ 再調査の実施（第3次判定）

被災者は、り災証明の判定結果に不服があった場合又は第1次調査が実施できなかった家屋で、風水害発生日から3か月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。

申出のあった家屋について、迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者へ連絡するとともに、り災証明書の発行とり災台帳の訂正を行う。

(9) 広報と相談窓口の設置

総務部は、り災証明書に関する広報を広報紙や報道機関と連携し、被災者へ周知徹底を図ることとする。また、り災証明書に関する相談窓口を市役所に設置し、り災証明書の発行や再調査の受付、相談を実施する。

(10) 事前対策

り災証明を迅速に発行するため、次の対策を事前に検討し推進する。

ア 被害家屋調査員の登録

職員及びボランティア調査員（民間建築士等）を事前に登録しておく。

イ 判定基準等の研修

資産税課は、県や建築士会の協力を得て、登録された調査員に対し、調査方法や判定基準等の研修を実施する。（調査開始直前研修）

ウ 他市町村の協力体制の確立

風水害発生時、応援を求める他市町村との相互協力体制をあらかじめ確立しておく。

【資料】

震3-7 り災（申告書受理）証明書交付申請書

震3-8 被害状況調書（り災台帳）及び記入例

第2 被災者の生活確保

被災した市民の、生活基盤の速やかな再建を支援するため、災害弔慰金等の支給、災害援護資金及び住宅資金等の貸付、住宅の再建支援等の施策を講ずる。

1 生活福祉資金の貸付け【健康福祉部】

災害によって被害を受けた低所得者等に対して速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度によって、民生及び児童委員、市社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金及び住宅資金の貸付けを行う。

(1) 生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金貸付け

貸付対象者	災害によって困窮し、自立更生のための資金を必要とする低所得世帯
貸付限度	150万円以内 被害の程度によって(2)の住宅資金と重複貸付けが申請できる。 (350万円以内) 災害援護資金の貸付対象となる場合は対象外
貸付条件	償還期間：1年以内据置期間経過後7年以内 利率：年3%（ただし、据置期間中は無利子）

(2) 生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付け

貸付対象者	住宅を増築、改築、拡張、補修又は公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を譲り受ける等のための金を必要とする低所得世帯、障がい者世帯又は高年者世帯
貸付限度	250万円以内
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 利率：年3%（ただし、据置期間中は無利子）

(3) 資金貸付条件の緩和等の措置

災害援護資金、住宅資金は、借入者の自立更生を促進するため特に必要があると認められる場合は、重複して貸し付けることができる。また、被害の状況によって据置期間を2年以内の期間で延長することができる。

なお、この資金は他の資金から借り入れることができない者に対し貸し付けるものである。

2 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け【健康福祉部】

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金であり、本市が実施主体となり、条例に基づき実施する。

□ 災害弔慰金の支給

対象災害	○住家が5世帯以上滅失した災害 (当該市町村で大規模な被災があった場合) →当該被災市町村の区域のみ支給対象 ○住家が5世帯以上滅失した市町村が県内に3以上ある災害 (県内で広域にわたり大規模な被災があった場合) →埼玉県全市町村が支給対象 ○災害救助法が適用された市町村が県内に1以上ある災害 (特に大規模な被災があった場合) →埼玉県全市町村が支給対象 ○災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある災害 (都道府県を超えて特に大規模な被災があった場合) →全都道府県が支給対象
支給対象	①上記の災害による死亡者(3か月以上の行方不明者を含む。) ②住居地以外の支給対象となる市町村の区域内(県外含む。)で災害に遭遇して死亡した者
支給対象 遺族	死亡当時の配偶者(事実婚を含む)、子、父母、孫、祖父母を対象とし、 兄弟姉妹は対象としない。
支給額	①死亡者が遺族の生計を主として維持していた場合 500万円 ②①以外の場合 250万円
費用負担	国1/2 : 県1/4 : 市町村1/4

□ 災害障害見舞金の支給

対象災害	災害弔慰金の場合と同様
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者
支給額	①上記支給対象者が世帯の生計を主として維持していた場合 250万円 ②①以外の場合 125万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様

□ 災害援護資金の貸付

対象災害	県内で自然災害により災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付条件	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ①世帯人員が1人 220万円 ② " 2人 430万円 ③ " 3人 620万円 ④ " 4人 730万円 ⑤ " 5人以上 1人増すごとに30万円を加算 ⑥住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円
貸付け対象となる被害	① 療養期間が1ヶ月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害
貸付限度額	① 世帯主の1か月以上の負傷 限度額 150万円 ② 家財の3分の1以上の損害 " 150万円 ③ 住居の半壊 " 170(250)万円 ④ 住居の全壊 " 250(350)万円 ⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失 " 350万円 ⑥ ①と②が重複 " 250万円 ⑦ ①と③が重複 " 270(350)万円 ⑧ ①と④が重複 " 350万円 ※ () 内は、特別の事情がある場合の額
償還期間	10年(据置期間3年(特別の事情がある場合は5年)を含む。)
利率	年3% (据置期間は無利子)
償還方法	年賦又は半年賦
原資割合	国2/3 : 県1/3

3 被災者生活再建支援制度【健康福祉部】

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。平成11年度から制度化され、平成16年度に居住安定支援制度が創設された。平成19年度に制度改善が行われた。

なお、県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援基金に委託している。

□ 被災者生活再建支援金の支給

対象災害	①災害救助法施行令第1号、第2号に該当する災害が発生した市町村における自然災害 ②10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害 ③100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害				
支給対象世帯	①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯 ②③を除く。）				
支給額					
支給対象世帯	世帯人数	基礎支援金	加算支援金※		
			(ア)	(イ)	(ウ)
①②③に該当	複数	100	200	100	50
	単数	75	150	75	37.5
④に該当	複数	50	200	100	50
	単数	37.5	150	75	37.5
費用負担	国1/2：県1/2				

※加算支援金

- (ア) 住宅を建設、又は購入する世帯
- (イ) 住宅を補修する世帯
- (ウ) 住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯

4 租税等の徴収猶予及び減免等【総務部、関係部】

り災した納税義務者等に対する、税の徴収猶予及び減免等については、地方税法及び市条例等により、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 市税の徴収猶予及び減免

市長は、り災した納税義務者等に対し、法令及び条例等の規定に基づき、申告、申請、請求、その他、書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

□ 期限の延長及び猶予

① 期限の延長（地方税法第20条の5の2、草加市税条例第18条の2）

市長は、災害により、地方税法又は、これに基づく条例に定める申告等その他、書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、災害が止んだ後2か月以内（特別徴収義務者については30日以内）に限り、当該期間を延長する。また、災害が広域にわたる場合は、職権により適用の地域、期日等を指定して当該期間を延長する。

② 徴収猶予（地方税法第15条）

市長は、納税者又は特別徴収義務者が災害により、財産に損害を受け、市税を一時的に納付又は納入することができないと認めるときは、その者の申請に基づき1年以内の期間を限りその徴収を猶予することができる。なお、やむを得ない理由があると認めるときは、更に1年以内の延長を行うことができる。

□ 減免

① 市民税（草加市税条例第51条）

り災した納税義務者本人又は住宅、家財の被災の程度に応じて減免を行う。

② 固定資産税（草加市税条例第72条）

り災した固定資産（土地、家屋、償却資産）の被災程度に応じて減免を行う。

③ 国民健康保険税（草加市国民健康保険税条例第11条の3）

り災した納税者本人又は住宅、家財の被災の程度に応じて減免を行う。

(2) 国税等の徴収猶予及び減免

国及び県は、地震災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他、書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

(3) 国民年金保険料の免除

年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、社会保険事務所に免除を申請する。（国民年金法第90条）

(4) 老人ホーム措置費用の徴収額の減免

災害、その他、やむを得ない理由により費用の徴収額を納入することが困難であると認めるときは、減額又は免除することができる。ほかに、市の高年者施設利用について減免制度がある。(草加市老人ホーム措置費用の徴収に関する規則第5条)

(5) 介護保険料の減免

第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受け、保険料の減免が必要と認められるときは、介護保険料を減免する。(草加市介護保険条例第11条)

(6) 介護保険サービスの利用者負担額の減免

災害により、居宅サービス(予防を含む)、地域密着型サービス(予防を含む)、施設サービス等に必要な費用を負担することが困難であると認められるときは、利用者の負担額を減免する。(草加市介護保険条例施行規則第22条)

(7) 障がい福祉サービス利用料の減額・免除

災害により、障がい福祉サービスに要する費用を負担することが困難な支給決定者(共同生活介護、施設入所支援、共同生活援助又は指定旧法施設支援の支給決定を受けた者(生活保護受給者を除く。))に対し、利用者負担額の減額・免除を行う。(草加市障害者自立支援法施行細則第12条)

(8) 国民健康保険一部負担金の減免(草加市国民健康保険に関する規則第12条)

被保険者が震災、風災害、火災、その他これらに類する災害により、住宅、家財、その他の財産について著しい損害を受けた場合や、事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少したときは、その申請により必要があると認められるものに対し、一部負担金を減免する。

(9) 後期高齢者医療制度に係る一部負担金の減免について

被保険者が、震災、風水害、火災、その他、これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けた場合には、その申請により一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、一部負担金の減免を行う。

(高齢者の医療の確保に関する法律第69条第1項及び施行規則第33条第1項)

(10) 後期高齢者医療保険料の徴収猶予について

埼玉県後期高齢者医療広域連合長は、被保険者又は生計維持者が、震災、風災害、火災、その他、これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたことにより、保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合には、その申請により納付することができないと認められる金額を限度とし6ヶ月以内の期間に限りその徴収を猶予することができる。(埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第17条)

(11) 後期高齢者医療保険料の減免について

埼玉県後期高齢者医療広域連合長は、被保険者又は生計維持者が、震災、風災害、火災、その他、これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合には、その申請により被保険者又は連帯納付義務者のうち必要があると認められたものに対し、保険料を減免する。(埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第18条)

(12) 児童クラブ保育料の減免

災害、その他、やむを得ない理由がある世帯は一部減額又は全額免除する。

(草加市立児童クラブ設置及び管理条例施行規則第10条第2項第4号)

(13) 保育料の減免

保育料負担者が災害により著しい損失を受け、保育料の全部又は一部を負担することが困難であると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。(草加市保育料の徴収に関する規則第4条)

5 生活保護【健康福祉部】

生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査の上、困窮の程度に応じた最低生活を保障する。

6 郵便物の特別扱い【郵便事業株式会社】

災害が発生した場合、その被害状況及び被災地の実状に応じて、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策を実施する。

(1) 郵便関係

ア 被災者に対する郵便葉書の無償交付等

会社は、被災者(法人を除く。)に対し料額印面のついた郵便葉書及び郵便書簡を無償で交付し、又は当該被災地の被災者が差し出す郵便物の料金(特殊取扱の料金を含む。)を免除することができる。(郵便法第18条)

イ 救助用の郵便物等の料金の免除

会社は、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他、総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の物を内容とする郵便物の料金(特殊取扱の料金を含む。)を免除することができる。

第3 農業・中小企業への支援

本市は、風水害により被害を受けた農業者又は団体に対し復旧を促進し、農業生産力の維持増進と経営の安定に向けた各種支援法による融資の円滑化を図るとともに、農業災害補償法に基づき、農業共済団体に対し災害補償業務の迅速、適正化、仮払いにより早期に共済金の支払いができるよう措置を講じる。

なお、融資に当たっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に実施されるよう業務の適正かつ迅速化に努める。また、被災した中小企業に対しては、各種融資制度の周知を図り、再建を促進するものとする。

1 農林業関係融資【自治文化部】

災害によって被害を受けた農林業者又は団体に対して復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、農林漁業金融公庫法及び埼玉県農業災害対策特別措置法条例に基づき融資する。

2 中小企業関係融資【自治文化部】

被災した中小企業は県の経営安定資金災害復旧貸付を利用できる。また、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（中小企業金融金庫、商工組合中央金庫、国民金融公庫）の融資及び県の制度融資、信用保証協会による融資の保証により施設の復旧に必要な資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県は次の措置を実施し、国に対しても要望する。

(1) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金償還期間の特例

激甚災害を受けた中小企業者に対する激甚災害を受ける以前において、小規模事業者等設備導入資金助成法による貸付金（財団法人埼玉県中小企業振興公社が貸与した設備に係る割賦代金を含む。）について、県は償還期間を2年以内において延長することができるものとする。

(2) 保証審査の迅速化

埼玉県信用保証協会に対し、り災者への保証審査の迅速化を要請し資金の円滑化を図るよう要請する。

(3) 資金貸付の簡易迅速化、条件緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いをするよう要請する。

(4) 資金需要の把握

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。

(5) 中小企業者に対する周知

中小企業関係団体を通じ、国、県及び政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知、徹底を図る。

第4 住宅の建設等

災害により住宅を減失した被災者の住居の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図る。

1 災害公営住宅の整備等 【都市整備部】

応急仮設住宅への一定期間居住後の住宅として、自己の資金では、住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を整備するものとする。また、県に対しては、適切な指導・支援を要請するものとする。

2 公営住宅の空き家の活用 【都市整備部】

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当するものについては、同条に規定する公営住宅の入居資格者の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅・公的住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できるよう、県や機構等に要請するものとする。

第2節 公共施設等の復旧

道路、河川等の公共土木施設及び上下水道、電気、ガス、電話、交通等の都市施設は、市民生活の基幹をなすものであり、市民の都市生活上極めて重要な機能を持っている。これらの施設については、被災した施設の原形復旧に併せて、再度の災害発生による被害を防止するため、必要な対策又は改良等を実施するなどの、将来の災害に備える事業計画を策定し、復旧の早期実施を図る。

第1 公共土木施設等の復旧計画

第2 都市施設の復旧計画

第1 公共土木施設等の復旧計画

公共土木施設が災害等により被害を受けた場合は、各施設管理者は、被害状況を調査し復旧に努めるものとする。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を要するものについて、迅速かつ計画的に実施する。

1 基本方針

(1) 復旧事業実施体制

災害によって被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等の活動体制について、必要な措置を行う。

(2) 災害復旧事業計画

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成する。県又は市、その他の機関は、国又は県による費用の一部負担又は補助の対象となる事業について、復旧事業費の決定を受けるための査定計画を作成し、その査定実施が速やかに行われるよう努める。

(3) 緊急査定の促進

被災施設の災害の程度によって、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

(4) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度の災害を防止して速やかに効果を上げるため、関係機関は十分な連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(5) 復旧事業の促進

復旧事業費が決定され次第、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実行効率を上げるように努める。

2 河川

河川が災害等により被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、国・県管理河川については各河川管理者に復旧の依頼を、市管理河川については復旧を行うものとする。特に、公共の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

(1) 堤防の決壊で市民の日常生活に重大な影響を与えているもの

- (2) 護岸等の決壊で破堤のおそれのあるもの
- (3) 河川護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- (4) 河川の埋そくで、流水のそ通を著しく阻害するもの

3 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁、道路付属物等が被害を受けた場合、被害状況を速やかに把握し、公益占用物件等の復旧計画と調整を計り、被害を受けた施設を復旧する。公共の安全確保上緊急に復旧を行う必要がある対象は、次のとおりである。

- (1) 道路、橋りょう、道路付属物の被害により、交通が不可能又は著しく困難であるもの
- (2) 道路、橋りょう、道路付属物の被害で、これを放置することにより、二次災害が生じるおそれのあるもの

第2 都市施設の復旧計画

災害時には、上下水道施設、電気施設、電気通信施設、ガス施設、交通施設などの都市施設に被害が生じることが考えられる。これらの施設は、市民の生活と密着しているものであり、その影響は極めて大きい。このため、これらの施設の機能を一刻も早く回復し再開することが必要である。

1 水道施設

地震発生後、次の優先順位に従い、配水調整等により順次給水区域を拡大しつつ、速やかな復旧に努める。

- (1) 浄配水場施設
- (2) 特に重要と認められる管路及び施設
- (3) 配水管等一般管路
- (4) 給水装置等

2 下水道施設

(1) 下水管渠及びマンホールポンプ施設

速やかに被害状況を調査し幹線管渠を優先的に復旧させ、緊急避難路、緊急輸送路を確保し、順次速やかにその他の管渠及びマンホールポンプ施設の復旧を行い、機能回復を図る。(中川水処理センターとの調整も図る。)

(2) し尿処理

下水道施設の復旧が完了するまでの間、避難所の仮設トイレのし尿は、投入箇所を指定し処理を図る。

第3節 激甚災害に関する調査及び指定の促進

激甚法に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講ずる。

《 激甚災害の指定に係る構成内容 》

第1 激甚災害の指定

第2 特別財政援助額の交付手続等

第1 激甚災害の指定

1 激甚法による財政援助【 総合政策部 】

著しく激甚である災害が発生した場合における、地方公共団体の経費の負担の適正化及び被災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律が制定されている。

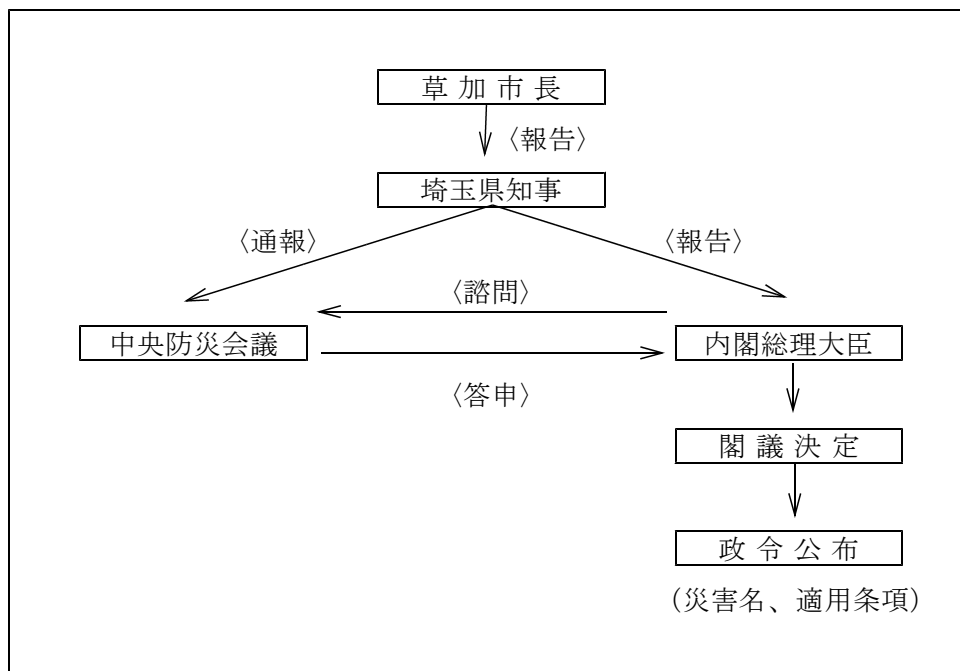
この法律は、激甚災害と指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の助成措置を内容としている。

2 激甚災害指定の手続【 総合政策部 】

市長は、災害が発生した場合は、速やかにその災害の状況及び措置の概要を県知事に報告し、これを受けた県知事は内閣総理大臣に報告する（災害対策基本法第53条）。

内閣総理大臣は、その災害が激甚法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聴いた上で、激甚災害として指定し、その災害に対して採るべき措置を指定する政令の制定により、必要な財政援助措置が採られることとなる。

□激甚災害指定の流れ



3 激甚災害に関する被害状況等の報告【 総合政策部 】

(1) 知事への報告

市長は、市内で災害が発生した場合は、災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、速やかにその被害状況を県知事へ報告するものとする。

(2) 報告事項

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所又は地域
- ④ 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- ⑤ 災害に対する措置
- ⑥ その他、必要な事項

第2 特別財政援助額の交付手続等【 総合政策部 】

市長は激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき調書等を作成し、県知事に提出しなければならない。

《参照》 埼玉県地域防災計画（H19.3） 風水害・事故対策編 第2編 風水害対策編
第3章 災害復旧計画
第3 「災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の種類」

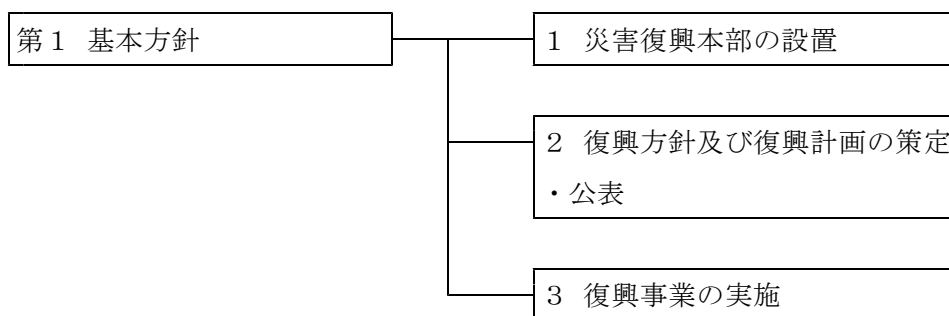
第4節 災害復興の基本方針

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等を、よりよいものに改変する復興計画を速やかに作成し、計画的な復興事業を推進する。

第1 基本方針

風水害によって、本市内の広い地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、市の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、市の復興計画を速やかに作成し、復興事業を推進する必要がある。

ここでは、災害復興を円滑に進めるため、災害復興事業の基本となる方針を定める。



1 災害復興本部の設置 【関係各部】

市は、被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合には、市長を本部長とする災害復興本部を速やかに設置する。

2 復興方針及び復興計画の策定・公表 【関係各部】

市は、災害により大規模な被害を受けたときは、その復興に際し、関係機関等との連携を図りつつ、速やかに災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定し、その内容を市民に公表する。

また、市は災害復興方針に基づき、復興に係る最上位計画として、災害復興計画を策定する。災害復興計画においては、市街地復興に関する計画、生活復興に関する計画、産業復興に関する計画、各事業手法・財源確保・推進体制等を明らかにする。

災害復興計画を策定した場合は、その内容を市民に公表する。

3 復興事業の実施【 関係各部 】

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

市は、被災した市街地で土地区画整理事業の必要があると認められる場合は、建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定を行う。

また、市は被災市街地において、土地の区画形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築を制限する必要がある場合には、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができる。

(2) 復興事業の実施

市は、災害復興に関する専管部署を設置し、災害復興計画に基づき災害復興事業を推進する。事業の実施に当たっては、関係住民に理解を求めるように努める。

第3編 事故災害対策編

第1節 大規模火災対策計画

密集した市街地で火災が発生すると、大規模な火災に発展するおそれがある。
災害に強い市街地の整備、災害に強い体制の整備を推進する。

大規模な火災の発生時は、市及び防災関係機関は、消火、避難に関する活動を迅速に行う。また、公共施設やライフラインの応急復旧活動を実施する。

第1 大規模火災予防

第2 大規模火災対策

第 1 大規模火災予防

1 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成

市は、火災による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化を図り、水面・緑地帯等の計画的確保により延焼防止帯を確保するとともに、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業及び市街地再開発事業等による市街地の面的な整備を推進し、防火地域及び準防火地域の防火性に配慮した地区計画等の的確な指定等を行い、火災に強い都市構造の形成を図る。

また、消防本部は、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図る。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

消防本部は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、消防法に基づく消防用設備等の設置を促進する。

また、事業者は、それらの消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮するように、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行う。

イ 建築物の不燃化

市及び消防本部は、建築物の不燃化を促進するため、次の対策を推進する。

■ 建築物の不燃化の対策

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①都市計画法第 8 条第 1 項第 5 号の規定による防火地域及び準防火地域の指定拡大②市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業、都市防災不燃化促進事業等の実施及び防火帯道路の整備③消防法第 7 条の規定による建築同意制度の効果的な運用④高層建築物等に係る防災計画指導 |
|--|

(3) 火災発生原因の制御

ア 建築物の防火管理体制

消防本部は、学校、工場等収容人員 50 人（病院、劇場、百貨店等 30 人）以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるよう指導する。

防火管理者は、当該建築物についての消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。また、消防本部は、防火管理者を育成するため、防火管理に関する講習会等を開催し、防火管理能力の向上を図る。

イ 予防査察指導の強化

消防本部は、消防法の規定に基づき、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期すよう防火対象物の防火責任者に対して指導する。

ウ 高層建築物等の火災予防対策

消防本部は、高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図る。

エ 火災予防運動の実施

市民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、消防機関は、関係機関の協力を得て年2回春季と秋季に火災予防運動を実施する。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(1) 情報の収集・連絡

ア 情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、関係市町村、関係都県、警察、消防機関等の関係機関との間において、夜間、休日の場合等においても対応できる、情報収集・連絡体制を整備する。

また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビシステム等の画像情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図る。

イ 通信手段の確保

市は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

(2) 災害応急体制の整備

ア 職員の体制

各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

イ 防災関係機関相互の連携体制

市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておく。

(3) 消火活動体制の整備

消防本部は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川水やプール、ため池等についてもその状況を把握し、指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努める。

また、平常時から消防団及び自主防災会等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(4) 緊急輸送活動への備え

市は、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

(5) 避難収容活動への備え

ア 避難誘導

市は、避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から地域住民に周知徹底す

るとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。

また、大規模火災発生時に高年者、障がい者等の災害時要援護者の適切な避難誘導を図るため、施設周辺の自主防災会、ボランティア団体の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制を整備するとともに、避難誘導訓練を実施する。

イ 避難所

避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及を図る。

さらに、密集市街地における大規模火災が発生した場合を勘案し、あらかじめ広域避難地を選定・確保する。

(6) 施設、設備の応急復旧活動

事業者、その他関係機関は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ応急復旧活動を行うための体制や資機材を、あらかじめ整備しておく。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報・広聴体制を整備する。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 訓練の実施

消防本部及び事業者は、大規模火災を想定し、住民参加による、より実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施する。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

消防本部は、事業者が訓練を行うに当たっては、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

3 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

消防機関は、関係機関の協力を得て、年2回春季と秋季に火災予防運動を実施し、市民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時取るべき行動や避難所での取るべき行動等について周知徹底を図る。

また、学校等の教育機関、自主防災会等においては、防災に関する教育の充実に努める。

(2) 防災関連設備等の普及

消防本部は、住民等に対し、消火器や避難用補助具等、住宅用防災機器の普及に努める。

(3) 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者への配慮

関係各部署は、防災知識の普及、訓練を実施する際、高年者、障がい者、外国

人等といった災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。

第2 大規模火災対策

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

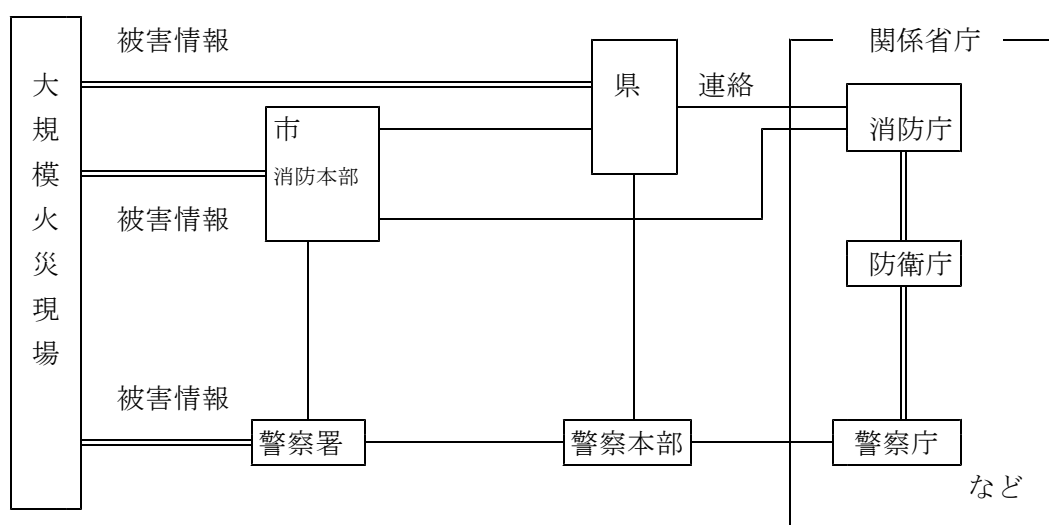
ア 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

イ 大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は、次のとおりである。

[大規模火災情報の収集・連絡系統]



ウ 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

市、県及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行う。

(2) 通信手段の確保

市、防災関係機関は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。また、電気通信事業者は、市等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

2 活動体制の確立

(1) 自衛隊の災害派遣要請

市は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

(2) 市の活動体制

市長は、発災後、火災の規模、延焼拡大の可能性等の状況に応じて、職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し必要な措置を講じる。

また、必要に応じて災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、関係機関等との連携の下、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。

(3) 事業所の活動体制

火災が発生した事業所の防火管理者は、発災後、速やかに火災の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、従業員の非常参集、施設利用者の避難誘導、情報収集連絡体制の確立等必要な対策を講じる。

(4) 広域的な応援体制

市長は、被害の規模に応じて特に必要と認めるときは、知事に応援を要請する。

3 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

(2) 交通の確保

警察や国・県等の道路管理者など、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するとともに、緊急輸送路を確保するなど必要に応じて、通行禁止等の交通規制を行う。

4 避難収容活動

消防本部は、火災発生後随時、火災の規模、延焼拡大の可能性等を検討し、住民の避難が必要と判断した場合は、速やかに、指定避難所から延焼危険の無い避難所を選定し、関係機関に連絡するとともに、相互に協力して延焼危険区域の住民の避難誘導を実施する。

5 施設・設備の応急復旧活動

市及び公共機関は、専門技術を持つ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

6 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 市民及び被災者等への情報伝達活動

市役所及び防災関係機関は、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事

業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高年者、障がい者、外国人等の災害時要援護者に対する配慮を十分に行う。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

第2節 危険物等災害対策計画

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物を取り扱う事業者に対して、法令に基づき施設や設備の維持管理又は改善の指導を行うとともに、高圧ガス、毒物・劇物は検査指導等を行い、事故の予防に努める。

危険物等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、施設管理者は消防機関や警察署等に通報、届出するとともに、二次災害の防止等の応急措置を講ずる。

サリン等による人身被害が発生した場合、市、消防及び警察は必要な職員を動員、配備し、周辺の市民の避難、救出救助、医療救護等に関する活動を迅速に行うとともに、必要に応じて県や自衛隊に応援を受ける。

第1 危険物等災害予防

第2 危険物災害応急対策

第3 高圧ガス災害応急対策

第4 火薬類災害応急対策

第5 毒物・劇物災害応急対策

第6 サリン等による人身被害対策

第 1 危険物等災害予防

《 現況 》

市内の危険物、高圧ガス及び毒劇物の貯蔵・取扱施設の状況は次のとおりである。

□ 危険物施設等の設置状況 (平成20年4月1日現在)

施設区分		数	総数	
危険物施設保有事業所		204	204	
危険物施設	製造所	23	405	
	貯蔵所	屋内貯蔵所		93
		屋外タンク貯蔵所		47
		屋内タンク貯蔵所		6
		地下タンク貯蔵所		88
		移動タンク貯蔵所		37
	取扱所	屋外貯蔵所		5
		給油取扱所		53
		販売取扱所		6
		一般取扱所		47
少量危険物貯蔵所・取扱所			375	
高圧ガス施設	高圧ガス製造所	0	14	
	高圧ガス貯蔵所	14		
毒劇物取扱施設	毒物貯蔵所	32	125	
	劇物貯蔵所	93		

1 危険物

(1) 予防対策

ア 消防本部は、次により危険物製造所等の整備改善を図る。

(ア) 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。

(イ) 立入検査を励行して災害防止の指導をする。

イ 消防本部は、次による危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。

(ア) 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。

(イ) 危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。

(ウ) 法定講習会等の保安教育を徹底する。

ウ 消防本部は、次により施設、取扱いの安全管理を図る。

(ア) 施設の管理に万全を期するため危険物施設保安員等の選任を指導する。

(イ) 危険物取扱いの安全確保のため予防規程の作成遵守を指導する。

2 高圧ガス

(1) 予防対策

- ア 消防本部は、高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査又は基準適合命令を行い、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。
- イ 消防本部は、埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布するなど防災上の指導を行う。
- ウ 消防本部は、高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

3 銃砲・火薬類

(1) 予防対策

- ア 消防本部は、猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう指導又は措置命令を行い、災害を防止し、公共の安全の確保を図る。
- イ 消防本部は、埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故例の配布を行い、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導に当たる。

4 毒物・劇物

(1) 予防対策

- ア 保健所等の関係各機関は、毒物・劇物の製造・輸入・販売・取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。
- イ 保健所等の関係各機関は、埼玉県毒物劇物協会の協力の下に、毒物劇物安全管理講習会等を開催して、毒物・劇物の適正管理などについて防災上の指導に当たる。

第2 危険物災害応急対策

1 応急措置

施設管理者は、災害が発生した場合は、消防機関、警察署、関係機関との連絡を密にし、速やかに次の措置を講じる。

- (1) 危険物の流出及び拡散の防止
- (2) 流出した危険物の除去、中和等
- (3) 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- (4) その他、災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第3 高圧ガス災害応急対策

1 応急措置

(1) 高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成 17 年 3 月 17 日決裁）」に基づき応急措置を実施する。

(2) 施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

ア 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。

イ 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。

ウ 以上の措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の住民に退避するよう警告する。

エ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、もしくは地中に埋める。

オ 災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、市長が基準適合命令を発する。

【資料】

風〇一〇？？埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成 17 年 3 月 17 日決裁）

第4 火薬類災害応急対策

1 応急措置

施設管理者は、消防機関、警備責任者等と連絡を密にし次の措置を講じる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。
- (2) 道路が危険であるか又は搬送の余裕が無い場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等、安全な措置を講ずる。
- (3) 搬出の余裕が無い場合は、火薬庫にあつては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置を採り、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

第5 毒物・劇物災害応急対策

1 応急措置

施設管理者は、消防機関、警備責任者等と連絡を密にし次の措置を講じる。

- (1) 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずる。
- (2) 災害をまぬがれた貯蔵施設等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- (3) 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員・資材確保等の活動体制を確立する。

第6 サリン等による人身被害対策

1 活動体制

市長は必要に応じて、草加市災害対策本部要綱別表第2に規定する各配備を発令するものとする。

市は、当該市域に人身被害が発生した場合においては、法令等の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努めるものとする。

2 応急措置

(1) 情報収集及び報告

市は、当該市域内に人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県及び警察署等に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。

通報を受けた防災関係機関は迅速、確実な原因物質の解明に努め、応急措置を速やかに実施するものとする。

(2) 救出、救助、救急搬送

二次災害の防止を十分に考慮し、消防機関、警察、自衛隊を主体とした救出、救助、救急搬送の活動に当たる。

(3) 立入禁止等の措置

消防機関及び警察は、法令等の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両、その他の場所への立入りを禁止し、また、これらの場所にいる者を退去させる。

(4) 避難誘導

市長、警察官等は、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の住民に対して避難の勧告又は指示を行う。

(5) 汚染除去

汚染除去は、県知事が自衛隊に要請する。

第3節 放射性物質事故災害対策計画

放射性物質の取扱等を規制することは国の所掌事項であるが、放射性物質事故による影響は地域において甚大となることから、関係機関との連携、応急資器材の確保、避難等の事項について定めることとする。

第1 放射性物質事故災害予防

第2 放射性物質事故災害応急対策

第1 放射性物質事故災害予防

1 関係機関との連携体制の整備

市は、放射性物質の輸送中に事故が発生した場合における、国、県、警察、消防、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。

また、市は、放射性同位元素使用施設の管理者と、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等、放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ通報連絡体制を整備する。

さらに、放射性物質事故が発生した場合の職員の非常参集体制を整備するとともに、活動手順や資器材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について、職員への周知を図る。

2 緊急被ばく医療機関との連携

市は、県があらかじめ把握する放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する医療機関等との連絡体制を整備しておくものとする。

3 資器材の確保

市及び消防機関は、放射性物質事故に備えて、救急・救助活動に必要な放射線防護資器材の整備に努めるものとする。

4 避難収容活動への備え

市は、放射性物質事故が発生した場合の避難収容施設を、あらかじめ検討・指定するとともに、市民に周知する。

□ 放射性同位元素取扱事業所一覧表

(20年4月現在)

NO.	事業所名	所在地	品名	数量	保管方法	届出年月	防護服・測定器	放射線取扱部署
1	関東化学(株)草加工場	稲荷1-7-1	硝酸トリウム	1.85kg	ポリ瓶	H6/4	サーベイメーター	試業生産技術第2課 931-1331
2	クレシア東京工場(株)	松江4-2-16	147PM	12.95GBp	密封	H11/10	ポケット線量計 サーベイメーター フィルムパッチ	技術部 931-1151
3	日本大昭和板紙(株)	松江4-3-39	クリプトン85	15.54GBp	密封	S57/1	サーベイメーター ポケット線量計	動力課 931-9571
			クリプトン85	15.54GBp	密封	S59/5		
			クリプトン85	9.25GBp	密封	H7/12		
			クリプトン85	37.0GBp	密封	S60/5		
4	平岡織染(株)草加工場	松江4-1-8	クリプトン85	1.48GBp	密封	H10/4	品質管理課 931-5113	
5	産業分析センター	谷塚町405	ニッケル63	0.555GBp	密封	H6/7	業務課 924-7151	

備考：(1)数量の単位は、草加市の消防活動上支障を生ずる物質の指定第2条の規定に基づく届出のとおり。

(2)MBpは、メガベクレルのことをさし、またGBpとは、ギガベクレルをさし、メガベクレルの1,000倍のことをさす。

(3)上記の事業所にあつては、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年6月10日法律第167号)第21条の規定に基づき、放射線障害予防規定を作成(変更の場合も含む。)し、科学技術庁長官に届け出なければならない。

(4)その他、同法律第22条(教育訓練)、第23条(健康診断)、第24条(放射線障害を受けた者等に対する措置)、第25条(記帳義務)等が定められている。

消防署救助隊装備品：放射能防護服 (株)倉本産業製 2着
放射線測定器 アロカ(株)製 1台
理研計器製 1台

第2 放射性物質事故災害応急対策

1 応急活動体制

(1) 消防機関等の対応

放射性物質等輸送事故の通報を受けた消防機関は、直ちにその旨を市長、消防庁及び県に報告し、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救急救助等の必要な措置を講ずる。

(2) 本市の対応

ア 災害対策本部の設置

市長は、事故発生の報告を受け、必要があると認めた場合は災害対策本部を設置し、県知事に設置状況等を報告する。

イ 自衛隊の災害派遣要請

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

ウ 広域的な応援体制の確立

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、協定市区町村等に応援要請を行い、広域的な応援体制を確立する。

2 情報の収集連絡体制

(1) 事故情報の収集連絡

事業者等から収集した重要な情報については、市長に報告するとともに、県及び警察、防災関係機関等に連絡する。

(2) 応急対策活動情報の連絡

市長は、応急対策の活動状況等及び応援の必要性等を県に連絡する。

(3) 通信手段の確保

市長及び防災関係機関は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保する。

また、電気通信事業者は、県及び市町村等の防災関係機関の通信を優先的に確保する。

3 消火活動

消防署長及び消防団長は、県職員、事業者、専門家からの情報及び意見をもとに、消火活動方法の決定及び安全性の確保を行い、迅速に消火活動を行う。

4 原子力緊急事態宣言発生時の対応

(1) 災害対策本部の設置

草加市が、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第15条に規定する、原子力緊急事態宣言の緊急事態応急対策を実施すべき区域に指定された場合、市長は、市災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言の解除がなされたとき、又は原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、市長は災害対策本部を閉鎖する。

5 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

市長は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し安全が確保された後に傷病者を搬送する。

(2) 交通の確保

現場の警察官、関係機関等からの情報を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

交通規制に当たっては、警察と密接な連絡を取り、特に、文部科学省及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先する。

6 避難活動

(1) 退避、避難等の基本方針

内閣総理大臣が原災法に基づき原子力緊急事態宣言を発出し、屋内退避又は避難に関する指示があったとき、若しくは核燃料物質等の放射線被ばくから市民を防護する必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の勧告又は指示の措置を講ずる。

これらの屋内退避、避難等の措置についての指標は下表に示したとおりである。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、更に高年者、障がい者、外国人、その他の災害時要援護者にも十分配慮する。

(2) 警戒区域の設定

ア 警戒区域の設定

市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報や専門家の助言等に基づき、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定する。

イ 屋内退避、避難等の実施の指示

市長は、警戒区域を指定した場合、県知事に報告し、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避又は避難の措置を市民に講ずるよう指示等をする。

なお、市域を越えてこれらの退避又は避難を行う必要が生じた場合においては、市長は県知事に対し、受入先の市町村が収容施設の供与及びその他の災害救助を実施するよう要請する。

ウ 関係機関への協力の要請

市長は、警戒区域を設定したとき、警察、その他の関係機関に対し、協力を要請する。

(3) 退避、避難等の実施

市長は、屋内退避対象地域の市民に対して、防災行政用無線等を通じ自宅等の

屋内に退避する等、必要な指示をする。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障がい者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずる。

(4) 災害時要援護者への配慮

乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障がい者等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮する。

7 規制措置

(1) 飲料水、飲食物の摂取制限

市長は、警戒区域を指定した場合等、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じて当該区域等における飲料水、飲食物の摂取制限を行う。

(2) 解除

市長、事業者及び消防機関等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題が無いと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言の解除があったときは、交通規制、避難又は退避の指示、警戒区域、飲料水や飲食物の摂取制限等の各種制限措置の解除を行う。

8 被害状況の調査等

(1) 被害調査

本市は県の指示に基づき、次に掲げる事項に起因して被災地の市民が受けた被害について調査する。

被害調査項目

- | |
|---|
| 1) 退避、避難等の措置
2) 立入禁止措置
3) 飲料水、飲食物の制限措置
4) その他、必要と認める事項 |
|---|

9 事故情報の収集連絡

事業者等から受けた情報について、県、警察及び防災関係機関等に連絡するとともに、市長に状況を報告する。

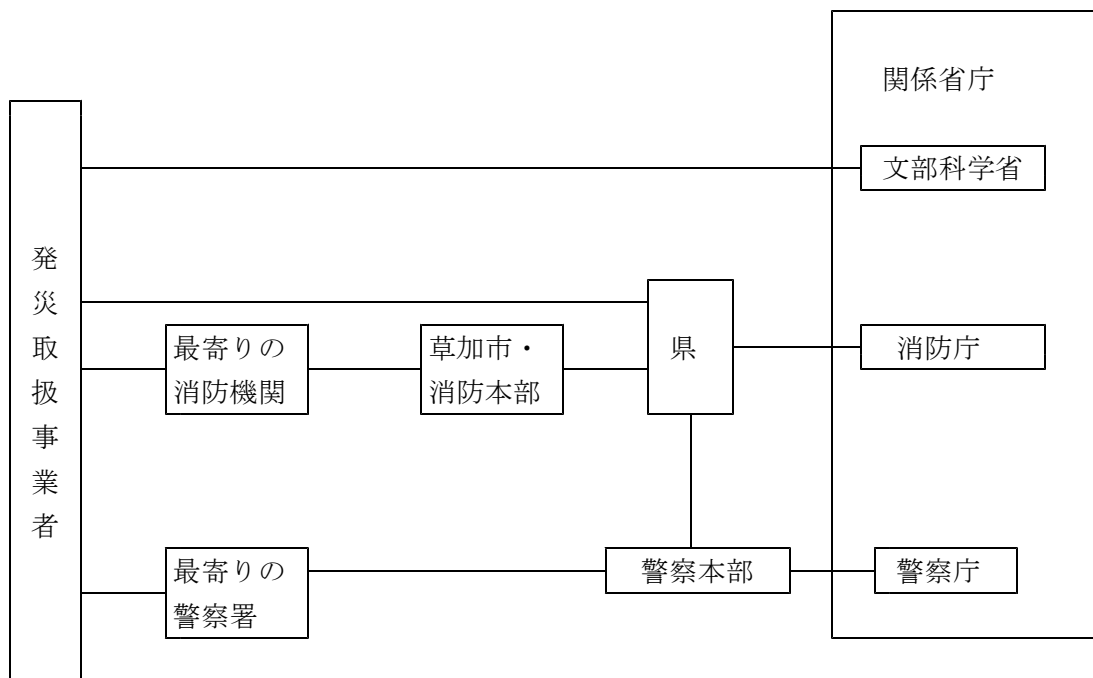
事故情報収集連絡内容

- | |
|---|
| ・ 事故発生の時刻
・ 事故発生の場所及び施設
・ 事故の状況
・ 気象状況（風向、風速）
・ 放射性物質の放出に関する情報
・ 予想される災害の範囲及び程度等 |
|---|

・その他、必要と認める事項

1 0 事故情報の収集連絡系統

放射性物質取扱施設等における事故情報の収集連絡系統は以下のとおりである。



1 1 応急対策活動情報の連絡

県に応急対策の活動状況等を連絡するとともに、応援の必要性等を併せて連絡する。

1 2 通信手段の確保

事故発生後、直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保する。

第4節 道路災害対策計画

地震や水害、その他の理由により橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

第1 道路災害予防

第2 道路災害応急対策

第1 道路災害予防

1 道路の安全確保

(1) 道路交通の安全のための情報の充実

市は、熊谷地方気象台が発表する気象、地震等に関する情報を有効に活用するため、その情報を活用できる体制を整備しておく。

また、市は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備する。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者には災害発生危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備する。

(2) 道路施設等の整備

ア 危険箇所の把握

市は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前設定し、交通関係者並びに地域住民や道路利用者へ広報する。

イ 予防対策の実施

市は、以下の各予防対策に努める。

(ア) 道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。

(イ) 道路における災害を予防するため、必要な施設整備を図る。

(ウ) 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制整備に努める。

また、市は、災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努める。

ウ 資機材の整備

市は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておく。

2 情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、関係市町村、関係都県、警察、消防機関等の関係機関との間に情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

(2) 通信手段の確保

市は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政用無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

3 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制の整備

市は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、災害発生現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前に関係機関との連携を強化しておく。

4 緊急輸送活動体制の整備

道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、市は発災時の道路管理体制の整備に努める。

5 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

広報担当は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。また、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成する。

第2 道路災害応急対策

1 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

市は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。

(2) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

市及び県、防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。また、電気通信事業者は、県及び市の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

2 活動体制の確立

市は、災害発生後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

市は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携の下、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。

また、草加市建設業振興会と草加環境事業協同組合（以下「協力事業体」という。）と締結している「災害時における応急対策業務に関する協定」（以下「災害協定」という。）に基づき災害応急対策業務の協力を要請する。

3 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

市は、県と協力し車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

また、災害協定に基づき、協力事業体に対して道路の緊急点検、損壊箇所の修復及び障害物の撤去等を要請する。

4 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

市は、県及び防災関係機関と相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高年者、障がい者、外国人等といった災害時要援護者に対して十分に配慮する。

(2) 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の

情報を積極的に伝達する。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、災害発生後やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

第5節 鉄道災害対策計画

市域における列車の衝突、脱線、てん覆、その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道事故発生時における応急救助対策について定める。

第1 鉄道事故対策

市は、軌道内、駅構内等の鉄道敷地内において、鉄道事故災害対策活動を実施する場合は、鉄道事業者の承諾を得て、その指示に従い、活動の安全を確保した後、実施する。

また、鉄道敷地外においての鉄道事故対策活動に当たっては、必要に応じて、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得るよう努める。

1 連絡通報体制

市は、市域内に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害対策活動に関する、市のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

2 避難誘導

市は、鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、鉄道事業者に協力して避難誘導の支援を行う。

なお、避難誘導の際は、高年者、障がい者、乳幼児等の災害時要援護者の優先等に配慮する。

3 救出・救助

市は、消防機関を主体とした救出・救助活動の実施と併せて、「鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書」等に基づき、列車運行状況、監視員配置状況、電源遮断状況等の救出・救助活動の安全に関する情報を収集し、活動現場へ遅滞なく通知して活動隊員の安全を図るとともに、警察等の関係機関との相互情報交換を緊密にする。

【資料】

震6-4 鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書

4 医療救護

市は、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう、県及び関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

5 応援要請

鉄道事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。

第6節 航空災害対策計画

航空機の墜落等により、多数の死傷者を伴う事故が市内に発生した場合に、迅速に対応するための対策について定める。

第1 活動体制

市は、市域内で航空機による事故が発生した場合、法令等の定めるところより、他の市町、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

第2 応急措置

1 情報の収集

市は、市域内に航空機による事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめ、県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。

2 避難誘導

市は、航空機による事故が発生し、乗客等生存者の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高年者、障がい者、乳幼児等の災害時要援護者を優先して行う。

3 災害現場周辺の住民の避難

航空機による事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は避難の勧告又は指示を行う。

4 救出・救助

市は、消防機関を主体とした救出・救助活動に当たるとともに、協力者の動員を図る。また、警察等と連携して救出・救助活動を進め、危険箇所等の監視等を行う。

5 医療救護

市は、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう、県及び関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

6 消火活動

航空災害は、市街地に墜落した場合には、火災面積が広域に及ぶ危険性が有り、集団的死傷者の発生が予想されるので、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとし、消防機関を主体とした活動を市が行う。

7 応援要請

航空機による事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は、相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。

第7節 雪害予防計画

大雪による被害から交通、通信及び電力供給等の確保を図り、主として降雪時における都市機能を維持し、県民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るための予防対策について定める。

第1 雪害予防対策

1 道路交通の確保

道路交通を確保するため、関係機関は除雪体制を整備するとともに、降雪による交通規制等の状況を収集し、周知を図る。

2 鉄道輸送の確保

鉄道輸送を確保するため、鉄道機関は融雪用資材の保守点検、降雪状況に応じた除雪作業、凍結防止のための列車の運行及び要員の確保を充実させる。

3 通信及び電力供給の確保

通信及び電力供給を確保するため、関係機関は降雪対策用設備、機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪作業及び要員の確保を充実させる。

第8節 文化財災害対策計画

市内の文化財を正しく後世に伝えるため、災害からの保護対策について定める。

第1 文化財災害対策

1 予想される災害

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、風水害、地震、火災、落雷などにより失われることが予想されるが、そのほとんどが火災によって失われているのが現状である。

2 文化財の防火対策

市民の財産である文化財を火災等から保護するため、文化財の所有者・管理者と連携し、必要に応じて次の事項に対し助言、指導等を行うものとする。

(1) 火災予防体制

- ア 防火管理体制の整備
- イ 文化財に対する環境の整備
- ウ 火気使用の制限
- エ 火気の厳重警戒と早期発見
- オ 自衛消防と訓練の実施
- カ 火災発生時における措置の徹底

(2) 防火施設の整備

- ア 火災報知設備及び非常警報設備等の整備
- イ 消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等の充実
- ウ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備

3 防災意識の啓発

次により防災意識を高める。

- (1) 文化財に対する防火思想の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動
- (2) 所有者・管理者に対する啓発

4 被害状況の報告

文化財等の所有者及び管理者等から寄せられた被害状況を整理し、国及び県等の関係機関に報告する。

第9節 大規模感染症対策計画

細菌やウイルスなどの病原体が体内に入って増殖し、熱や呼吸困難などの症状を起こすことを感染症という。最近の医学・医療の進歩、衛生水準の向上にもかかわらず、新たに発生する感染症や、一時は減少していた患者発生が最近に至って増加する感染症は後を絶たない。特に、平成19年から指定感染症に指定されている高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）は、ヒト—ヒト感染をする新型インフルエンザに変異して急速な世界的大流行（パンデミック）を起こす可能性が懸念されている。

感染症対策は、厚生労働省の所管として、一般に防災対策に区分されていないが、新型インフルエンザ等の大規模感染症の場合は、広範囲にわたる重大な健康被害のみならず、深刻な社会的機能の混乱を引き起こすおそれがあり、その市町村レベルにおける対策は、他の防災対策に準ずる内容となることから、本防災計画に大規模感染症対策を加え、当面最も懸念されている新型インフルエンザに焦点を当てて記述する。他の感染症でパンデミック又はそれに準じるものが発現した場合は、本計画を参考に、適合する内容に仕立て用いるものとする。

第1 大規模感染症予防

第2 大規模感染症対策

第1 大規模感染症予防

新型インフルエンザは、鳥インフルエンザが感染を繰り返すうちに変異して発生することが想定されている。また、通常のインフルエンザとの交雑が変異を促進するおそれも指摘されている。その点から、予防対策の第一の柱は、個々の市民がインフルエンザに極力かからず、また、流行を抑えてウィルスの世代交代と交雑の機会を減らし、変異の確率を下げることにある。また、パンデミックとなった場合に備えての準備態勢を整えることが第二の柱となる。

市は、国及び県の指定する危機管理レベル等にとり、県とよく連携を保ちながら予防対策を講じる。

1 インフルエンザり患の防止

市は県等と連携し、各種機会を捉えて、市民にインフルエンザの予防を呼び掛ける。

個人レベルのインフルエンザ予防策は次のとおり。

(1) 感染の予防

ア 感染者

インフルエンザは感染者の咳、くしゃみ、唾などの飛まつに含まれるウィルスを吸入して感染する。そのため、感染症状のある人はマスクの着用及び手洗いを励行し、咳をする場合はティッシュなどで口、鼻を押さえ、人のいない方向を向き、他の人から1 m以上離して行うなど、「咳エチケット」を守り、感染の拡大の抑制を図る。

イ 未感染者

(ア) 日常の予防措置

市民は外出後のうがいや手洗いを日常的に行い、流行地への渡航、人混みや繁華街への外出を控える。また、十分に休養を採り、体力や抵抗力を高め、日頃からバランスよく栄養を採り、規則的な生活に心掛ける。

(イ) 予防接種

新型インフルエンザとの重複感染を予防するために麻疹（はしか）や通常のインフルエンザ等、発熱性の疾患について法に基づく定期の予防接種又は任意の予防接種を行う。

(ウ) 関連情報の取得

日頃からの準備が大切であることを理解し、今後の状況に注意する。

2 パンデミックへの備え

(1) 市の準備

市は新型インフルエンザがパンデミックとなった場合に備えて、次の準備を行う。

ア 独居家庭等の把握

市は町内会等と連携して独居家庭や高齢者世帯、障がい者の世帯等新型イン

フルエンザの感染で生活に支障を来すリスクの高い世帯の把握に努める。

イ 防護具・資財の備蓄

市は新型インフルエンザの在宅患者を見回るために必要な個人防護具・資材のリストアップと必要となる備蓄量の把握を行い、必要な場合は備蓄を開始する。

ウ 情報の収集及び提供

情報を収集し、県の保健所との連携の下、地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できる体制を整える。また、感染者の社会的な差別や偏見が起こらないように、感染症は誰にでも患する可能性があること等、広報等を通じて住民に啓発する。

エ 食料等の配達の準備

新型インフルエンザの発生時には市民の外出も最低限まで控えることが推奨され、特に感染者周辺地域の住民に自宅待機を要請する場合もある。また、需要の急激な拡大等から食料等の生活必需品の入手も困難になることも考えられる。そのような場合に備えて生活必需品の効果的な市民への配達等の手順を検討する。

(2) 市民の準備

ア 家庭における対応計画

次のような事項について、あらかじめ家庭内で役割分担を相談し方針を決めておく。

- ・ 本人、家族が感染して一定期間の自宅待機になった場合
- ・ こどもの学校が長期に休みになった場合
- ・ 勤務状況の変更が余儀なくされた場合

イ 家庭における備蓄

パンデミックになると、生活に欠かせない活動に影響が出ることも想定され、感染を防ぐためには不要不急の外出を差し控えることが原則であることから、災害時と同様に外出しなくても良いだけの最低限（2週間程度）の食糧・日用品等を準備する。

ウ 予防接種の実施

インフルエンザの流行時期には、り患予防又はり患時の重症化を防止するため、自ら進んで予防接種を行う。

第2 大規模感染症応急対策

ヒトーヒト感染（新型インフルエンザ）発生時以降に取るべき対応は国、県とよく連携して推進していくものとする。

1 市の行う対策

(1) 情報提供

県と連携して市民の混乱を避けるために、必要不可欠な情報を適宜提供する。
また、根拠のない虚偽の噂情報や差別につながる情報を助長しないように監視し対応する。

(2) リスクの高い世帯への見回り

市は町内会等と連携して、先に把握した独居老人、その他の、新型インフルエンザへの感染で生活に支障を来すリスクの高い世帯に対し、定期的に異常の有無を確認する。

(3) 不要の外出の自粛の要請

市は地域ごとの実情に応じての不要不急の外出の自粛について町内会、自治会等コミュニティに要請する。

(4) 食料等の配達

外出ができない住民等に対して食料等の配達を行う必要が生ずる場合は、あらかじめ策定した計画に基づき、町内会、自治会等コミュニティと連携して生活必需品の配達を円滑に行う。

(5) 相談窓口の設置

住民からの専門的な相談は、一義的には保健所が担うが、業務多忙のため相談に十分に応じることができない場合は、混乱を回避し、住民の不安を解消するために、保健センター、又はその他の場所に新型インフルエンザに関する専用相談窓口・専用相談電話等を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談や自治体の行う対応策についての質問等、できる限り広範な内容の相談・問い合わせを受ける体制を整える。

2 市民の行う対策

(1) 正しい情報の収集

ア 情報には、国・地方自治体、企業、マスコミ等が提供する情報のほか、噂・デマ情報などがあり、媒体として広報・新聞・雑誌・テレビ・インターネットなど様々であるが、中には情報の信憑性・根拠に関して問題のあるものもあり、特に噂情報には虚偽のものが含まれることが多く、こうした情報を過度に信用してパニックが起こらないように正確な情報を収集し、冷静に対応する。

イ 医療や治安、ライフラインの維持などは国民生活を守るために必須な社会機能の維持を担当する方に優先的にプレ・パンデミック・ワクチンを投与す

る可能性のあることを理解する。

(2) 家族のだれかが発症（発症を疑わせる症状を呈する者を含む）した場合

ア 地域での患者数がまだ少ない場合

(ア) インフルエンザと思われる症状がある場合は、他の患者への二次感染のおそれを避けるため、保健所等（発熱相談センター）に連絡し、指定された医療機関（発熱外来などを設置）を受診する。

（発熱外来：発熱を訴える患者に対し、他の症状の患者から隔離した場所で外来診察を行うシステム。新型インフルエンザ感染・発症を否定されれば通常の外来での診察になり、新型インフルエンザであれば感染症指定医療機関等に入院措置等が採られる。）

(イ) 発熱・咳・のどの痛みなどの症状は、検査をしなければ新型インフルエンザによるものか分別できない。したがって、外出時、家庭内に限らず、咳をする際には「咳エチケット」に十分注意をして、周囲に感染させないように心掛ける。

(ウ) 患者に接触した家族や友人などは、隣人や勤務先、友人などに感染させないように、一定期間の自宅待機を要請され、また状況に応じて予防薬が配布されることがあるので、保健所等からの連絡をよく聞く。

イ 地域で集団発生があり、広がり始めた場合

状況により軽度の患者は自宅で療養をする。家族に患者がいる場合は、家族内での二次感染を防ぐよう、手洗いやうがい等を励行し、患者も家族もマスクをつけ、「咳エチケット」などを心掛けるとともに、患者は極力個室で静養させ、家族の居室と別にするなどの工夫を行う。また、消毒に関して消毒用アルコールは有効であり、家庭内の消毒に用いる。

(3) 集団発生地域共通

ア 学校が一定期間休校になる場合に、子どもたちが、地域で多数集まれば休校の意味がなくなるので、地域で子どもたちが多数で接触しないようにする。

イ 地域での感染を抑制するために、人が大勢集まる催し物は可能な限り延期するか、直接対面しない方法を考慮する。

ウ 町内会や自治会等コミュニティに協力する。コミュニティは食料を始めとする物資の配達の拠点になることも想定されており、自らの身を守ると同時にコミュニティの安全を守ることにつながる。

(4) 医療の確保への協力

パンデミック時には一時的に大量の医療に対する需要が起こるため、医師を始めとする医療従事者や薬剤・医療資材の供給体制等、医療を支えるインフラが極端に脆弱化する。また、パンデミック時であっても、生命にかかわる救急の患者や人工透析などの継続的な治療が必要な患者が居る。よって不要不急の医療機関受診や軽症での救急車要請は控えて、通常の医療の確保に協力することが重要である。